ＦＴＴＨサービス契約約款

平成２９年２月１３日

ＫＤＤＩ株式会社

目　　次

第１章　総則 7

第１条　約款の適用 7
第２条　約款の変更 7
第３条　用語の定義 7
第４条　外国における取扱制限 10

第２章　ＦＴＴＨサービスの種類 11

第５条　ＦＴＴＨサービスの種類 11

第３章　ＦＴＴＨサービスの提供区間等 12

第６条　ＦＴＴＨサービスの提供区間等 12

第４章　基本契約 13

第６条の２　契約の単位 13
第６条の３　共同基本契約 13
第６条の４　基本契約申込の方法 13
第６条の５　基本契約申込の承諾 13
第６条の６　ＦＴＴＨ接続回線の終端 13
第６条の７　ＦＴＴＨ接続回線の収容 14
第６条の８　基本契約者が行う基本契約の解除 14
第６条の９　破産等による基本契約の解除 14
第６条の 10　当社が行う基本契約の解除 14
第６条の 11　その他の提供条件 14

第５章　インターネット契約 15

第７条　インターネットサービスの品目 15
第８条　契約の単位 15
第９条　インターネット契約申込の方法 15
第 10 条　インターネット契約申込の承諾 15
第 11 条　削除 16
第 12 条　削除 16
第 13 条　ＦＴＴＨ接続回線の終端 16
第 14 条　ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断 16
第 15 条　インターネット契約に基づく権利の譲渡の禁止 16
第 16 条　インターネット契約者が行うインターネット契約の解除 16

第 16 条の２　インターネット契約者が行う初期契約解除 16
第 17 条　破産等によるインターネット契約の解除 17
第 18 条　当社が行うインターネット契約の解除 17
第 19 条　その他の提供条件 18

第６章　ＦＴＴＨ電話契約 18

第 19 条の２　契約の単位 19
第 20 条　ＦＴＴＨ電話契約申込の方法 19
第 21 条　ＦＴＴＨ電話契約申込の承諾 19
第 22 条　電気通信番号 20
第 23 条　電気通信番号の変更 20
第 24 条　ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断 21
第 24 条の２　その他の提供条件 21

第７章　緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約 22

第 25 条　緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスの提供 22
第 26 条　ＦＴＴＨ接続回線の終端 22
第 27 条　その他の提供条件 22

第７章の２　特別ＦＴＴＨ電話契約 23

第 27 条の２　特別ＦＴＴＨ電話契約申込の方法 23
第 27 条の３　特別ＦＴＴＨ電話契約の承諾 23
第 27 条の４　特定事業者の契約約款による制約 23
第 27 条の５　特定ＦＴＴＨ電話契約の解除等に伴う特別ＦＴＴＨ電話契約の取扱い 23
第 27 条の６　電気通信番号 23
第 27 条の７　電気通信番号の変更 23
第 27 条の８　その他の提供条件 23

第８章　付加機能 25

第 28 条　付加機能の提供 25
第 28 条の２　ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い 25

第９章　利用中止等 26

第 29 条　ＦＴＴＨサービスの利用中止 26
第 30 条　ＦＴＴＨサービスの利用停止 26
第 31 条　ＦＴＴＨサービスの接続休止 27

第 10 章　通信 28

第１節　通信の区別等 28

第 32 条　通信の区別等 28

第２節　通信利用の制限等 28

第 33 条　通信利用の制限等 28
第 33 条の２　同上 29
第 34 条　通信時間等の制限 29
第 35 条　非自動音声通信の種別及び接続の順位 29
第 36 条　通信時間の制限 30
第 37 条　音声通信の切断 30
第 38 条　非常事態が発生した場合等における利用の制限 30

第３節　音声通信の品質 30

第 39 条　音声通信の品質 30

第４節　当社又は協定事業者の契約約款等による制約 30

第 40 条　当社又は協定事業者の契約約款等による制約 30

第５節　通信時間の測定等 30

第 41 条　通信時間の測定等 30

第６節　発信電気通信番号等通知 31

第 42 条　発信電気通信番号等通知 31

第 11 章　料金等 32

第１節　料金及び工事に関する費用 32

第 43 条　料金及び工事に関する費用 32

第２節　料金等の支払義務 32

第 44 条　定額利用料の支払義務 32
第 44 条の２　ユニバーサルサービス料の支払義務 35
第 45 条　利用料の支払義務 35
第 46 条　手続きに関する料金及び工事費の支払義務 35

第３節　料金の計算方法等 35

第 47 条　料金の計算方法等 35

第４節　割増金及び延滞利息 36

第 48 条　割増金 36
第 49 条　延滞利息 36

第５節　他社接続通信の料金の取扱い 36

第 50 条　他社接続通信の料金の取扱い 36

第６節　協定事業者に係る債権の譲受等 36

第 50 条の２　協定事業者に係る債権の譲受等 36

第 12 章　最低利用期間 37

第 50 条の３　基本契約に係る最低利用期間 37
第 51 条　ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間 37

第 13 章　保守 38

第 52 条　基本契約者又は利用契約者の維持責任 38
第 53 条　基本契約者又は利用契約者の切分責任 38
第 54 条　修理又は復旧の順位 38

第 14 章　損害賠償 40

第 55 条　責任の制限 40
第 56 条　免責 40

第 15 章　雑則 42

第 57 条　削除 42
第 58 条　承諾の限界 42
第 59 条　利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務 42
第 60 条　利用上の制限 42
第 61 条　基本契約者又は利用契約者からのＦＴＴＨ接続回線の設置場所の提供等　43
第 62 条　利用契約者の氏名等の通知 43
第 63 条　電話帳 43
第 64 条　電話番号案内 43
第 65 条　番号情報の提供 43

第 65 条の２　相互接続番号案内 44
第 65 条の３　相互接続番号案内料の支払義務 44
第 65 条の４　協定事業者からの通知 44
第 66 条　基本契約者又は利用契約者に係る情報の利用 44
第 67 条　協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行 44
第 68 条　ＦＴＴＨサービスの技術資料の閲覧 45
第 69 条　提供条件書 45
第 70 条　法令に関する規定 45
第 71 条　閲覧 45

第 16 章　附帯サービス 46

第 72 条　附帯サービス 46

別記 47

料金表 56
通則 56
第１　基本利用料 59
１　適用 59
２　料金額 74
第２　付加機能利用料 87
１　適用 87
２　料金額 90
第３　相互接続番号案内料 99
１　適用 99
２　料金額 99
第４　手続きに関する料金及び工事費 100
１　適用 100
２　料金額 102
第５　附帯サービスに関する料金等 105
第６　ユニバーサルサービス料 108
１　適用 108
２　料金額 108

別表１　削除 109
別表２　外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等 110
別表３　パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約 115
別表４　番号規則第 10 条第１項第２号に規定する電気通信番号に係る当社又は協定事業者 116
別表５　番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号に係る協定事業者..... 117

附則 118

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、国際電気通信連合憲章（平成７年条約第２号）、国際電気通信連合条約（平成７年条約第３号）、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりＦＴＴＨサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）　本条のほか、当社は、ＦＴＴＨサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

２　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の２の３第２項第１号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
ＦＴＴＨ網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
ＦＴＴＨサービス	当社のＦＴＴＨ網を使用して行う電気通信サービス（これに付随して提供するサービスを含みます。）
ＦＴＴＨサービス取扱所	ＦＴＴＨサービスに関する業務を行う当社の事業所
基本契約	ＦＴＴＨサービスの提供を利用契約者（料金表第１（基本利用料）に定めるタイプⅢ、タイプⅣ又はタイプⅤに係るものに限ります。）に受けさせるための契約
基本契約者	当社と基本契約を締結している者
利用契約	当社からＦＴＴＨサービスの提供を受けるための契約
利用契約者	当社と利用契約を締結している者
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第１項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第 33 条第９項若しくは同条第 10 項又は第 34 条第４項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業

	者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
ＦＴＴＨ接続回線	（１）　ＦＴＴＨ網と基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線 （２）　ＦＴＴＨ網と基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所との間に協定事業者が設置する当社が別に定める電気通信回線
取扱所交換設備	電気通信回線を収容するためにＦＴＴＨサービス取扱所に設置される交換設備
インターネット契約	当社からインターネットサービスの提供を受けるための利用契約
インターネット契約者	当社とインターネット契約を締結している者
ＦＴＴＨ電話契約	当社からＦＴＴＨ電話サービスの提供を受けるための利用契約
ＦＴＴＨ電話契約者	当社とＦＴＴＨ電話契約を締結している者
緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約	当社から緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスの提供を受けるための利用契約
緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約者	当社と緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約を締結している者
ユーザコード	利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、１の引込線ごとに当社が利用契約に基づいてその利用契約者に割り当てるもの
モバイルアクセス回線	当社が別に定める契約に基づいて設置される電気通信回線
アクセスポイント	モバイルアクセス回線に係るインターネットサービス又は料金表第２（付加機能利用料）に定める特定の付加機能を提供するためにＦＴＴＨサービス取扱所に設置する電気通信設備
ユーザＩＤ	モバイルアクセス回線に係るインターネットサービス又は料金表第２（付加機能利用料）に定める特定の付加機能を利用するために、利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社が利用契約に基づいてその利用契約者に割り当てるもの （注）　特定の付加機能は、料金表第２（付加機能利用料）にめるパケット通信アクセスサービス及びローミングサービスとします。
パスワード	モバイルアクセス回線に係るインターネットサービス又は料金表第２（付加機能利用料）に定める特定の付加機能を利用するために、利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、その利用契約者が当社に通知するもの （注）　特定の付加機能は、料金表第２（付加機能利用料）にめるパケット通信アクセスサービス及びローミングサービスとします。
他社接続通信	相互接続点を介してＦＴＴＨ網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
音声通信	インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信（ファクシミリ通信を含みます。）

請求者	当社が提供するＦＴＴＨ電話サービス、特別ＦＴＴＨ電話サービス又は緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスに係る音声通信を行う者
対話者	請求者が当社の提供するＦＴＴＨ電話サービス、特別ＦＴＴＨ電話サービス又は緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスに係る音声通信を行おうとする相手
起算日	当社が基本契約又は利用契約ごとに定める毎歴月の一定の日
料金月	１の歴月の起算日から次の歴月の起算日の前日までの間
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	基本契約者又は利用契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	基本契約者又は利用契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
ＶＤＳＬ装置	変復調装置及び帯域分離多重装置であって、高速の符号伝送を可能とするもの
集合ＶＤＳＬ装置	複数の引込線を収容するＤＳＬ装置
ＶＤＳＬ装置等	ＶＤＳＬ装置及び集合ＶＤＳＬ装置
ＯＮＵ装置等	波長多重装置であって、ＦＴＴＨ接続回線の終端に複数の引込線を収容するもの
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年６月 19 日総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
特別ＦＴＴＨ電話契約	当社から特別ＦＴＴＨ電話サービスの提供を受けるための利用契約
特別ＦＴＴＨ電話契約者	当社と特別ＦＴＴＨ電話契約を締結している者
特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
特定ＦＴＴＨ電話サービス	特定事業者のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービス
特定ＦＴＴＨ電話契約	特定事業者から特定ＦＴＴＨ電話サービスの提供を受けるための契約
特定ＦＴＴＨ電話契約者	特定事業者と特定ＦＴＴＨ電話契約を締結している者
携帯電話事業者	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第３条第１号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
ＰＨＳ事業者	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第６条第４項第６号に規定するＰＨＳの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
ＴＶ契約	当社の有料放送役務契約約款に規定するＴＶ契約
ＴＶ契約者	当社の有料放送役務契約約款に規定するＴＶ契約者
ＴＶサービス	当社の有料放送役務契約約款に規定するＴＶサービス

（外国における取扱制限）

第４条　ＦＴＴＨサービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第２章　ＦＴＴＨサービスの種類

（ＦＴＴＨサービスの種類）

第５条　ＦＴＴＨサービスには、次の種類があります。

インターネットサービス	音声通信に係るもの以外のＦＴＴＨサービス
ＦＴＴＨ電話サービス	音声通信に係るものであって、特別ＦＴＴＨ電話サービス又は緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービス以外のＦＴＴＨサービス
特別ＦＴＴＨ電話サービス	専らＦＴＴＨ接続回線（特定ＦＴＴＨ電話サービスの提供を受けるものに限ります。）からの音声通信（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係るものに限ります。）の発信のために提供するＦＴＴＨサービス
緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービス	専らＦＴＴＨ接続回線からの音声通信（犯罪通報、出火報知又は人命救助に係るものに限ります。）又は第 42 条（発信電気通信番号等通知）に定める発信電気通信番号等の通知の着信のために提供するＦＴＴＨサービス
備考　ＦＴＴＨ電話契約者がＴＶ契約者である場合、そのＦＴＴＨ電話契約者は、ＦＴＴＨ電話サービスにおいて、ＦＴＴＨ接続回線の終端とＦＴＴＨサービス取扱所に設置するコンテンツ配信装置との間に限定して、符号又は影像の伝送交換を行うことができます。	

第３章　ＦＴＴＨサービスの提供区間等

（ＦＴＴＨサービスの提供区間等）

第６条　当社のＦＴＴＨサービスは、別記１に定める提供区間において提供します。

２　当社は、当社が指定するＦＴＴＨサービス取扱所において、ＦＴＴＨサービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第４章　基本契約

（契約の単位）

第６条の２　当社は、１の申込みごとに１の基本契約を締結します。

（共同基本契約）

第６条の３　当社は、１の申込みについて基本契約者が２人以上となる基本契約（以下「共同基本契約」といいます。）を締結します。

２　前項の場合において、基本契約者のうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（基本契約申込の方法）

第６条の４　基本契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただきます。

（基本契約申込の承諾）

第６条の５　当社は、基本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その基本契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）　申込みのあった基本契約（タイプⅢ（コースＩに限ります。）に限ります。）に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の戸数が 100 に満たないとき。

（２）　申込みのあった基本契約に係るＦＴＴＨサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（３）　基本契約の申込みをした者が基本契約に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（４）　基本契約の申込みをした者が当社が行う基本契約の解除を受けたことがあるとき。但し、基本契約（タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。）が利用契約者の責めに帰すべき事由により解除された場合を除きます。

（５）　基本契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。

（６）　そのＦＴＴＨ接続回線と当社のＦＴＴＨ網との相互接続に関し、そのＦＴＴＨ接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

（７）　基本契約の申込みをした者が、ＦＴＴＨサービスの提供に必要な工事及び手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。

（８）　第 59 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（９）　その他ＦＴＴＨサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（ＦＴＴＨ接続回線の終端）

第６条の６　当社は、基本契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の基本契約者が指定した建物又は工作物において、当社又は協定

事業者の線路から原則として最短距離の地点をＦＴＴＨ接続回線の終端とします。
２　前項の地点は、基本契約者との協議により当社が定めます。

（ＦＴＴＨ接続回線の収容）
第６条の７　ＦＴＴＨ接続回線（当社が設置するものに限ります。以下この条において同じとします。）は、そのＦＴＴＨ接続回線の終端のある場所に基づき当社が指定するＦＴＴＨサービス取扱所に収容します。
２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＦＴＴＨ接続回線を収容するＦＴＴＨサービス取扱所を変更することがあります。

（基本契約者が行う基本契約の解除）
第６条の８　基本契約者は、基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に書面により通知していただきます。

（破産等による基本契約の解除）
第６条の９　当社は、基本契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその基本契約を解除することがあります。

（当社が行う基本契約の解除）
第６条の 10　当社は、第 30 条（ＦＴＴＨサービスの利用停止）の規定により利用停止をされたＦＴＴＨサービスに係る基本契約者がなおその事実を解消しない場合又は基本契約に係る利用契約者の数が０となった場合は、その基本契約を解除することがあります。
２　当社は、基本契約者が第 30 条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、ＦＴＴＨサービスの利用停止をしないでその基本契約を解除することがあります。
３　前２項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その基本契約を解除することがあります。
（１）　基本契約者がＦＴＴＨサービスに係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
（２）　基本契約者がその基本契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
（３）　ＦＴＴＨサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
（４）　そのＦＴＴＨ接続回線と当社のＦＴＴＨ網との相互接続に関し、そのＦＴＴＨ接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その契約内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
（５）　その他ＦＴＴＨサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
４ 当社は、前３項の規定により、その基本契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを基本契約者に通知します。

（その他の提供条件）
第６条の 11　基本契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第５章　インターネット契約

（インターネットサービスの品目）

第７条　インターネットサービスには、料金表第１（基本利用料）に定める品目があります。

（契約の単位）

第８条　当社は、１のユーザコードごとに１のインターネット契約を締結します。この場合において、インターネット契約者は、１のインターネット契約につき１人に限ります。

（インターネット契約申込の方法）

第９条　インターネット契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただきます。

（インターネット契約申込の承諾）

第 10 条　当社は、インターネット契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢに限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）申込者が当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に規定する特定ＴＶ再送信契約者（インターネット契約の申込みとともに、当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に規定する特定ＴＶ再送信契約の申込みがあった場合に、当社が当該インターネット契約の申込みと当該特定ＴＶ再送信契約の申込みの承諾を同時に行うときには、当該インターネット契約の申込みをする者を含みます。）でない場合には、そのインターネット契約の申込みを承諾しません。

３　当社は、第１項の規定にかかわらず、次の場合には、そのインターネット契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）　申込みのあったインターネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（２）　インターネット契約の申込みをした者がＦＴＴＨサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）　インターネット契約の申込みをした者がその申込みに係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住していないとき。

（４）　インターネット契約の申込みをした者が第 30 条（ＦＴＴＨサービスの利用停止）の規定によりＦＴＴＨサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）　インターネット契約の申込みをした者に係る基本契約者又は基本契約の申込みをした者の承諾がないとき。

（６）　インターネット契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。

（７）　そのＦＴＴＨ接続回線と当社のＦＴＴＨ網との相互接続に関し、そのＦＴＴＨ接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

（８）　ＦＴＴＨ接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、ＦＴＴＨ接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要

な場所の提供が受けられないとき。
（９） インターネット契約の申込みをした者が、インターネットサービスの提供に必要な工事及び手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
(10) 第 59 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
(11) 申込みのあったインターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅤに限ります。）に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所が集合住宅（当社が別に定める基準に該当するものを除きます。）であるとき。
(12) その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 11 条　削除

第 12 条　削除

（ＦＴＴＨ接続回線の終端）
第 13 条　当社は、利用契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の利用契約者が指定した建物又は工作物において、当社又は協定事業者の線路から原則として最短距離の地点をＦＴＴＨ接続回線の終端とします。
２　前項の地点は、そのＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住する利用契約者との協議により当社が定めます。

（ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断）
第 14 条　当社は、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプⅤであって、当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断（そのＦＴＴＨ接続回線及び電気通信番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（インターネット契約に基づく権利の譲渡の禁止）
第 15 条　インターネット契約者がインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（インターネット契約者が行うインターネット契約の解除）
第 16 条　インターネット契約者は、インターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただきます。

（インターネット契約者等が行う初期契約解除）
第 16 条の２　インターネット契約者等（新たにインターネット契約（以下この条において「新規契約」といいます。）の申込みをする者又はインターネット契約の内容の変更（以下この条において「変更契約」といいます。）を請求するインターネット契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、事業法施行規則第 22 条の２の７第１項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第 26 条の２の第１項に基づき当社がインターネット契約者等に交付した書面（同条第２項の規定により提供するものを

含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日から起算して８日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合において、インターネット契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

２　初期契約解除は、インターネット契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。

３　初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第 26 条の３、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

（破産等によるインターネット契約の解除）

第 17 条　当社は、インターネット契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのインターネット契約を解除することがあります。

（当社が行うインターネット契約の解除）

第 18 条　当社は、第 30 条（ＦＴＴＨサービスの利用停止）の規定によりインターネットサービスの利用停止をされたインターネット契約者がなおその事実を解消しない場合又はインターネット契約に係る基本契約の解除があった場合は、そのインターネット契約を解除することがあります。

２　当社は、インターネット契約者が第 30 条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネットサービスの利用停止をしないでそのインターネット契約を解除することがあります。

３　当社は、インターネット契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢに限ります。）に限ります。）が当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に規定する特定ＴＶ再送信契約者でなくなった場合には、そのインターネット契約を解除します。

４　前３項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、そのインターネット契約を解除することがあります。

（１）　インターネット契約者がインターネットサービスに係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。

（２）　インターネット契約者がそのインターネットサービスの利用に係る住所（請求書の送付先の住所を除きます。）に居住していないと当社が認めたとき。

（３）　インターネット契約者がそのインターネット契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。

（４）　ＦＴＴＨ接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、ＦＴＴＨ接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられなくなったとき。

（５）　インターネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（６）　そのＦＴＴＨ接続回線と当社のＦＴＴＨ網との相互接続に関し、そのＦＴＴＨ接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その契約内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

（７）　当社並びに基本契約者及び利用契約者の責めによらない理由により、ＦＴＴＨ接続

回線の撤去を行わなければならない場合であって、回線収容替え（そのＦＴＴＨ接続回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。）を行うことができないとき。

（８）　その他インターネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

５　当社は、前４項（前項第２号を除きます。）の規定により、そのインターネット契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをインターネット契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第 19 条　ＦＴＴＨ接続回線の収容については、基本契約の場合に準じて取り扱います。

２　インターネット契約に係るその他の提供条件については、別記２及び別記３に定めるところによります。

第６章　ＦＴＴＨ電話契約

（契約の単位）

第 19 条の２　当社は、１のユーザコードごとに１又は２のＦＴＴＨ電話契約を締結します。この場合において、ＦＴＴＨ電話契約者は、１又は２のＦＴＴＨ電話契約につき１人に限ります。

（注）　本条に定める「２のＦＴＴＨ電話契約」とは、１の料金月において提供を受けることとなる異なる２のＦＴＴＨ電話サービスに係る利用契約をいいます。

（ＦＴＴＨ電話契約申込の方法）

第 20 条　ＦＴＴＨ電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に申し出ていただきます。

（ＦＴＴＨ電話契約申込の承諾）

第 21 条　当社は、ＦＴＴＨ電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢに限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）申込者が当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に規定する特定ＴＶ再送信契約者（ＦＴＴＨ電話契約の申込みとともに、当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に規定する特定ＴＶ再送信契約の申込みがあった場合に、当社が当該ＦＴＴＨ電話契約の申込みと当該特定ＴＶ再送信契約の申込みの承諾を同時に行うときには、当該ＦＴＴＨ電話契約の申込みをする者を含みます。）でない場合には、そのＦＴＴＨ電話契約の申込みを承諾しません。

３　当社は、第１項の規定にかかわらず、次の場合には、そのＦＴＴＨ電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）　申込みのあったＦＴＴＨ電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（２）　ＦＴＴＨ電話契約の申込みをした者がＦＴＴＨサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（３）　ＦＴＴＨ電話契約の申込みをした者がその申込みに係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内に居住していないとき。

（４）　ＦＴＴＨ電話契約の申込みをした者が第 30 条（ＦＴＴＨサービスの利用停止）の規定によりＦＴＴＨサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）　ＦＴＴＨ電話契約の申込みをした者に係る基本契約者又は基本契約の申込みをした者の承諾がないとき。

（６）　ＦＴＴＨ電話契約の申込みをした者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。

（７）　そのＦＴＴＨ接続回線と当社のＦＴＴＨ網との相互接続に関し、そのＦＴＴＨ接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

（８）　ＦＴＴＨ接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内

において、ＦＴＴＨ接続回線又は端末設備その他の電気通信設備を設置するために必要な場所の提供が受けられないとき。

（９）　ＦＴＴＨ電話契約の申込みをした者が、ＦＴＴＨ電話サービスの提供に必要な工事及び手続き等を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。

(10)　第 59 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(11)　申込みのあったＦＴＴＨ電話サービス（タイプⅠ又はタイプⅤに限ります。）に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所が集合住宅（当社が別に定める基準に該当するものを除きます。）であるとき。

(12)　その他ＦＴＴＨ電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

４　当社は、前３項の規定にかかわらず、当社が別に定めるＦＴＴＨ電話契約の申込みがあったときは、その申込みを承諾しません。

（注）　本条第４項の「当社が別に定めるＦＴＴＨ電話契約の申込み」は、ＦＴＴＨ電話サービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）、タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅢに限ります。）又はカテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。）に係るＦＴＴＨ電話契約の申込みであって、インターネット契約者以外からの申込み又は、１のユーザコードにおける２のＦＴＴＨ電話契約の申込みであって、タイプⅡ（カテゴリーⅠであってＯＮＵ装置等を利用するもの又はカテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅢ若しくはタイプⅣ（カテゴリーⅠであってＯＮＵ装置等を利用するもの又はカテゴリーⅢに限ります。）に係る利用契約者からの申込みとします。

（電気通信番号）

第 22 条　ＦＴＴＨ電話サービスに係る電気通信番号は、１のＦＴＴＨ電話契約ごとに、番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を当社が定めます。

２　当社は、前項によるほか、料金表第１（基本利用料）に定めるところにより、番号規則第 10 条第 2 号に規定する電気通信番号を割り当てます。

３　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ＦＴＴＨ電話サービスに係る電気通信番号を変更することがあります。

４　前項の規定により、ＦＴＴＨ電話サービスに係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことをＦＴＴＨ電話契約者に通知します。

（電気通信番号の変更）

第 23 条　ＦＴＴＨ電話契約者は、そのＦＴＴＨ電話サービスに係る電気通信番号を変更することができます。この場合、ＦＴＴＨ電話契約者は、当社所定の書面を契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に提出していただきます。

（注）　当社は、本条の規定によるほか、第 54 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、そのＦＴＴＨ電話サービスに係る電気通信番号を変更することがあります。

（ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断）

第 24 条　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅣ及びタイプⅤであって、当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断を行います。

（その他の提供条件）

第24条の２　ＦＴＴＨ接続回線の収容については、基本契約の場合に準じて取り扱います。

２　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者が当社に支払うべきＦＴＴＨ電話サービス（料金表で定める外国との音声通信に係るもの及び特定衛星端末との音声通信に係るものに限ります。以下本項において同じとします。）等の料金の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）について、次のいずれかに該当する場合は、限度額（以下本条において「利用限度額」といいます。）を定めることがあります。

（１）　過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者

（２）　ＦＴＴＨ電話サービス等の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

３　前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社はＦＴＴＨ電話契約者にその利用限度額を通知します。この場合、ＦＴＴＨ電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

４　利用限度額は、当社が別に定める額とします。

５　当社は、第２項に定めるＦＴＴＨ電話サービス等の料金の累積額が利用限度額を超えたときは、ＦＴＴＨ電話契約者にＦＴＴＨ電話サービス等の提供を行わないことがあります。

６　ＦＴＴＨ電話契約者は、第２項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等の支払いについて、第 45 条（利用料の支払い義務）第１項の規定の適用を免れるものではありません。

７　第２項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときは電話等契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

８　ＦＴＴＨ接続回線の終端、ＦＴＴＨ電話契約に基づく権利の譲渡の禁止、ＦＴＴＨ電話契約者が行うＦＴＴＨ電話契約の解除、破産等によるＦＴＴＨ電話契約の解除及び当社が行うＦＴＴＨ電話契約の解除については、インターネット契約の場合に準じて取り扱います。

９　前８項に規定するほか、ＦＴＴＨ電話契約に係るその他の提供条件については、別記２及び別記３に定めるところによります。

（注）　第４項に規定する当社が別に定める利用限度額は、5 万円とします。

第７章　緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約

（緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスの提供）

第 25 条　当社は、消防機関から請求があったときは、消防機関と協議し、その必要が認められ、かつ可能な範囲で緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスの提供を行います。

（ＦＴＴＨ接続回線の終端）

第 26 条　当社は、利用契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の利用契約者が指定した建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離の地点をＦＴＴＨ接続回線の終端とします。

２　前項の地点は、利用契約者との協議により当社が定めます。

（その他の提供条件）

第 27 条　ＦＴＴＨ接続回線の収容、緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約に基づく権利の譲渡の禁止、緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約者が行う緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約の解除又は当社が行う緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約の解除については、インターネット契約の場合に準じて取り扱います。

２　前項に規定するほか、緊急通報用ＦＴＴＨ電話契約に係るその他の提供条件については、別記３に定めるところによります。

第７章の２　　特別ＦＴＴＨ電話契約

（特別ＦＴＴＨ電話契約申込の方法）

第 27 条の２　特別ＦＴＴＨ電話契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に申し出ていただきます。

２　前項の申込みを行った者は、当社が特別ＦＴＴＨ電話契約を締結するために必要な氏名、住所及び電話番号等を、特定事業者から通知を受けることを承認していただいます。

（特別ＦＴＴＨ電話契約の承諾）

第 27 条の３　当社は、特定ＦＴＴＨ電話契約の申込者から特別ＦＴＴＨ電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、特定ＦＴＴＨ電話契約の申込みについて特定事業者の承諾が得られないときは、その申込者からの特別ＦＴＴＨ電話契約の申込みを承諾しません。

（特定事業者の契約約款による制約）

第 27 条の４　特別ＦＴＴＨ電話契約者は、特定事業者のＦＴＴＨサービス契約約款の定めるところにより、その特別ＦＴＴＨ電話契約のＦＴＴＨ接続回線に係る特定ＦＴＴＨ電話サービスを利用することができない場合においては、特別ＦＴＴＨ電話サービスを利用することができないことがあります。

（特定ＦＴＴＨ電話契約の解除等に伴う特別ＦＴＴＨ電話契約の取扱い）

第 27 条の５　当社は、特定事業者との間で締結されている特定ＦＴＴＨ電話契約の解除があったときは、そのＦＴＴＨ接続回線に係る特別ＦＴＴＨ電話契約を解除します。

（電気通信番号）

第 27 条の６　特別ＦＴＴＨ電話サービスに係る電気通信番号は、１の特別ＦＴＴＨ電話契約ごとに、番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号を当社が定めます。この場合において、特別ＦＴＴＨ電話契約者は、当社が特定事業者に電気通信番号を通知することを承認していただきます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、特別ＦＴＴＨ電話に係る電気通信番号を変更することがあります。

３　当社は、前項の規定により、特別ＦＴＴＨ電話に係る電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを特別ＦＴＴＨ電話契約者に通知します。

（電気通信番号の変更）

第 27 条の７　特別ＦＴＴＨ電話契約者は、その特別ＦＴＴＨ電話サービスに係る電気通信番号を変更しようとするときは、当社所定の書面を契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に提出していただきます。

（注）　当社は、本条の規定によるほか、第 54 条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、その特別ＦＴＴＨ電話契約者に係る電気通信番号を変更することがあります。

（その他の提供条件）

第 27 条の８　ＦＴＴＨ接続回線の収容については、基本契約の場合に準じて取り扱います。

２　契約の単位、ＦＴＴＨ接続回線の終端、特別ＦＴＴＨ電話契約に基づく権利の譲渡の禁止、特別ＦＴＴＨ電話契約者が行う特別ＦＴＴＨ電話契約の解除、破産等による特別ＦＴＴＨ電話契約の解除及び当社が行う特別ＦＴＴＨ電話契約の解除については、インターネット契約の場合に準じて取り扱います。

３　前２項に規定するほか、ＦＴＴＨ電話契約に係るその他の提供条件については、別記２及び別記３に定めるところによります。

第８章　付加機能

（付加機能の提供）

第 28 条　当社は、利用契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第２（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

（１）　付加機能の提供を請求した利用契約者がＦＴＴＨサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）　付加機能の提供を請求した利用契約者が第 30 条（ＦＴＴＨサービスの利用停止）の規定によりＦＴＴＨサービスの利用停止をされている、又は当社が行う利用契約の解除を受けたことがあるとき。

（３）　付加機能の提供を請求した利用契約者が本条第２項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。

（４）　付加機能の提供を請求した利用契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

（５）　付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

２　当社は、インターネットサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に限ります。）のＦＴＴＨ接続回線について、そのインターネット契約者又は基本契約者から請求があったものとみなして、おうちトラブルサポートサービスを提供します。

３　当社は、インターネットサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に限ります。）のＦＴＴＨ接続回線について、そのインターネット契約若しくは基本契約の解除又はプラン種別の変更があったときは、おうちトラブルサポートサービスを廃止します。

４　前項のほか、当社は、料金表第２（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

（ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断があった場合の取扱い）

第 28 条の２　当社は、ＦＴＴＨ接続回線の利用の一時中断があったときは、そのＦＴＴＨ接続回線について、付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の一時中断を行います。

　ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者がその付加機能を利用することが止むを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りでありません。

第９章　利用中止等

（ＦＴＴＨサービスの利用中止）

第 29 条　当社は、次の場合には、ＦＴＴＨサービスの利用を中止することがあります。

（１）　当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）　特定のＦＴＴＨ接続回線から多数の不完了通信（対話者の応答前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

（３）　第 33 条（通信利用の制限等）及び第 38 条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

（４）　ユーザＩＤ又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。

（５）　相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。

２　当社は、前項の規定によりＦＴＴＨサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（ＦＴＴＨサービスの利用停止）

第 30 条　当社は、基本契約者又は利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、６ヶ月以内で当社が定める期間（そのＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったＦＴＴＨサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービス等に係る料金を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのＦＴＴＨサービスの利用を停止することがあります。

（１）　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

（２）　第 59 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反したとき。

（３）　当社の承諾を得ずに、ＦＴＴＨ接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

（４）　ＦＴＴＨ接続回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をＦＴＴＨ接続回線から取り外さなかったとき。

（５）　前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、ＦＴＴＨサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

２　当社は、複数の基本契約又は利用契約を締結している基本契約者又は利用契約者が、そのいずれかの基本契約又は利用契約において、第 59 条（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）の規定に違反したときは、６ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての基本契約又は利用契約に係るＦＴＴＨサービスの利用を停止することがあります。

３　当社は、当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に規定する特定ＴＶ再送信契約を締結している利用契約者が、その特定ＴＶ再送信契約において、当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款の規定により利用停止となった場合は、６か月以内で当社が定める期間、その

ＦＴＴＨサービスの利用を停止することがあります。

４　当社は、前３項の規定によりＦＴＴＨサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を基本契約者又は利用契約者に通知します。

ただし、第１項第２号又は第２項の規定によりＦＴＴＨサービスの利用停止をする場合は、この限りでありません。

５　利用契約者が送信した電子メール（料金表第２（付加機能）に規定する電子メールサービスを利用したものであって、当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その利用契約者の電子メールの転送を継続して行うことがＦＴＴＨサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、その利用契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（ＦＴＴＨサービスの接続休止）

第 31 条　当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、利用契約者がＦＴＴＨサービスを全く利用することができなくなったときは、ＦＴＴＨサービスの接続休止（ＦＴＴＨサービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、そのＦＴＴＨサービスについて、基本契約者又は利用契約者から基本契約又は利用契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。

２　当社は、前項の規定によりＦＴＴＨサービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

３　第１項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのＦＴＴＨサービスに係る基本契約又は利用契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことを基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

第10章　通信

第１節　通信の区別等

（通信の区別等）

第32条　音声通信の区別は、次のとおりとします。

区別	内容
自動音声通信	請求者のダイヤル操作により、自動的に対話者に接続される音声通信
非自動音声通信	当社電話交換局の交換取扱者又は外国の交換取扱者を介して、対話者側に接続 される音声通信（ファクシミリ通信を除きます。）

２　非自動音声通信の種別は、第35条（非自動音声通信の種別及び接続の順位）及び料金表第１（基本利用料）に定めるところによります。

第２節　通信利用の制限等

（通信利用の制限等）

第33条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているＦＴＴＨ接続回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への自動音声通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記19に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

２　当社は、外国又は特定衛星端末との音声通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、外国又は特定衛星端末との音声通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。

３　通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
４　当社はモバイルアクセス回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した通信について、次のいずれかに該当するときは、その接続を切断することがあります。
（１）　一定時間通信を行わないとき。
（２）　その通信が一定時間を超えるとき。
（３）　同一のユーザＩＤにより同時に２以上の通信を行うとき。
５　当社は、基本契約者又は利用契約者が、ＦＴＴＨ接続回線を使用して、当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のＦＴＴＨサービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る通信の帯域を制限することがあります。

第 33 条の２　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（通信時間等の制限）
第 34 条　当社は、音声通信（非自動音声通信を除きます。以下この条において同じとします。）が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

（非自動音声通信の種別及び接続の順位）
第 35 条　非自動音声通信の種別及び接続の順位は、次のとおりとします。

種別	内容	接続の順位
非常音声通信	１　海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する非自動音声通信 ２　世界保健機関の伝染病に関する特別に緊急な非自動音声通信 ３　大事故、地震、暴風、台風、火事、洪水、難破その他の災害又は人命救助業務に関係する非自動音声通信	１
緊急音声通信	次に掲げる者が行う非自動音声通信並びに国際連合の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 12 号）第３条及び専門機関の特権及び免除に関する条約（昭和 38 年条約第 13 号）第４条の規定に基づき、国際連合及び専門機関が行う公用の非自動音声通信（以下「官用音声通信」といいます。）であって、先順位を請求したもの （１）　国の元首 （２）　政府の首長及び政府の一員である者 （３）　陸軍、海軍及び空軍の司令長官	２

	（４）　外交官及び領事官 （５）　国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長 6)　国際司法裁判所	
一般音声通信	非常音声通信及び緊急音声通信以外の非自動音声通信	３

（通信時間の制限）

第 36 条　当社は、非自動音声通信が著しくふくそうするときは、一般音声通信（官用音声通信を除きます。)に限り、その通信時間を制限することがあります。

（音声通信の切断）

第 37 条　当社は、非常音声通信の取扱上必要がある場合は、一般音声通信及び緊急音声通信を切断することがあります。

（非常事態が発生した場合等における利用の制限）

第 38 条　当社は、天災、事変、その他の非常事態の発生、又は電気通信回線設備の障害、その他の事由により、非自動音声通信が著しく遅延し又は遅延するおそれがあるときは、その遅延の程度に応じ、下記の措置を執ることがあります。

（１）　非常音声通信及び緊急音声通信のほかは、受け付けません。

（２）　非常音声通信のほかは、受け付けません。

第３節　音声通信の品質

（音声通信の品質）

第 39 条　音声通信の品質については、ＦＴＴＨサービスの利用形態等により変動する場合があります。

第４節　当社又は協定事業者の契約約款等による制約

（当社又は協定事業者の契約約款等による制約）

第 40 条　利用契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、ＦＴＴＨサービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又はＦＴＴＨサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、ＦＴＴＨサービスに係る通信を行うことはできません。

第５節　通信時間の測定等

（通信時間の測定等）

第 41 条　通信時間の測定等については、料金表第１（基本利用料）に定めるところによります。

第６節　発信電気通信番号等通知

（発信電気通信番号等通知）

第 42 条　音声通信については、その発信電気通信番号（その音声通信の発信元に係る電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点へ通知します。

ただし、次の音声通信については、この限りでありません。

（１）　音声通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う音声通信

（２）　料金表第２（付加機能利用料）に規定する特定の付加機能の提供を受けているＦＴＴＨ接続回線から行う音声通信（音声通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルして行う音声通信を除きます。）

２　前項にかかわらず、番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う音声通信については、下表に定めるところにより、その情報を相手先へ通知します。

ただし、音声通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う音声通信については、この限りでありません。

当社が通知する情報	通知する相手先
発信電気通信番号	着信先の当社の契約約款に定める契約者回線又は電気通信回線に係る相互接続点
発信電気通信番号並びにその音声通信の発信元に係るＦＴＴＨ電話契約者又は特別ＦＴＴＨ電話契約者の氏名若しくは名称及び所在地	その緊急通報に関する音声通信の着信があった警察機関、海上保安機関又は消防機関

３　前項の場合において、当社は、情報を相手先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第 55 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（注１）利用契約者は、本条の規定等により通知を受けた発信電気通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

（注２）本条第１項第２号の「特定の付加機能」は、料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号非通知サービスとします。

第11章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第43条　当社が提供するＦＴＴＨサービスに係る料金は、基本利用料（料金表第１（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表第２（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、手続きに関する料金及び工事費（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定める料金をいいます。以下同じとします。）及びユニバーサルサービス料（料金表第６（ユニバーサルサービス料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

２　当社が提供するＦＴＴＨサービスに係る工事に関する費用は、工事費とします。

第２節　料金等の支払義務

（定額利用料の支払義務）

第44条　基本契約者又は利用契約者は、次表に定める期間について、当社が提供するＦＴＴＨサービスの態様に応じて、定額利用料（料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

<table>
<tr><th>区分</th><th>支払いを要する期間</th></tr>
<tr><td>基本利用料</td><td>その利用契約に基づいて当社がＦＴＴＨサービスの提供を開始した日（基本契約（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。）にあっては、その基本契約に係るＦＴＴＨサービスの利用が可能となる日とします。以下「ＦＴＴＨサービス提供開始日」といいます。）の翌日（以下「基本利用料課金開始日」といいます。）から起算して基本契約又は利用契約の解除があった日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間とします。）。
<table>
<tr><th>区分</th><th>支払を要する期間</th></tr>
<tr><td>（１）　基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合</td><td>基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td></tr>
<tr><td>（２）　ＦＴＴＨサービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合</td><td>ＦＴＴＨサービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>付加機能利用料</td><td>ア　イ又はウ以外のもの
付加機能の提供若しくは第22条（電気通信番号）第２項に定める番号の割り当てを行った日（以下「付加機能提供開始日」といいます。）の翌日（以下「付加機能利用料課金開始日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその付加機能若しくは第22条第２項に定める番号の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間。）。</td></tr>
</table>

区分	支払を要する期間
（１）　付加機能利用料課金開始日の属する料金月とその付加機能又は第 22 条第２項に定める番号の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
（２）　付加機能提供開始日とその付加機能又は第 22 条第２項に定める番号の廃止があった日が同一の日である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間

イ　おうちトラブルサポートサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）を除きます。）に係るもの

付加機能提供開始日の属する料金月の翌料金月の初日から、その付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間。）。

区分	支払を要する期間
付加機能提供開始日の属する料金月とその付加機能の廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間

ウ　おうちトラブルサポートサービス（タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に限ります。）に係るもの

そのＦＴＴＨ接続回線に係るインターネットサービスの基本利用料の支払いを要する期間に準じて取り扱います。

２　前項の期間において、利用停止等によりＦＴＴＨサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

（１）　利用停止があったときは、基本契約者又は利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（２）　利用の一時中断を行ったときは、利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（３）　前２号の規定によるほか、基本契約者又は利用契約者は、次の場合を除いて、ＦＴＴＨサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
１　基本契約者又は利用契約者の責めによらない理由により、ＦＴＴＨサービスを全く利用できない状態（ＦＴＴＨサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
２　当社の故意又は重大な過失により、そのＦＴＴＨサービスを全く利用できない	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応

状態が生じたとき。	する定額利用料
３　相互接続点の所在場所の変更に伴って、ＦＴＴＨサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（利用契約者の都合により、ＦＴＴＨサービスを利用しなかった場合であって、ＦＴＴＨサービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
４　ＦＴＴＨサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

３　第１項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、ＦＴＴＨサービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

（１）　協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他基本契約者又は利用契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、基本契約者又は利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

（２）　前号の規定によるほか、基本契約者又は利用契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、ＦＴＴＨサービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
１　基本契約者又は利用契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（そのＦＴＴＨ接続回線による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、ＦＴＴＨサービスを全く利用できなくなった場合（２欄に該当する場合により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
２　他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のＦＴＴＨサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

４　前２項の規定にかかわらず、第２項第３号の表及び前項第２号の表に定める利用できなかったＦＴＴＨサービスがおうちトラブルサポートサービスのみである場合であって、そのＦＴＴＨサービスに係る基本契約又は利用契約がタイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）に係るものであるときは、おうちトラブルサポートサービスに係る付加機能利用料については、同表に定める支払いを要しない料金として取り扱いません。

５　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を

返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 44 条の 2　ＦＴＴＨ電話契約者は、その料金月の末日においてＦＴＴＨ電話の提供を受けている場合、料金表第６（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（利用料の支払義務）

第 45 条　利用契約者は、第 41 条（通信時間の測定等）の規定により当社が測定した通信時間と料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）の規定とに基づいて算定した利用料（料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第２（付加機能利用料）に定める付加機能を利用した通信の利用料について、特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

２　利用契約者は、そのＦＴＴＨ接続回線により利用契約者以外の者が行った通信に係る利用料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

３　ＦＴＴＨ電話契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、ＦＴＴＨ電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）

第 46 条　基本契約者又は利用契約者は、ＦＴＴＨサービスに係る契約の手続き若しくは工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、手続きに関する料金又は工事費の支払いを要します。この場合において、支払いを要する手続きに関する料金又は工事費の額は、当社が別に定める手続きに関する料金又は工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にその基本契約若しくは利用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合において、既にその手続きに関する料金又は工事費が支払われているときは、当社は、その手続きに関する料金又は工事費を返還します。

２　基本契約者又は利用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第３節　料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第 47 条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第４節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第 48 条　基本契約者又は利用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第 49 条　基本契約者又は利用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計 算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第５節 他社接続通信の料金の取扱い

（他社接続通信の料金の取扱い）

第 50 条　利用契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続通信に関する料金の支払いを要します。

２　前項の場合において、他社接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとします。

第６節　協定事業者に係る債権の譲受等

（協定事業者に係る債権の譲受等）

第 50 条の２　協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している利用契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

２　前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するＦＴＴＨサービスの料金とみなして取り扱います。

第 12 章　最低利用期間

（基本契約に係る最低利用期間）

第 50 条の３　基本契約については、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、次の各号に定める通りとします。

（１）　その基本契約（タイプⅢ（コースⅠ又はコースⅡに限ります。）に限ります。）に係るＦＴＴＨサービスの利用が可能となる日から起算して２年間とします。

（２）　その基本契約（タイプⅢ（コースⅢに限ります。）に限ります。）に係るＦＴＴＨサービスの利用が可能となる日から起算して５年間とします。

（３）　その基本契約（タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。）に係るＦＴＴＨサービスの提供を開始した日から起算して６月間とします。

３　基本契約者は、前項の最低利用期間内に基本契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）

第 51 条　ＦＴＴＨサービス（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。）については、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がＦＴＴＨサービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

区分	最低利用期間
インターネットサービス	６月間

３　利用契約者は、前項の最低利用期間内に利用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第 13 章　保守

（基本契約者又は利用契約者の維持責任）

第 52 条　基本契約者又は利用契約者は、そのＦＴＴＨ接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）に適合するよう維持していただきます。

２　当社が、基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合において、回線終端装置とローゼットの間の電気通信回線については、基本契約者又は利用契約者に設置していただきます。

（基本契約者又は利用契約者の切分責任）

第 53 条　基本契約者又は利用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が基本契約又は利用契約の申込者が指定する場所にローゼットを設置する場合においては、回線終端装置とローゼットの間の電気通信回線を含みます。）がＦＴＴＨ接続回線に接続されている場合であって、ＦＴＴＨサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

２　前項の確認に際して、基本契約者又は利用契約者から要請があったときは、当社は、ＦＴＴＨサービス取扱所において試験を行い、その結果を基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

３　当社は、基本契約者又は利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、基本契約者又は利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（注）　当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

（修理又は復旧の順位）

第 54 条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 33 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

２	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 19 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除きます。）
３	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）　当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したＦＴＴＨ接続回線について、暫定的にその電気通信番号を変更することがあります。

第 14 章　損害賠償

（責任の制限）

第 55 条　当社は、ＦＴＴＨサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由（当社が、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由を含みます。）によりその提供を行わなかったときは、そのＦＴＴＨサービスが全く利用できない状態（当該基本契約又は利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該基本契約者又は利用契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りでありません。

２　第１項の場合において、当社は、ＦＴＴＨサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24　時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ＦＴＴＨサービスに係る次の料金の合計額を発　生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１）　料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める定額利用料

（２）　料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に定める利用料（ＦＴＴＨサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均利用料（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　前２項の規定にかかわらず、当社は、ＦＴＴＨサービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、ＦＴＴＨサービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

４　当社は、ＦＴＴＨサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前３項の規定は適用しません。

５　第１項から第３項までの規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第１（基本利用料）又は料金表第２（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（注１）　本条第２項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、ＦＴＴＨサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均の利用に関する料金とします。

（注２）　本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第 56 条　当社は、ＦＴＴＨサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

２　当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しま

せん。

第15章　雑則

第57条　削除

（承諾の限界）

第58条　当社は、基本契約者又は利用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした基本契約者又は利用契約者にお知らせします。

ただし、この約款及び料金表において特段の規定がある場合には、その規定によります。

（利用に係る基本契約者又は利用契約者の義務）

第59条　基本契約者又は利用契約者は、次のことを守っていただきます。

（１）　当社が基本契約又は利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

（２）　故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

（３）　故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

（４）　当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が基本契約又は利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

（５）　当社が基本契約又は利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

（６）　同一のユーザＩＤにより同時に２以上の通信を行わないこと。

（７）　ユーザＩＤ又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に届け出てること。

（８）　違法に、又は公序良俗に反する態様で、ＦＴＴＨサービスを利用しないこと。

２　当社は、利用契約者の行為が別記４に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第８号の義務に違反したものとみなします。

３　利用契約者は、前２項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（利用上の制限）

第60条　ＦＴＴＨ電話契約者は、コールバックサービス（本邦から本邦外へ発信する音声通信を外国から発信する形態に転換することによって音声通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で音声通信を行ってはなりません。

区別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して音声通信の請求が行われ、ＦＴＴＨ電

	話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が音声通信に係る通話時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

（基本契約者又は利用契約者からのＦＴＴＨ接続回線の設置場所の提供等）

第 61 条　基本契約者又は利用契約者からのＦＴＴＨ接続回線の設置場所の提供等については、当社が別に定めるところによります。

（利用契約者の氏名等の通知）

第 62 条　当社は、協定事業者から要請があったときは、ＦＴＴＨ電話契約者又は特別ＦＴＴＨ電話契約者（その協定事業者とＦＴＴＨ電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（電話帳）

第 63 条　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

（注）　「別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

（電話番号案内）

第 64 条　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者から請求があったときは、当社が別に定める電気通信番号について、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

（注）　電話帳への掲載を省略されているもの（ＦＴＴＨ電話契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については、電気通信番号の案内は行いません。

（番号情報の提供）

第 65 条　当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第 63 条（電話帳）及び第 64 条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載又は電話番号案内の請求を行ったＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線の情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

２　前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会　社が、電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める　者に限ります。）に提供します。

（注１）　本条第２項に規定する「当社が別に定める者」は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容されたＦＴ

ＴＨ電話契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
（注２）　本条第２項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。
（注３）　当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 10 年郵政省告示第 570 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
（注４）　電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

（相互接続番号案内）
第 65 条の２　ＦＴＴＨ電話契約者は、そのＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線から相互接続番号案内（相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

（注）　「別に定める協定事業者」は、株式会社ＫＤＤＩエボルバとします。

（相互接続番号案内料の支払義務）
第 65 条の３　ＦＴＴＨ電話契約者は、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第３（相互接続番号案内料）に規定する相互接続番号案内料の支払いを要します。
２　ＦＴＴＨ電話契約者は、そのＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線によりＦＴＴＨ電話契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。

（協定事業者からの通知）
第 65 条の４　利用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な利用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（基本契約者又は利用契約者に係る情報の利用）
第 66 条　当社は、基本契約者又は利用契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ＦＴＴＨサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（注）　業務の遂行上必要な範囲での利用には、利用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行）
第 67 条　当社は、利用契約者（ＦＴＴＨ電話契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約

約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

（１）　その申出をした利用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがないとき。

（２）　その利用契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。

（３）　その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その利用契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、その利用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

３　当社は、特定ＦＴＴＨ電話契約者から申し出があったときは、前２項の規定に準じた取扱いを行います。

（ＦＴＴＨサービスの技術資料の閲覧）

第 68 条　当社は、当社が指定するＦＴＴＨサービス取扱所において、ＦＴＴＨサービスを利用するうえで参考となる別記 20 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（提供条件書）

第 69 条　当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、ＦＴＴＨサービス及び附帯サービスを提供します。

（法令に関する規定）

第 70 条　ＦＴＴＨサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）　法令に定めがある事項については、別記 10 から 13 までに定めるところによります。

（閲覧）

第 71 条　この約款及び料金表において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第16章　附帯サービス

（附帯サービス）

第72条　ＦＴＴＨサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

１　ＦＴＴＨサービスの提供区間

当社のＦＴＴＨサービスは、下表の区間において提供します。

区分	提供区間
インターネットサービス	（１）　ＦＴＴＨ接続回線（当社が設置するものに限ります。以下この表において同じとします。）の終端相互間（１の端末回線の終端に終始する場合を含みます。） （２）　相互接続点相互間（１の相互接続点に終始する場合を含みます。） （３）　アクセスポイント相互間（１のアクセスポイントに終始する場合を含みます。） （４）　ＦＴＴＨ接続回線、相互接続点又はアクセスポイントとＮＳＰＩＸＰ（ＷＩＤＥプロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点又は当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の中間点（以下「分界点」といいます。）との間 （５）　ＦＴＴＨ接続回線と相互接続点又はアクセスポイントとの間 6）　相互接続点とアクセスポイントとの間
ＦＴＴＨ電話サービス	（１）　ＦＴＴＨ接続回線の終端相互間 （２）　相互接続点相互間（１の相互接続点に終始する場合を含みます。） （３）　ＦＴＴＨ接続回線の終端と相互接続点、外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 （４）　相互接続点と外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 （５）　ＦＴＴＨ接続回線又は相互接続点と当社が設置する電気通信回線の終端との間
特別ＦＴＴＨ電話サービス	（１）　ＦＴＴＨ接続回線の終端相互間 （２）　ＦＴＴＨ接続回線と当社が設置する電気通信回線の終端との間
緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービス	（１）　ＦＴＴＨ接続回線の終端相互間 （２）　相互接続点相互間 （３）　ＦＴＴＨ接続回線の終端と相互接続点との間

２　基本契約者又は利用契約者の地位の承継

（１）　相続又は法人の合併若しくは分割により基本契約者又は利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）　（１）の場合において、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）　当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

３　基本契約者又は利用契約者の氏名等の変更

（１）　基本契約者又は利用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に届け出ていただきます。

　ただし、その変更があったにも係わらずＦＴＴＨサービス取扱所に届出がないときは、第６条の 10（当社が行う基本契約の解除）、第 18 条（当社が行うインターネット契約の解除）及び第 30 条（ＦＴＴＨサービスの利用停止）その他この約款又は料金表に規定する通知については、当社が届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

（２）　基本契約者又は利用契約者は、その契約者連絡先電話番号につき、変更、廃止及び携帯・ＰＨＳ電話番号ポータビリティを伴う当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥサービス（ＬＴＥデュアルに限ります。）の利用の開始又は解約があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に届け出ていただきます。

　ただし、その変更があったにもかかわらずＦＴＴＨサービス取扱所に基本契約者又は利用契約者からの届出がないことを当社が知ったときは、その届出があったものとみなします。

（３）　当社は、（１）若しくは（２）の届出があった時は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

４　基本契約者又は利用契約者の禁止行為

基本契約者又は利用契約者は、ＦＴＴＨサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

（１）　当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

（２）　他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為

（３）　他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為

（４）　他人になりすまして各種サービスを利用する行為

（５）　他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

（６）　他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為

（７）　他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

（８）　猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為

（９）　無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為

(10)　ＦＴＴＨサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(11)　有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(12)　売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

(13)　他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のＩＤ、パスワード又はその他の情報等を取得する

行為又は取得する恐れのある行為
(14)　その他法令に違反する行為
(15)　（１）から(14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

５　基本契約者又は利用契約者からのＦＴＴＨ接続回線の設置場所の提供等
（１）　ＦＴＴＨ接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がＦＴＴＨ接続回線を設置するために必要な場所は、その基本契約者又は利用契約者から提供していただきます。
（２）　当社が基本契約又は利用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、基本契約者又は利用契約者から提供していただくことがあります。
（３）　基本契約者又は利用契約者は、ＦＴＴＨ接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

６　電話帳の普通掲載
（１）　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者から請求があったときは、そのＦＴＴＨ電話契約者に係る当社が別に定める電気通信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。
ア　ＦＴＴＨ電話契約者又はそのＦＴＴＨ電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち１
イ　ＦＴＴＨ電話契約者又はそのＦＴＴＨ電話契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち１
ウ　ＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線の終端のある場所（ＦＴＴＨ電話契約者又はそのＦＴＴＨ電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所）
（２）　（１）に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
（３）　当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、（１）の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

７　電話帳の掲載省略
（１）　当社は、６（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、ＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線に通話等の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、６（電話帳の普通掲載）の（１）のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについてＦＴＴＨ電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することがあります。
（２）　当社は、（１）の場合のほか、ＦＴＴＨ電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

８　電話帳の重複掲載
（１）　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者から、普通掲載のほか、６（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載しま

す。

ア　氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ　普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

（２）（１）に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。

（３）当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、（１）の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

（４）電話等契約者は、（１）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定する料金の支払いを要します。

９　緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスの電気通信番号

緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスの電気通信番号は、次のとおりとします。

区別	電気通信番号
警察機関に提供される緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービス	１１０
消防機関に提供される緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービス	１１９

10　自営端末設備の接続

（１）基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係るＦＴＴＨ接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのＦＴＴＨ接続回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第７号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第３条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第１項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の３第２項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

（２）当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ　その接続が電事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

（３）当社は、（２）の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア　技術基準適合認定規則様式第７号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ　事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するとき。

（４）（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

（５）基本契約者又は利用契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第４条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第３条で定める場合は、この限りでありません。

（６）　基本契約者又は利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、（１）から（５）までの規定に準じて取り扱います。
（７）　基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係るＦＴＴＨ接続回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11　自営端末設備に異常がある場合等の検査
（１）　当社は、ＦＴＴＨ接続回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、基本契約者又は利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、基本契約者又は利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第２項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
（２）　（１）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
（３）　（１）の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、基本契約者又は利用契約者は、その自営端末設備をＦＴＴＨ接続回線から取りはずしていただきます。

12　自営電気通信設備の接続
（１）　基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係るＦＴＴＨ接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのＦＴＴＨ接続回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
（２）　当社は、（１）の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
ア　その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ　その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第１項第２号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
（３）　当社は、（２）の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
（４）　（３）の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
（５）　基本契約者又は利用契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
　ただし、工事担任者規則第３条で定める場合は、この限りでありません。
（６）　基本契約者又は利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、（１）から（５）までの規定に準じて取り扱います。
（７）　基本契約者又は利用契約者は、その基本契約者又は利用契約者に係るＦＴＴＨ接続回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

13　自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
　ＦＴＴＨ接続回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、11（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

14　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

15　天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

（１）　当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	１１７

（２）　当社が別に定める協定事業者が提供する天気予報サービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象 情報を通知するサービス	１７７

（３）　当社が別に定める協定事業者が提供する災害用伝言ダイヤルサービスは、次のとおりとします。

区別	内容	電気通信番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通話について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス	１７１

（４）　時報サービス及び天気予報サービスは、１の音声通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、６分経過後１２分までの間において、その音声通信を打ち切ります。

（注）　15 の（２）及び 15 の（３）の「当社が別に定める協定事業者」は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

16　音声通信明細書の発行

（１）　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者から請求があったときは、音声通信明細書を発行します。

（２）　ＦＴＴＨ電話契約者は、音声通信明細書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定する発行料の支払いを要します。

17　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、利用契約の申込みをする者又は利用契約者から要請があったときは、ＦＴＴＨサービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

18　端末設備の提供

（１）　当社は、基本契約者又は利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等若しくはＯＮＵ装置等及びホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びＩＰルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）をいいま

す。以下同じとします。)を提供します。

（２） 基本契約者又は利用契約者は、前項の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

19　新聞社等の基準

区分	基準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１） 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２） 発行部数が、１の題号について 8,000 部以上であること。
２　放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
３　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

20　ＦＴＴＨサービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 （１） 物理的条件 （２） 電気的条件 （３） 論理的条件

21　支払証明書の発行

（１） 当社は、基本契約者又は利用契約者から請求があったときは、その契約者に係るＦＴＴＨサービス等の支払証明書を発行します。

（２） 基本契約者又は利用契約者は、支払証明書の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。

22　払込取扱票の発行等

（１） 当社は、ＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、ＦＴＴＨサービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)は、当社が指定するＦＴＴＨサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。

（２） 基本契約者又は利用契約者は、（１)の規定に該当することとなったときは、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

22 の２　窓口払込みの取り扱い等

（１） 当社は、基本契約者又は利用契約者から請求があったときは、当社が指定するＦＴＴＨサービスサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、

その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のＷＥＢｄｅ請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。

（２）　基本契約者又は利用契約者は、（１）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。

（３）　（２）の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、基本契約者又は利用契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

ア　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。

イ　その他当社が別に定める条件に該当するとき。

23　合算請求の取扱い

（１）　利用契約者（タイプⅣ又はタイプⅤに係るものに限ります。以下この別記 23 において同じとします。）は、当社及びその利用契約に係る基本契約者に、そのＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務及び基本契約者料金（そのＦＴＴＨ接続回線に係る基本契約者の定める利用規約等により生じる料金その他の債務（その利用により基本契約者が合算して請求することとなるサービスに係る料金等を含みます。）であって、当社が別に定めるものをいいます。以下この別記 23 において同じとします。）の支払いについて、次表に規定するいずれかの取扱い（以下この別記 23 において「合算請求の取扱い」といいます。）を申込むことができます。

取扱い区分	内容
１　ＫＤＤＩ合算請求	当社が、そのＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務及び基本契約者料金を合算して請求する取扱い
２　基本契約者合算請求	基本契約者が、そのＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務及び基本契約者料金を合算して請求する取扱い

（２）　当社は、次のいずれかに該当する場合は、ＫＤＤＩ合算請求の取扱いの申込みを承諾しないことがあります。

ア　利用契約者が、そのＦＴＴＨ接続回線に係る基本契約者料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

イ　基本契約者から承諾が得られないとき。

ウ　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（３）　ＫＤＤＩ合算請求の取扱いを希望する利用契約者は、あらかじめ以下の各号について承認していただきます。

ア　基本契約者料金に係る債権を当社が基本契約者から譲り受けること。

イ　当社が基本契約者から譲り受けた債権を、ＦＴＴＨサービスの料金とみなして取り扱うこと。

ウ　アの場合において、当社及び基本契約者は、その利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとすること。

（４）　（３）の規定により基本契約者から譲り受けた債権については、第 48 条（割増金）、第 49 条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（５）　基本契約者合算請求の取扱いを希望する利用契約者は、あらかじめ以下の各号について承認していただきます。

ア　ＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務に係る債権を当社が基本契約者に譲渡すること。

イ　アの場合において、当社及び基本契約者は、その利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとすること。

（６）（５）の規定により当社が譲渡する債権額は、この約款の規定により当社が算定した額（協定事業者の契約約款等に定めるところにより料金の支払いを要する他社接続通信により生じた債権にあっては、その協定事業者の契約約款等の定めにより算定した額）とします。

（７）（５）の規定により基本契約者に譲渡する債権については、第 48 条（割増金）、第 49 条（延滞利息）及び料金表通則の規定にかかわらず、基本契約者の規約等に定めるところによります。

（８）利用契約者は、基本契約者合算請求への取扱い区分の変更はできないものとします。

（９）当社は、合算請求の取扱いを受けているＦＴＴＨ接続回線について、インターネット契約の解除があったときは、その取扱いを廃止します。

(10) 合算請求の取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

24　有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱い

（１）当社は、利用契約者が、有料サービス（申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用し、若しくは商品（申込みにより購入できる物品であって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで販売するものをいいます。以下同じとします。）を購入する場合又は当社が別に定める者に対し寄付金を支払う場合において、その有料サービスの提供若しくは商品の販売を行う者又は寄付金の支払先である当社が別に定める者（以下「サービス等提供者」といいます。）に支払う、その有料サービス若しくは商品に係る料金（その有料サービスの利用又は商品の購入に係る申込みの際にサービス等提供者が提示した料金（配送料等が変動することを条件に提示された場合にあっては、その申込みがあった後にサービス等提供者が確定した料金とします。）をいいます。以下この別記 24 において同じとします。）又は寄付金の支払いの方法として、当社がＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務と合算して、その利用契約者に請求する取扱い（以下この別記 24 において「合算請求の取扱い」といいます。）を行います。

この場合において、有料サービス若しくは商品に係る料金又は寄付金は、当社の機器により計算のうえ、料金月（その料金を請求するために必要な処理をサービス等提供者が完了した日を含む料金月とします。）ごとに集計し、請求するものとします。

（２）利用契約者は、この約款の規定によるほか、当社の「ａｕかんたん決済会員規約」及び当社が別に定める事項をあらかじめ承諾のうえ、有料サービスを利用若しくは商品を購入又は寄付金を支払っていただきます。

（３）当社は、当社が別に定めるところにより、有料でサービスを提供し、又は物品を販売する場合であって、合算請求暗証番号（当社が別に定めるところにより契約者があらかじめ登録した、合算請求の取扱いを利用しようとする者を識別するための数字の組合せをいいます。）を使用してその申込みを受けるときは、そのサービスの提供又は物品の販売に係る料金について、ＦＴＴＨサービスに関する料金とみなし、ＦＴＴＨサービスに関する他の料金と合算して、その契約者に請求するものとします。

料金表

通則

（料金等の設定）

１　ＦＴＴＨサービスに係る基本利用料は、ＦＴＴＨサービスの提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

２　ＦＴＴＨ電話サービスに係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

３　１及び２の規定にかかわらず、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りでありません。

（料金の計算方法）

４　当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）、利用料及びユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算します。

５　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

６　当社は、月額料金、利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

６－２　当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
（１）　（２）以外の料金	この約款に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
（２）　16 の但書きに掲げる料金	この約款に定める額により行います。

（月額料金の日割）

７　月額料金の日割は、次のとおりとします。

（１）　（２）から（４）以外の場合

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金の利用日数に応じて日割します。

ア　料金月の末日以外の日にインターネットサービス若しくはＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した、又は基本契約（タイプⅣ及びタイプⅤを除きます。）に係るＦＴＴＨサービスの利用を可能としたとき。

イ　料金月の末日以外の日に契約の解除があったとき。

ウ　ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。

エ　約款第 44 条（定額利用料の支払義務）第２項第３号の表の規定又は同条第３項第２号の表の規定に該当するとき。

オ　起算日の変更があったとき。

（２）　当社は、料金表第２（付加機能利用料）に定める付加機能（定額利用料の支払いを要するものに限ります。）及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(17)欄に定めるＦＴＴＨ電話サービスに係る加算料については、約款第 44 条（定額利用料の支払義務）第２項第２号の表の規定又は同条第３項第２号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

（３）　当社は、料金表第１（基本利用料）１（適用）(17)欄に規定するＦＴＴＨ電話サービスに係る加算料については、料金月の初日から末日までの利用があったものとして日割します。
（４）　当社は、料金表第１（基本利用料）１（適用）(18)欄又は(19)欄に規定する基本利用料の減額については、料金月の初日から末日までの利用があったものとして日割します。

８　７の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、約款第 44 条（定額利用料の支払義務）第２項第２号の表の１欄又は同条第３項第２号の表の１欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）
９　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）
10　基本契約者又は利用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
11　料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
12　当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（少額料金の翌月払い）
13　当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（料金の一括後払い）
14　当社は、13 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、基本契約者又は利用契約者の承諾を得て、２ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）
15　当社は、料金又は工事に関する費用について、基本契約者又は利用契約者の要請があったときは　、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）15 の「当社が別に定める条件」は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

（消費税相当額の加算）
16　約款第 44 条（定額利用料の支払義務）から約款第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、ＦＴＴＨ電話サービス（外国又は特定衛星端末との音声通信に係るものに限ります。）に係る利用料については、この限りでありません。

（料金等の臨時減免）

17　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のＦＴＴＨサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用）

18　基本契約及びインターネットサービスには、最低利用期間があります。

19　基本契約者又はインターネット契約者は、最低利用期間内に基本契約又はインターネット契約の解除があった場合は、約款第 44 条（定額利用料の支払義務）、約款第 45 条（利用料の支払義）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、その契約の解除が基本契約者又はインターネット契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りでありません。また、当社は、当社が別に定めるところにより、本項に定める料金の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

（ＫＤＤＩまとめて請求に係る取扱い）

20　当社の「ＫＤＤＩまとめて請求に係る取扱い規約」（以下「ＫＤＤＩまとめて請求規約」といいます。）に定める「ＫＤＤＩまとめて請求」が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、ＫＤＤＩまとめて請求規約が適用されます。

（料金等の請求）

21　ＦＴＴＨサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「ＷＥＢ ｄｅ 請求書ご利用規約」又はＫＤＤＩまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第１　基本利用料

１　適用

基本利用料の適用については、約款第 44 条（定額利用料の支払義務）及び約款第 45 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>（１）　タイプ種別に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、ＦＴＴＨサービス（特別ＦＴＴＨ電話サービス又は緊急通報用ＦＴＴＨ電話サービスを除きます。以下この表において同じとします。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプ種別を定めます。
<table>
<tr><th>タイプ種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>タイプⅠ</td><td>タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣ又はタイプⅤ以外のもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅡ</td><td>当社が契約者グループ（当社が指定する同一の構内又は建物内に終端があるＦＴＴＨ接続回線に係る利用契約者（そのＦＴＴＨ接続回線に係るＴＶ契約者を含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）を設定し提供するものであって、タイプⅢ又はタイプⅣ以外のもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅢ</td><td>当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、１のユーザコードにつき１の基本契約を締結しないもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅣ</td><td>当社が契約者グループを設定し提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、１のユーザコードにつき１の基本契約を締結するもの</td></tr>
<tr><td>タイプⅤ</td><td>当社が契約者グループを設定しないで提供するものであって、基本契約に係る定額利用料を設定するもののうち、１のユーザコードにつき１の基本契約を締結するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　タイプⅣ及びタイプⅤは、当社が別に定める者が基本契約者であるものに限り提供します。</td></tr>
</table>
イ　基本契約者又は利用契約者は、アのタイプの変更はできないものとします。</td></tr>
<tr><td>（２）　カテゴリー種別に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、ＦＴＴＨサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、カテゴリー種別を定めます。
（ア）　タイプＩのもの
<table>
<tr><th>カテゴリー種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>カテゴリーⅠ</td><td>カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの</td></tr>
<tr><td>カテゴリーⅡ</td><td>当社がＦＴＴＨ接続回線を設置するものであって、カテゴリーⅢ以外のもの</td></tr>
<tr><td>カテゴリーⅢ</td><td>当社がＦＴＴＨ接続回線を設置するものであって、当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に規定する特定ＴＶ再送信接続回線と共有するもの</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（イ）　タイプⅤのもの

カテゴリー種別	内容
カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ以外のもの
カテゴリーⅡ	当社がＦＴＴＨ接続回線を設置するもの

（ウ）　タイプⅡ、タイプⅢ又はタイプⅣのもの

カテゴリー種別	内容
カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢ以外のもの
カテゴリーⅡ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るＦＴＴＨサービスとＦＴＴＨ接続回線の一部を共有することがあるもの
カテゴリーⅢ	タイプⅠ又はタイプⅤに係るＦＴＴＨサービスとＦＴＴＨ接続回線の一部を共有することがないものであって、同一の契約者グループにおけるＦＴＴＨ接続回線の終端を１回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの

イ　基本契約者又は利用契約者は、アのカテゴリー種別の変更はできないものとします。

ウ　ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ又はタイプⅣであって、カテゴリーⅡに限ります。）は、１の契約者グループに係るユーザコードの数が４以上の場合に限り提供します。

エ　ＦＴＴＨサービス（タイプⅢのものに限ります。）は、カテゴリーⅡのものは提供しません。

（３）　コース種別に係る料金の適用

ア　当社は、ＦＴＴＨサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コース種別を定めます。

（ア）　タイプⅠ（カテゴリーⅠに限ります。）のもの

コース種別	内容
コースⅢ	ＦＴＴＨ接続回線の一部を複数の利用契約者が同時に利用することがあるもの

（イ）　タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれカテゴリーⅡを除きます。）のもの

コース種別	内容
コースⅠ	１の契約者グループに係るユーザコードの数が８以上１６未満となるもの ただし、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用しないＦＴＴＨサービスであって、当社が別に定める場合は、１の契約者グループに係るユーザコードの数が４以上１６未満となるものとします。
コースⅡ	１の契約者グループに係るユーザコードの数が１６以上となるもの
備考　カテゴリーⅢ又はＯＮＵ装置等を利用するものにおいては、コースⅡに限り提供します。	

（ウ）　タイプⅢのもの

コース種別	内容
コースⅠ	利用契約に係る定額利用料（インターネット

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>サービスに係るものに限ります。）を設定するもの</td></tr>
<tr><td>コースⅡ</td><td>利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、コースⅢ以外のもの</td></tr>
<tr><td>コースⅢ</td><td>利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を設定しないものであって、インターネットサービスの利用にあたりホームゲートウェイ機器を必要としないもの</td></tr>
</table>
イ　基本契約者又は利用契約者は、アのコース種別の変更はできないものとします。
ウ　ＦＴＴＨサービス（タイプⅢであって、カテゴリーⅢに限ります。）は、コースⅡのものに限り提供します。
</td></tr>
<tr><td>（４）　ＦＴＴＨサービスの利用月数</td><td>
ア　ＦＴＴＨサービスの利用月数は、そのＦＴＴＨサービス（ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネットサービスに限ります。以下この欄において同じとします。）の基本利用料課金開始日（ＦＴＴＨ電話サービスの基本利用料課金開始日とインターネットサービスの基本利用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。以下この欄において同じとします。）の属する料金月（以下この欄において「基本利用料課金開始月」といいます。）からその料金月（そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約の解除があったときは、その契約解除日の属する料金月とします。）までの月数を通算したものとします。
イ　契約移転（当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに利用契約（以下「移転後契約」といいます。）を締結することをいいます。以下同じとします。）を行った場合（その契約移転の種類が、次表に規定するものである場合に限ります。）、移転前契約に係るＦＴＴＨサービスの基本利用料課金開始月から契約移転のあった日の属する料金月の前料金月までの月数を、移転後契約に係るＦＴＴＨサービスの利用月数に合算するものとします。
<table>
<tr><th>契約移転の種類</th><th>移転前契約</th><th>移転後契約</th></tr>
<tr><td>区分１</td><td>タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢ</td><td>タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢ</td></tr>
<tr><td>区分２</td><td>タイプⅣ又はタイプⅤ</td><td>タイプⅣ又はタイプⅤ</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考　区分２については、移転前契約に係る基本契約者と移転後契約に係る基本契約者が同一の者である場合に限ります。</td></tr>
</table>
ウ　イの場合において、契約移転のあった日の属する料金月と移転後契約に係るＦＴＴＨサービスの基本利用料課金開始月が異なる場合、イの規定によるほか、契約移転のあった日の属する料金月から移転後契約に係るＦＴＴＨサービスの基本利用料課金開始月の前料金月までの月数を、移転後契約に係るＦＴＴＨサービスの利用月数に合算するものとします。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>（５）　プラン種別に係る料金の適用</td>
<td>
ア　当社は、ＦＴＴＨサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）又はタイプⅤに限ります。）に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プラン種別を定めます。
（ア）　タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）又はタイプⅤのもの
<table>
<tr><th>プラン種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>プランⅠ</td><td>プランⅡ又はプランⅢ以外のもの</td></tr>
<tr><td>プランⅡ</td><td>当社がそのプラン種別に係る契約期間をあらかじめ定めたものであって、契約期間が、そのプラン種別に係るＦＴＴＨサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのもの</td></tr>
<tr><td>プランⅢ</td><td>当社がそのプラン種別に係る契約期間をあらかじめ定めたものであって、契約期間が、そのプラン種別に係るＦＴＴＨサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から 36 料金月が経過することとなる料金月の末日までのもの</td></tr>
</table>
（イ）　タイプⅡ又はタイプⅣのもの
<table>
<tr><th>プラン種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>プランⅠ</td><td>プランⅡ以外のもの</td></tr>
<tr><td>プランⅡ</td><td>当社がそのプラン種別に係る契約期間をあらかじめ定めたものであって、契約期間が、そのプラン種別に係るＦＴＴＨサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのもの</td></tr>
</table>
イ　プランⅡ又はプランⅢに係る契約期間には、ＦＴＴＨサービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含みます。
ウ　利用契約者は、タイプ種別に応じて、あらかじめプラン種別を選択していただきます。この場合において、そのＦＴＴＨサービスのタイプ種別がタイプⅣ又はタイプⅤであるときは、その基本契約者及びその利用契約者の間で合意の上、選択していただきます。
　ただし、インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱い（(10)欄に定めるものをいいます。以下同じとします。）の適用を受ける場合、プランⅡを選択することはできません。
エ　プランⅡ又はプランⅢは、そのタイプ種別に応じたプラン種別に係るＦＴＴＨサービスの提供を開始した日（オの規定によりプラン種別を更新した場合は更新した日、カの規定によりプラン種別を変更した場合は変更した日とします。）の属する料金月から起算して、
</td>
</tr>
</table>

次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

タイプ種別	プラン種別	料金月
タイプⅠ又はタイプⅤ	プランⅡ	24 料金月
	プランⅢ	36 料金月
タイプⅡ又はタイプⅣ	プランⅡ	24 料金月

オ　当社は、エの規定によりプランⅡ又はプランⅢが満了した場合は、満了した日（以下「満了日」といいます。）の翌日（以下「更新日」といいます。）にそのプランⅡ又はプランⅢを更新します。

カ　利用契約者（そのＦＴＴＨサービスのタイプ種別がタイプⅣ又はタイプⅤである場合は、基本契約者及び利用契約者両者とします。）は、同一のタイプ種別において、プラン種別の変更を請求することができます。

キ　プラン種別の変更の請求があった場合の取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア）（イ）以外の場合

区分	変更後の基本利用料の適用
①　②以外の場合	その請求を当社が承諾した日の属する料金月の初日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。
②　プランⅡからプランⅠへの変更又はプランⅢからプランⅠ若しくはプランⅡへの変更の場合	その請求を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月の初日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。

（イ）　プラン種別の変更の請求が、インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いの適用の開始又は廃止を伴う請求等と同時に行われた場合

その請求を当社が承諾した日から変更後のプラン種別による基本利用料を適用します。

ク　プランⅡ又はプランⅢの適用を受けている基本契約者又は利用契約者は、更新日以外の日にその基本契約若しくは利用契約の解除があった場合又はプラン種別の変更があった場合、次表に規定するプラン種別に係る契約解除料を当社が定める期日までに支払っていただきます。

１契約ごとに

タイプ種別	プラン種別	契約解除料
		料金額
タイプⅠ又はタイプⅤ	プランⅡ	税抜額 9,500 円
	プランⅢ	税抜額 15,000 円
タイプⅡ又はタイプⅣ	プランⅡ	税抜額 7,000 円

ケ　基本契約者又は利用契約者は、次の場合には、クの規定にかかわらず、プランⅡ又はプランⅢに係る契約解除料の支払いを要しません。

（ア）　更新日の属する料金月又はその翌料金月に基本契約若しくは利用契約の解除又はプラン種別の変更があったとき。

<table>
<tr><td></td><td>（イ）　プランⅡからプランⅢへのプラン種別の変更があっとき。
（ウ）　その基本契約若しくは利用契約の解除又はプラン種別の変更が契約移転と同時に行われたものであるとき（移転前契約と移転後契約に係るタイプ種別及びプラン種別が、当社が別に定めるものであるときに限ります。）。
コ　プラン種別に係る契約解除料について、タイプⅠ又はタイプⅡの場合は利用契約者に、タイプⅣ又はタイプⅤの場合は基本契約者に支払っていただきます。</td></tr>
<tr><td>（６）　ＦＴＴＨ電話サービスに係る料金の適用</td><td>当社は、ＦＴＴＨ電話サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、ＦＴＴＨ電話サ―ビス加算額を定めます。
<table>
<tr><td>ＦＴＴＨ電話サービス加算額１</td><td>１の料金月において、１の利用契約について提供を受けているサービスが、ＦＴＴＨ電話のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。</td></tr>
<tr><td>ＦＴＴＨ電話サービス加算額２</td><td>１の料金月において、１の利用契約について提供を受けているサービスが、ＦＴＴＨ電話及びＴＶサービス（その利用契約と同一のユーザコードのものに限ります。）のみである場合（その料金月の末日に、インターネットサービスの提供の開始があった場合を除きます。）に適用するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　ＦＴＴＨ電話サービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢを除きます。）、タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。）は、そのＦＴＴＨ電話契約者が当社とインターネット契約又はＴＶ契約（タイプⅠに限ります。）を締結している場合に限り提供します。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（７）　基本利用料（基本契約に係るものに限ります。）の算定</td><td>基本契約（タイプⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に係る料金額は、その基本契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の戸数（以下「同一棟内戸数」といいます。）が 30 戸までの部分について基本額とし、戸数が 30 戸を超える部分については、１戸ごとの加算額を加算して算定します。</td></tr>
<tr><td>（８）　複数同時申込（タイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。）に係る料金の適用</td><td>ア　当社は、基本契約（タイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。以下この欄において同じとします。）の申込みについて、当該契約に係る申込者が同時に複数の基本契約の申込み（以下「複数同時申込」といいます。）をした場合であって、次の条件をすべて満たす場合には、基本契約に係る定額利用料については、２（料金額）に規定する額に代えて、イに規定する額を適用します。
（ア）　複数同時申込の名義が全てその申込者の本人名義のものであること。
（イ）　複数同時申込に係る同一棟内戸数を合算して得た戸数が２００戸以上あること。
イ　アの条件をすべて満たした場合の基本契約に係る定額利用料
１契約ごとに月額</td></tr>
</table>

区分		料金額
基本額		税抜額 69,000 円
加算額	戸数が１戸ごとに	税抜額 2,300 円

（９）　インターネットサービスに係る料金の適用

当社は、インターネットサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、品目を定めます。

品目	内容
１Gb/s	最大１ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最大 100 メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの

備考

１　インターネットサービスは、当該インターネットサービスに係る利用者がＦＴＴＨ接続回線を使用して相互接続点に接続した後に利用することができるものとします。

２　インターネットサービスに係る利用者（タイプⅣ及びタイプ Ⅴを除きます。）は、１に規定するもののほか、モバイルアクセス回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザＩＤ及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。

３　インターネットサービスに係る通信は、相互接続点、ＦＴＴＨ接続回線（当社が設置するものに限ります。）の終端、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント、ＮＳＰＩＸＰとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。

４　当社は、１のインターネット契約ごとに１のユーザＩＤを定め、インターネット契約者にお知らせします。

５　当社は、１のインターネット契約ごとにインターネット契約者が指定する１のパスワードを当社の認証装置に登録します。

６　当社は、インターネット契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。

７　ＦＴＴＨ接続回線に接続することができる自営端末設備の数は、当社が別に定めるところによります。

（注）７に定める自営端末設備の数は、６台までとします。

８　１Gb/s の品目は、タイプⅠ、タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅢ（カテゴリーⅢに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢに限ります。）又はタイプⅤであって、当社のＦＴＴＨサービスご利用規約に規定するホームゲートウェイ機器のタイプ２を利用するもの及びタイプⅢ（カテゴリーⅠ（コースⅢに限ります。）に限ります。）に限り、提供します。

９　100Mb/s の品目は、前項に該当しないものに限り、提供します。

<table>
<tr><td></td><td>10　前項の規定にかかわらず、100Mb/s の品目は、タイプⅠ（プランⅢに限ります。）及びタイプⅤ（プランⅢに限ります。）に提供しません。</td></tr>
<tr><td>(10)　インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱い</td><td>ア　当社は、（ア）に規定する適用条件の全てを満たす場合、インターネットサービス（タイプⅡ（そのインターネット契約に係る利用契約者がＦＴＴＨ電話契約及びＴＶ契約を締結していない場合に限ります。）に限ります。以下この欄において同じとします。）に係る定額利用料について、２（料金額）に規定する額に代えて、（イ）に規定する料金額を適用します。
（ア）　適用条件
①　そのインターネット契約に係る建物（ＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所となるものに限ります。以下この欄において「特定建物」といいます。）の所有者が、特定建物を 300 棟以上有するとき。
②　１特定建物あたりの平均戸数（①の所有者が有する特定建物内の戸数を特定建物の数で除して得た戸数をいいます。以下この欄において同じとします。）が 60 戸以上のとき。
③　そのインターネットサービスが、当社が別に定める端末設備を使用して行うものであるとき。
（イ）　料金額
①　平均戸数が 60 以上 100 未満のもの
１ユーザごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>定額利用料</td><td>税抜額 2,850 円</td></tr></table>②　平均戸数が 100 以上のもの
１ユーザごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>定額利用料</td><td>税抜額 2,450 円</td></tr></table>イ　当社は、アの（ア）の適用条件を満たさなくなったとき（ＦＴＴＨ接続回線を設置した時点でアの（ア）の適用条件をすべて満たす場合において、特定建物の所有者の変更によりアの（ア）の①のみを満たさなくなったとき（変更前の所有者と変更後の所有者の所有する特定建物の合計が 300 棟以上であるときに限ります。）を除きます。）は、アの取扱い（以下「インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱い」といいます。）は終了したものとします。

（注１）　アの③の「当社が別に定める端末設備」は、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める低速品目に係るＶＤＳＬ装置等ものとします。
（注２）　ＶＤＳＬ装置等の品目を変更する請求があった場合、その変更に係る工事が完了した日から変更後の適用条件に応じたインターネットサービスに係る定額利用料を適用します。</td></tr>
<tr><td>(11)　ＦＴＴＨ電話サービスに係る音声通信の取</td><td>ア　ＦＴＴＨ電話契約者は、当該ＦＴＴＨ電話サービスに係るＦＴＴＨ接続回線から他のＦＴＴＨ接続回線、加入電話等設備（当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約（当社が別に定</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>扱い</td><td>めるものに限ります。)に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、外国、特定衛星端末、番号規則第 10 条第１項第２号に規定する電気通信番号（別表４に定める当社又は協定事業者に係るものに限ります。)又は番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号（別表５に定める協定事業者に係るものに限ります。)への発信に係る音声通信又は外国若しくは特定衛星端末から当該ＦＴＴＨ電話サービスに係るＦＴＴＨ接続回線への着信に係る音声通信を行うことができます。
イ　ＦＴＴＨ電話契約者は、アに規定する音声通信のほか、電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うＦＴＴＨサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの音声通信を行うことができます。</td></tr>
<tr><td>(12)　ＦＴＴＨ電話サービスに係る非自動音声通信の種別</td><td>非自動音声通信には、下表の種別があります。<table><tr><th>種別</th><th>内容</th></tr><tr><td>（ア）　一般非自動音声通信</td><td>特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の音声通信</td></tr><tr><td>（イ）　第１種本邦着信音声通信</td><td>外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する音声通信</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(13)　ＦＴＴＨ電話サービスに係る基本利用料の算定</td><td>ＦＴＴＨ電話サービスに係る料金額は、定額利用料に１の音声通信（(11)欄のイに規定する音声通信及び番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（１１０、１１８又は１１９に限ります。)をダイヤルして行う音声通信を除きます。)について、２（料金額）に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。</td></tr>
<tr><td>(14)　ＦＴＴＨ電話サービスに係る通信時間の測定等</td><td>ア　自動音声通信の通信時間（(11)欄ののイに規定する音声通信及び番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（１１０、１１８又は１１９に限ります。)をダイヤルして行う通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。)により測定します。
イ　非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。<table><tr><th>区分</th><th>時刻</th></tr><tr><td>開始時刻</td><td>請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。)が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td></tr><tr><td>終了時刻</td><td>当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td></tr><tr><td colspan="2">備考　当社電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きま</td></tr></table></td></tr>
</table>

	す。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。 ウ　次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。 （ア）　回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間 （イ）　回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、２（料金額）に規定する秒数又は秒数に満たない端数の通信時間 エ　ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。 （ア）　音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 　　ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りでありません。 （イ）　ＦＴＴＨ接続回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのＦＴＴＨ接続回線に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 （ウ）　地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで音声通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 オ　電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください カ　当社は、オの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、ウ及びエの規定に従って調整します。 キ　オの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。 ク　オに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して６ヶ月以内に限り、申告に応じ、カ又はキに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。
(15)　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 　　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の

<table>
<tr><td></td><td>属する料金月の前 12 料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　ア以外の場合
　把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（注）　イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。
（ア）　過去２ヶ月以上の実績を把握することができる場合
　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
（イ）　過去２ヶ月間の実績を把握することができない場合
　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>(16)　ＦＴＴＨ電話サービスに係る料金の適用</td><td>１のユーザコードにおいて２のＦＴＴＨ電話契約を締結している場合、その料金月における、ＦＴＴＨ電話サービス（２のＦＴＴＨ電話契約に係るもののうち、提供開始日が遅い１のＦＴＴＨ電話サービスに限ります。）の定額利用料は、２（料金額）の規定にかかわらず、以下の料金額を適用します。
１ユーザコードごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>定額利用料</td><td>税抜額 450 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(17)　ＦＴＴＨ電話サービスに係る加算額の適用</td><td>ア　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者から請求があったときは、約款第 22 条（電気通信番号）第２項に定める番号を割り当てます。
　この場合、定額利用料に１のＦＴＴＨ電話契約について以下の料金を加算するものとします。
１契約ごとに月額
<table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>加算額</td><td>税抜額 150 円</td></tr></table>イ　ＦＴＴＨ電話契約者は、上記アの規定の適用を受ける場合には、音声通信番号（番号規則第 10 条第 2 号に規定する電気通信番号をいいます）により、当社が別に定める電気通信回線への音声通信について、料金表第１（基本利用料）２（料金額）（２）のアの利用料の適用を受けないものとします。</td></tr>
<tr><td>(18)　口座振替及びクレジットカードによる料金の支払いを選択した場合における基本利用料の</td><td>ア　当社は、利用契約者が料金の支払い方法として当社が別に定める金融機関に係る口座振替又は当社が別に定めるクレジットカード会社に係るクレジットカードによる支払いの方法を選択したときは、料金表第１（基本利用料）に定める定額利用料（タイプⅢ、タイプⅣ及びタイプⅤの基本契約に係るもの並びにタイプⅢ（コースⅢのものに限ります。）、タイプⅣ及びタイプⅤの利用契約に係るものを</td></tr>
</table>

減額	除きます。)、端末設備に係る月額料金（タイプⅢ及びタイプⅣの基本契約に係るもの並びにタイプⅣの利用契約に係るものを除きます。)、当社の有料放送役務契約約款に規定する定額利用料（基本ｃｈサービスに係るもの（タイプⅣ及びタイプⅤに係るものを除きます。)及び端末設備（タイプⅣ及びタイプⅤに係るものを除きます。)に係るもの（１装置に係るものに限ります。)に限ります。)の合計額（以下この項目で「定額利用料等の合計額」といいます。)を税抜額 100 円減額します。 この場合において、第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。 イ　アの規定にかかわらず、定額利用料等の合計額が税抜額 100 円に満たない場合は、当該定額利用料等の合計額を減額することとします。
(19)　削除	削除
(20)　「ＫＤＤＩまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（ａｕまとめトーク）	ア　当社は、その料金月の当社が別に定める日において、ＦＴＴＨ接続回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。 (ア)　割引判定条件 ①　そのＦＴＴＨサービスの料金その他の債務について、ＫＤＤＩまとめて請求の適用を受けていること。 ②　２（料金額）に定める利用料の請求があること。 ③　そのＦＴＴＨ接続回線に係るＫＤＤＩまとめて請求の対象として、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定めるａｕサービス若しくはａｕモジュール（第３種ａｕモジュールを除きます。)又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥサービスであって、それぞれの契約約款に基づき利用を停止されていないものが含まれること。 (イ)　割引対象 ２（料金額）に定める利用料 (ウ)　利用料の割引額 ①　この約款に定めるＦＴＴＨ電話サービスのＦＴＴＨ接続回線、当社のホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のＦＴＴＨ接続回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びａｕオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービスのイントラネットＩＰ電話利用回線、ａｕひかりビジネスサービス契約約款に定める一般ａｕひかりビジネスサービスのａｕひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプ

	ラス電話利用回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービスのＦＴＴＨ接続回線及び光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線への通話並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 ②　当社が別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 ③　当社及び沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定めるａｕサービス及びプリペイド電話並びにａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥサービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 ④　当社のペーパーレスＦＡＸ等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスＦＡＸ等提供サービスのペーパーレスＦＡＸ回線（同契約約款第 13 条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。）への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 イ　当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。
(21)　契約者連絡先電話番号がａｕ携帯電話番号であった場合における利用料の減額 （ａｕまとめトーク）	ア　当社は、その料金月の当社が別に定める日において、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。 (ア)　割引判定条件 ①　当社に届出のあった契約者連絡先電話番号が、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定めるａｕサービス（ａｕデュアル又はＵＩＭサービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下この 16）欄において同じとします。）又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥサービス（ＬＴＥデュアルであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下この 16）欄において同じとします。）の他網契約者回線に係るものであること。 ②　①により契約者が当社に届け出ている電話番号に係る他網契約者回線の契約者名義が、ＦＴＴＨサービス契約の契約者名義と同一であること、又はその他網契約者回線の契約者が当社に届け出ている住所が、ＦＴＴＨサービス契約者の住所若しくは居所と同一であること。

	③　別記３　2)に定める契約者連絡先電話番号にかかる変更、廃止、携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティを伴う当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ通信（ＷＩＮ）サービス契約約款に定めるａｕサービス又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥサービスの利用の開始、又は解約の届出がされていること。 ④　①に定める他網契約者回線が、その契約者以外の者（その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。）の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものでないこと。 ⑤　そのＦＴＴＨサービス（タイプⅣ又はタイプⅤのものに限ります。）に係る料金その他の債務及び基本契約者料金（別記 22 に定めるものをいいます。）についてＫＤＤＩ合算請求の取扱いを受けていないこと。 （イ）　割引対象 ２（料金額）に定める利用料（タイプⅣ又はタイプⅤのものに限ります。） （ウ）　割引額 ①　この約款に定めるＦＴＴＨ電話サービスのＦＴＴＨ接続回線、当社のホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のＦＴＴＨ接続回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びａｕオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットＩＰ電話サービス契約約款に定める一般イントラネットＩＰ電話サービスのイントラネットＩＰ電話利用回線、ａｕひかりビジネスサービス契約約款に定める一般ａｕひかりビジネスサービスのａｕひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のＦＴＴＨサービス契約約款に定めるＦＴＴＨ電話サービスのＦＴＴＨ接続回線及び光ダイレクトサービス契約約款に定めるａｕオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線への通話並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 ②　当社が別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 ③　当社及び沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定めるａｕサービス及びプリペイド電話並びにａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥサービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累

	積した月間累積利用料 ④　当社のペーパーレスＦＡＸ等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスＦＡＸ等提供サービスのペーパーレスＦＡＸ回線への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料 イ　当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。
(22)　ａｕでんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用（ａｕでんきセット割）	ア　当社は、ａｕでんき契約（当社のａｕでんき需給約款又はａｕでんき供給約款に基づき締結される契約をいいます。以下同じとします。）の契約者（以下「ａｕでんき契約者」といいます。）から指定があった場合、その指定のあったＦＴＴＨ接続回線に係るＦＴＴＨ電話サービスに係る料金について、当社が別に定めるところにより、減額（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。 イ　本減額適用に係る提供条件は、当社のａｕでんきセット割利用規約に定めるところによります。

２　料金額

（１）　定額利用料

ア　タイプＩに係るもの

（ア）　カテゴリーＩのもの

①　コースⅢのもの

ａ　定額利用料

（ａ）（ｂ）以外のもの

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランＩ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

（ｂ）　プランⅢに係るもの

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 13 ヶ月以上 24 ヵ月以内のもの	税抜額 5,100 円
	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 25 ヵ月以上のもの	税抜額 5,000 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

ｂ　ＦＴＴＨ電話サービス加算額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ＦＴＴＨ電話サービス加算額１	－
ＦＴＴＨ電話サービス加算額２	税抜額 4,330 円

（イ）　カテゴリーⅡのもの

ａ　定額利用料

（ａ）（ｂ）以外のもの

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランＩ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

（ｂ）　プランⅢに係るもの

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 13 ヶ月以上	税抜額 5,100 円

	24ヵ月以内のもの	
	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 25 ヵ月以上のもの	税抜額 5,000 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

ｂ　ＦＴＴＨ電話サービス加算額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ＦＴＴＨ電話サービス加算額１	－
ＦＴＴＨ電話サービス加算額２	税抜額 4,330 円

（ウ）　カテゴリーⅢのもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	税抜額 5,300 円
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 500 円

ｂ　ＦＴＴＨ電話サービス加算額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ＦＴＴＨ電話サービス加算額１	税抜額 1,000 円
ＦＴＴＨ電話サービス加算額２	税抜額 1,000 円

イ　タイプⅡに係るもの

（ア）　カテゴリーⅠのもの

①　コースⅠのもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,800 円
	プランⅡ	税抜額 3,800 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

ｂ　ＦＴＴＨ電話サービス加算額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ＦＴＴＨ電話サービス加算額１	税抜額 1,000 円
ＦＴＴＨ電話サービス加算額２	税抜額 1,000 円

②　コースⅡのもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,500 円
	プランⅡ	税抜額 3,500 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

ｂ　ＦＴＴＨ電話サービス加算額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ＦＴＴＨ電話サービス加算額１	税抜額 1,000 円
ＦＴＴＨ電話サービス加算額２	税抜額 1,000 円

（イ）　カテゴリーⅡのもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 5,100 円
	プランⅡ	税抜額 5,100 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

（ウ）　カテゴリーⅢのもの

①　コースⅡのもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 4,150 円

	プランⅡ	税抜額 4,150 円
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

ウ　タイプⅢに係るもの

（ア）　カテゴリーＩのもの

①　コースＩのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

（ａ）　同一棟内戸数が100以上300未満の場合

１契約ごとに月額

区分	料金額
戸数が１戸ごとに	税抜額 700 円

（ｂ）　同一棟内戸数が 300 以上の場合

１契約ごとに月額

区分	料金額
戸数が１戸ごとに	税抜額 450 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	税抜額 2,400 円
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 500 円

ｂ　ＦＴＴＨ電話サービス加算額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ＦＴＴＨ電話サービス加算額１	税抜額 1,330 円
ＦＴＴＨ電話サービス加算額２	税抜額 1,430 円

②　コースⅡのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

１契約ごとに月額

区分		料金額
基本額		税抜額 75,000 円
加算額	戸数が１戸ごとに	税抜額 2,500 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	－
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 1,500 円

③　コースⅢのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

１契約ごとに月額

区分	料金額
戸数が１戸ごとに	税抜額 2,500 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	－
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 1,330 円

（イ）　カテゴリーⅢのもの

①　コースⅡのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

１契約ごとに月額

区分		料金額
基本額		税抜額 94,500 円
加算額	戸数が１戸ごとに	税抜額 3,150 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	－
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 1,500 円

エ　タイプⅣに係るもの

（ア）　カテゴリーⅠのもの

①　コースⅠのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,800 円
	プランⅡ	税抜額 3,800 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	－
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 500 円

②　コースⅡのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 3,500 円
	プランⅡ	税抜額 3,500 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	－
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 500 円

（イ）　カテゴリーⅡのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 5,100 円
	プランⅡ	税抜額 5,100 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額

インターネットサービス	－
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 500 円

（ウ）　カテゴリーⅢのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 4,150 円
	プランⅡ	税抜額 4,150 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
インターネットサービス	－
ＦＴＴＨ電話サービス	税抜額 500 円

オ　タイプⅤに係るもの

（ア）　カテゴリーⅠのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

（ａ）（ｂ）以外のもの

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円

（ｂ）　プランⅢに係るもの

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 13 ヶ月以上 24 ヵ月以内のもの	税抜額 5,100 円
	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 25 ヵ月以上のもの	税抜額 5,000 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	－
	プランⅡ	－
	プランⅢ	－
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

（イ）　カテゴリーⅡのもの

Ａ　基本契約に係るもの

ａ　定額利用料

（ａ）（ｂ）以外のもの

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	税抜額 6,400 円
	プランⅡ	税抜額 5,300 円

（ｂ）　プランⅢに係るもの

１契約ごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 12 ヶ月以内のもの	税抜額 5,200 円
	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 13 ヶ月以上 24 ヵ月以内のもの	税抜額 5,100 円

	ＦＴＴＨサービスの利用月数が 25 ヵ月以上のもの	税抜額 5,000 円

Ｂ　利用契約に係るもの

ａ　定額利用料

１ユーザコードごとに月額

区分		料金額
インターネットサービス	プランⅠ	－
	プランⅡ	－
	プランⅢ	－
ＦＴＴＨ電話サービス		税抜額 500 円

（２）　利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。）

ア　イ及びウ以外のもの

（ア）　（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）及び（カ）以外のもの

区分	料金額（３分までごとに）
利用料	税抜額 8 円

（イ）　携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額（１分までごとに）
当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係るもの	税抜額 15.5 円
上記以外のもの	税抜額 16 円

（ウ）　ＰＨＳ事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分		料金額
利用料	１の通信ごとに	税抜額 10 円
	上欄に定める利用料のほか	60 秒までごとに税抜額 10 円

（エ）　削除

（オ）　別記 15（３）に定める電気通信番号に係るもの

区分	料金額（１分までごとに）
利用料	税抜額 8 円

（カ）　番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号に係るもの

区分		料金額
利用料	１の通信ごとに	税抜額 40 円
	上欄に定める利用料のほか	40 秒までごとに税抜額 10 円

イ　外国との音声通信に係るもの

（ア）　自動音声通信（外国への発信に係るものに限ります。）

区分	料金額（１分までごとに）
アジア１	30 円
アジア２	30 円
アジア３	45 円
アジア４	63 円
アジア５	72 円
アジア６	77 円
アジア７	105 円
アジア８	107 円
アジア９	113 円
アジア１０	127 円
アジア１１	130 円
アジア１２	153 円
アジア１３	159 円
アジア１４	213 円
アジア１５	227 円

アジア１６	35 円
アジア１７	60 円
アフリカ１	128 円
アフリカ２	180 円
アフリカ３	257 円
アメリカ１	9 円
アメリカ２	15 円
アメリカ３	78 円
アメリカ４	157 円
アメリカ５	113 円
アメリカ６	159 円
アメリカ７	30 円
アメリカ８	105 円
アメリカ９	115 円
アメリカ１０	230 円
オセアニア１	57 円
オセアニア２	9 円
オセアニア３	50 円
オセアニア４	72 円
オセアニア５	80 円
オセアニア６	112 円
オセアニア７	160 円
ヨーロッパ１	20 円
ヨーロッパ２	42 円
ヨーロッパ３	92 円
ヨーロッパ４	102 円
ヨーロッパ５	142 円
ヨーロッパ６	203 円
備考　各区分における取扱地域等は、当社が別に定めるところによります。	

（イ）　非自動音声通信に係るもの

区分	料金額	
	最初の３分まで	超過１分までごとに
非自動音声通信	2,160 円	460 円
備考　非自動音声通信における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。		

ウ　特定衛星端末との音声通信に係るもの

（ア）　自動音声通信（特定衛星端末への発信に係るものに限ります。）

区分	料金額 （１分までごとに）
特定衛星端末１	273 円
特定衛星端末２	378 円
特定衛星端末６	210 円
特定衛星端末７	686 円
備考	

１　各区分における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。 ２　外国へ発信する音声通信（その音声通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。

（イ）　非自動音声通信

区分	料金額	
	最初の３分まで	超過１分までごとに
非自動音声通信	2,160 円	460 円
備考　非自動音声通信における取扱地域等は、別表２に定めるところによります。		

第２　付加機能利用料

１　適用

付加機能利用料の適用については、約款第 44 条（定額利用料の支払義務）及び約款第 45 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>（1）　ＦＴＴＨ電話サービスに係る通信時間の測定等</td><td>
ア　自動音声通信の通信時間は、双方の電気通信回線を接続して音声通信をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受話器をかける等の音声通信終了の信号を受けて、その音声通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。
イ　非自動音声通信の通信時間は、次表に掲げるその音声通信の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。
<table>
<tr><th>区分</th><th>時刻</th></tr>
<tr><td>開始時刻</td><td>請求者の電話設備が対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、音声通信が設定されたことを請求者に告げた時刻</td></tr>
<tr><td>終了時刻</td><td>当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻</td></tr>
</table>
備考
１　当社電話交換局が非自動音声通信（会議音声通信を除きます。）を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、請求者が音声通信を行うことを希望する場合に限ってその接続を行います。
２　当社電話交換局が会議音声通信を接続する場合において、１に規定する装置又は代行業者による応答があったときは、その旨を請求者に通知します。
ウ　イの規定にかかわらず、会議音声通信の中途で対話者の追加又は退去があった場合において、その追加又は退去した対話者に係る会議音声通信基本料又は本邦側付加料の算定を行うときは、その会議音声通信の開始時刻又は終了時刻は次により取り扱います。
（ア）　対話者を追加する場合の開始時刻
請求者の電話設備がその対話者に接続され、当社電話交換局の交換取扱者がその対話者の追加を請求者に告げた時刻
（イ）　対話者が退去した場合の終了時刻
当社電話交換局の交換設備がその対話者の電話設備から音声通信終了の信号を受信した時刻
エ　次の時間は、ア又はイの通信時間に含みません。
（ア）　回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間
（イ）　回線の故障等音声通信の請求者又は対話者の責任によらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、２（料金額）に規定
</td></tr>
</table>

	する秒数に満たない端数の通信時間 オ　エの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通信時間の調整は行いません。 （ア）　音声通信以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 ただし、音声通信ができない状態であったときは、この限りでありません。 （イ）　契約者回線又は加入契約回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入契約回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、音声通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその音声通信ができなかったとき。 カ　電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、音声通信に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告してください キ　当社は、カの規定により中断等の申告を受けた自動音声通信の通信時間を、エ及びオの規定に従って調整します。 ク　カの規定により非自動音声通信の中断の申告を受けた当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は必要な措置に従って通信時間を調整します。この場合において、当社電話交換局はエ及びオの規定に従って通信時間を調整します。 ケ　カに規定する中断等の場合において、請求者及び対話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その音声通信に係る請求書の発行日から起算して６ヶ月以内に限り、申告に応じ、キ又はクに規定する調整すべき通信時間に対応する利用料を減額又は返還します。
（２）　当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。 ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）　イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。 （ア）　過去２ヶ月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の利用料が

	最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （イ）　過去２ヶ月間の実績を把握することができない場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の利用料又は故障等の回復後の７日間における１日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
（３）　付加機能利用料の適用の除外	インターネット契約者が当社所定の契約申込書により、利用するインターネット契約の解除の申出をし、同時に新たにインターネット契約又は当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けた場合において、当社がインターネット契約の解除を行った日の属する料金月の付加機能利用料（インターネット契約者が利用している電子メールサービス、ホームページサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る月額利用料に限ります。）については、２（料金額）の規定にかかわらず、その支払を要しません。
（４）　複数の付加機能の提供を受けることを条件とする付加機能利用料の適用	その料金月の初日において、１のＦＴＴＨ電話契約（１のユーザコードにおいて２のＦＴＴＨ電話契約を締結している場合は、その２のＦＴＴＨ電話契約とします。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める付加機能のうち、異なる２以上の付加機能の提供を受けている場合、その１のＦＴＴＨ電話契約に係る付加機能利用料の合計額について、２（料金額）の規定にかかわらず、税抜額 500 円を適用します。 発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、着信用通信路設定サービス、発信電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス

２　料金額

<table>
<tr><td rowspan="4">ア
電子メールサービス</td><td colspan="3">電子メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用して当社がＦＴＴＨサービス取扱所に設置するメール蓄積装置により電子メールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるもの及び本サービスで使用するメールアドレスを追加することができるもの。</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>単位</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">定額利用料</td><td>５のメールアドレスまで月額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>６以上のメールアドレスについて、追加する１のメールアドレスごとに月額</td><td>税抜額 250 円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）　本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプＶに係るものを除きます。以下、この備考において同じとします。）に限り提供します。
（イ）　当社は、本サービスで使用するメールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
（ウ）　当社は、インターネット契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、本サービスの利用内容の変更を行います。
（エ）　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合は、あらかじめ、そのことをインターネット契約者にお知らせします。
（オ）　電子メール容量（電子メールとして蓄積できる通信の情報量をいます。以下同じとします。）及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">イ
ホームページサービス</td><td colspan="3">情報公開のためのデータベースのアドレス（以下「ホームページアドレス」といいます。）を使用してＦＴＴＨサービス取扱所に設置される情報蓄積装置により情報の蓄積、更新又は公開等を行うことができるもの及び本サービスで使用するホームページアドレス及びホームページ容量（ホームページとして蓄積できる情報量をいいます。以下同じとします。）を追加することができるもの</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>単位</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">定額利用料</td><td>１のホームページアドレスまで月額</td><td>－</td></tr>
<tr><td>２以上のホームページアドレスについて、追加する１のホームページアドレスごとに月額</td><td>税抜額 50 円</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）　本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプＶを除きます。以下、この備考において同じとします。）に限り提供します。
（イ）　当社は、本サービスで使用するホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
（ウ）　ホームページ容量は、当社が別に定めるところによります。
（エ）　当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に本サービスにおいて蓄積している情報の転送を停止し、又は消去することがあります。
（オ）　当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で本サービスが利用されていると認めた場合は、現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止を行うことがあります。
（カ）　当社は、（オ）の規定により現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止をされたインターネット契約者が、なおその事実を解消しないときは、そのインターネット契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがありま</td></tr>
</table>

		す。 （キ）　（エ）から（カ）までの規定により、現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止若しくは消去又は本サービスの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめ、そのことをインターネット契約者にお知らせします。 　ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。 （ク）　当社は、インターネット契約者が一定期間本サービスの情報の蓄積を行わないときは、そのインターネット契約者に係る本サービスの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめ、そのことを当該インターネット契約者にお知らせします。 （ケ）　当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害（（エ）から（カ）までの規定及び（ク）の規定により現に蓄積している本サービスの情報の転送の停止若しくは消去又は本サービスの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。

ウ　削除

エ　パケット通信アクセスサービス	パケット通信アクセス回線（別表３に定める契約に基づいて設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）から行われるパケット通信（パケット交換方式により符号の伝送を行う通信をいいます。）をアクセスポイント又は相互接続点へ接続することができるもの	
	備考	本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプⅤに係るものを除きます。）に限り提供します。

オ　電子メール条件着信サー	電子メールサービスにより割り当てられたメールアドレスに係るメール蓄積装置に送信された電子メールの内容等が本サービスの利用の請求をしたインターネット契約者があらかじめ指定したものである場合に、当該電子メールをメール蓄積装置に蓄積することができるようにするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１メールアドレスごとに月額	税抜額 150 円
	備考	（ア）　本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ又はタイプⅤを除きます。）に限り提供します。 （イ）　本サービスにおいて、インターネット契約者が指定することができる電子メールの内容等は、当社が別に定めるところによります。 （ウ）　本サービスと電子メール条件転送サービスを同時に利用する場合は、本サービスの機能を提供した後に、電子メール条件転送サービスの機能を提供します。	

ビス		（エ）　当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

カ　電子メール条件転送サービス	電子メールサービスにより割り当てられたメールアドレスに係るメール蓄積装置に蓄積された電子メールの内容等が本サービスの利用の請求をしたインターネット契約者があらかじめ指定したものである場合に、当該電子メールを当該インターネット契約者があらかじめ転送先として指定したメールアドレスへ転送することができるようにするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１メールアドレスごとに月額	税抜額 150 円
	備考	（ア）　本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプＶを除きます。）に限り提供します。 （イ）　本サービスにおいて、インターネット契約者が指定することができる電子メールの内容等は、当社が別に定めるところによります。 （ウ）　本サービスと電子メール条件着信サービスを同時に利用する場合は、電子メール条件着信サービスの機能を提供した後に、本サービスの機能を提供します。 （エ）　当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。	

キ　発信電気通信番号非通知サービス	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線から行う音声通信（番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（１１０又は１１９に限ります。）をダイヤルして行う音声通信その他当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）について、そのＦＴＴＨ電話契約に係る電気通信番号を着信先へ通知しないようにするもの	
	備考	本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。

ク　発信電気通信	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者がそのＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線へ通知される発信電気通信番号を表示することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１ＦＴＴＨ電話契約ごとに月額	税抜額 400 円
	備考	（ア）　本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 （イ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 （ウ）　当社は、本サービスを利用しているＦＴＴＨ電話契約者（以下「発信電気	

番号表示サービス		通信番号表示サービス利用者」といいます。)から請求があったときは、発信電気通信番号通知要請サービス又は発信電気通信番号通信中表示サービスを提供します。

ケ 発信電気通信番号通知要請サービス	ＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線へ発信電気通信番号が通知されない通信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１ＦＴＴＨ電話契約ごとに月額	税抜額 200 円
	備考	（ア） 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者であって、発信電気通信番号表示サービスの提供を受ける者に限り提供します。 （イ） 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。	

コ 迷惑電話拒絶サービス	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者があらかじめ指定した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１ＦＴＴＨ電話契約ごとに月額	税抜額 700 円
	備考	（ア） 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 （イ） 本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者は、当社が別に定めるところにより、あらかじめ、特定の電気通信番号を指定していただきます。 （ウ） 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 （エ） 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。	

サ 着信用	音声通信中に他から着信がある場合に、現に通信中の音声通信に係る通信路に加え、その着信に係る通信路を設定するもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１ＦＴＴＨ電話契約ごとに月額	税抜額 300 円
	備	（ア） 本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。	

通信路設定サービス	考	（イ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

シ　特定音声通信発信規制サービス	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者がそのＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線から発信する、当社が別に定める音声通信を行うことができないようにするもの	
	備考	（ア）　本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 （イ）　当社は、そのＦＴＴＨ電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 （ウ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

ス　特定通信着信規制サービス	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者がそのＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線へ着信する、当社が別に定める通信を行うことができないようにするもの	
	備考	（ア）　本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 （イ）　当社は、そのＦＴＴＨ電話契約に係る電気通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 （ウ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

セ　送信	電子メールサービスにより割り当てられたメールアドレスから送信された電子メールにコンピュータウィルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）が含まれている場合に、当該電子メールを本サービスに係るメール蓄積装置から転送できないよう

電子メールウィルスチェックサービス	にするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１メールアドレスごとに月額	税抜額 240 円
	備考	（ア）　本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプＶを除きます。）に限り提供します。 （イ）　当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。	

ソ　発信電気通信番号通信中表示サービス	ＦＴＴＨ電話契約（着信用通信路設定機能を利用しているものに限ります。）に係るＦＴＴＨ接続回線へ通知される発信電気通信番号を通信中に表示することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１ＦＴＴＨ電話契約ごとに月額	税抜額 100 円
	備考	（ア）　本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者であって、発信電気通信番号表示サービスの提供を受ける者に限り提供します。 （イ）　本サービスを利用する場合、通信の利用状況によっては、発信電気通信番号を表示できない場合があります。 （ウ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

タ　公衆無線ＬＡ	本サービスの利用の請求をしたインターネット契約者が指定する１の移動無線装置からソフトバンク株式会社又はエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供する無線通信基地局設備を経由してインターネット接続サービスを利用することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１ユーザＩＤごとに	税抜額 300 円
	備考	（ア）　本サービスは、インターネット契約者（タイプⅣ及びタイプＶを除きます。）に限り提供します。	

Ｎサービス		（イ）　本サービスは、通信を行うためのインターネット契約者の認証においてIEEE802.1xに規定する方式を使用します。 （ウ）　インターネット契約者は、１のユーザ ID につき１の移動無線装置に限り、この機能を利用することができます。 （エ）　本サービスは、ソフトバンク株式会社又はエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供する無線基地局設備から当社が別に定める範囲において利用することが出来ます。 （オ）　本サービスに係る通信については、最大 11.0Mbit/s までの符号伝送が可能なものとなります。 （カ）　本サービスに係る通信については、インターネット契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続との間において行うことができます。 （キ）　インターネット契約者は、当社がそのインターネット契約者を認証するために必要な移動無線装置に関する情報をあらかじめ当社に申し出ていただきます。 （ク）　当社は、無線区間における通信については、IEEE802.11b 又は IEEE802.1x に規定する方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。 （ケ）　当社は、第 55 条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については責任を負いません。

チ　着信転送サービス	ＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線に着信する音声通信を、自動的に他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に転送ができる機能		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	１ＦＴＴＨ電話契約ごとに月額	税抜額 500 円
	備考	（ア）　本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 （イ）　他の契約者回線等から転送されて、本サービスが適用されているＦＴＴＨ接続回線に着信する音声通信を、他の契約者回線等へ転送することはできません。 （ウ）　電気通信番号通知要請サービス又は迷惑電話拒絶サービスが適用されている場合は、両サービスの処理が本サービスの処理より優先します。 （エ）　本サービスに係る音声通信については、発信者から本サービスを利用しているＦＴＴＨ接続回線への音声通信と本サービスを利用しているＦＴＴＨ接続回線から転送先の契約者回線等への音声通信の２の音声通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態となった時刻に双方の音声通信ができる状態になったものとして測定することとします。 （オ）　本サービスを利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 （カ）　本サービスを利用する場合、発信者の電気通信番号が転送先に通知される場合があります。 （キ）　当社は、本サービスに係る転送先から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。 （ク）　当社は、ＦＴＴＨ電話サービスの利用の一時中断を行っているＦＴＴ接続回線について、そのＦＴＴＨ接続回線の設置場所について家主等から異議の申	

		立てがあり当社が必要と認める場合、利用契約者にそのＦＴＴＨ接続回線の設置場所を変更していただきます。 　　この場合において、利用契約者がその設置場所を変更しないときは、本サービスの利用を中止することがあります。 （ケ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。 （コ）　当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。

ツ ＫＤＤＩ電話ａｕで着信確認サービス	本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線への着信に係る情報（以下この欄において「着信情報」といいます。）を、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除きます。）若しくはプリペイド電話の契約者回線、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥサービス（ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線又はＭＶＮＯ事業者（当社が提供するａｕ（ＷＩＮ）通信サービス又はａｕ（ＬＴＥ）通信サービスを利用して、そのサービスと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者（その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設しかつ運用していない者であって、当社が別にさだめるものに限ります。以下同じとします。）が提供するその電気通信サービスに係る電気通信回線（以下この欄において「ａｕ回線等」といいます。）に通知する機能	
	備考	（ア）　本サービスの利用を請求したＦＴＴＨ電話契約者は、着信情報を通知するａｕ回線等に係る電話番号（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款又はＭＶＮＯ事業者のその電気通信サービスに係る契約約款等に定めるものをいいます。）を、あらかじめ当社に届け出ていただきます。 （イ）　着信情報とは次の通りとします。 ①　本サービスの利用の請求をしたＦＴＴＨ電話契約者に係るＦＴＴＨ接続回線に発信した発信者電話番号 ②　着信日時 ③　着信時の状態（応答、無応答、話中、転送） （ウ）　本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

テ 番号ポータビリティサ	この機能を利用するＦＴＴＨ電話契約者又は特別ＦＴＴＨ電話契約者の電気通信番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33 条第２項及び第７項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用することができるようにするもの	
	備考	（ア）　本サービスは、ＦＴＴＨ電話契約者又は特別ＦＴＴＨ電話契約者に限り提供します。 （イ）　当社は、ＦＴＴＨ電話契約者又は特別ＦＴＴＨ電話契約者がＦＴＴＨ接続回線の終端の場所を変更した場合には、この機能を廃止します。 （ウ）　協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社は、この機能の提供を行わないことがあります。

ービス		

<table>
<tr><td rowspan="5">トおうちトラブルサポートサービス</td><td colspan="4">水まわり、電気設備、ガス設備、鍵等のトラブルについて、当社が別に定める者による応急対応を受けることができるもの</td></tr>
<tr><td>区分</td><td colspan="2">単位</td><td>料金額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">定額利用料</td><td>①　②以外</td><td>１インターネット契約又は１基本契約ごとに月額</td><td>税抜額　400 円</td></tr>
<tr><td>②　タイプⅡ又はタイプⅣ（それぞれプランⅡに限ります。）</td><td>１インターネット契約又は１基本契約ごとに月額</td><td>インターネットサービスの月額利用料に含みます。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">（ア）　本サービスは、インターネット契約者（タイプⅡ（インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いの適用を受けるものを除きます。）に限ります。）又は基本契約者（タイプⅣであって、当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。
（イ）　（ア）の規定によるほか、当社が別に定める基本契約者（タイプⅣに限ります。）については、プラン種別がプランⅡのものに限り本サービスを提供します。
（ウ）　本サービスに関する損害賠償の取扱い及びその他の提供条件は、当社の「おうちトラブルサポートサービス規約」に定めるところによります。</td></tr>
</table>

第３　相互接続番号案内料

１　適用

相互接続番号案内料の適用については、約款第 65 条の２（相互接続番号案内）及び約款第 65 条の３（相互接続番号案内料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
（１）　相互接続番号案内料の設定	相互接続番号案内料は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
（２）　相互接続番号案内料の免除等の取扱い	相互接続番号案内料の免除に係る取扱い及び相互接続番号案内料の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。
（３）　その他の取扱い	相互接続番号案内料に係るその他の取扱いについては、利用料に準じて取り扱います。

２　料金額

区分	単位	料金額
相互接続番号案内料	１電気通信番号ごとに	税抜額 200 円

第４　手続きに関する料金及び工事費

１　適用

ＦＴＴＨサービスに係る手続きに関する料金及び工事費の適用については、第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金及び工費費の適用	
（１）　ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用の適用	ア　ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用については、タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅣ又はタイプⅤのものは利用契約者に、タイプⅢのものは基本契約者に支払っていただきます。 イ　アの規定にかかわらず、次の場合には、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用の支払を要しません。 （ア）　料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に定める低速品目に係るＶＤＳＬ装置等に係る料金の支払形態として、月額料金の支払いを要するものを選択したとき。 （イ）　そのＦＴＴＨサービスのタイプ種別がタイプⅢ（コースⅢに限ります。）であるとき。 ウ　当社は、利用契約者から請求があったときは、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限ります。以下このウにおいて同じとします。）、タイプⅡ（インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けているインターネット契約に係るものを除きます。以下このウにおいて同じとします。）、タイプⅣ又はタイプⅤに限ります。）について、タイプⅠ又はタイプⅤは 30 回に、タイプⅡ又はタイプⅣは 24 回に分割した料金での適用（以下、「分割払い）といいます。）を行います。 ただし、次の場合には分割払いを承諾しないことがあります。 （ア）　分割払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （イ）　分割払いの申込みをした者が当社と締結しているＦＴＴＨサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 （ウ）　当社の業務遂行上支障があるとき。 （エ）　その他当社が不適当と判断したとき。 エ　利用契約者は、分割支払金を、本約款で定める支払期日までに、本約款記載の支払方法により、当社に支払うものとします。 オ　利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。 （ア）　支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 （イ）　自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。 （ウ）　差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。 （エ）　破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。

	（オ）　ＦＴＴＨサービスの契約が解除されたとき。
（２）　手続きに関する料金及び工事費の算定	ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（タイプⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）は、同一棟内戸数が 30 戸までの部分について基本額とし、戸数が 30 戸を超える部分については、１戸ごとの加算額を加算して算定します。
（３）　割増工事費の適用	ア　利用契約者（タイプⅠ又はタイプⅤに限ります。）からの請求により、当社又は協定事業者の工事（ＦＴＴＨ接続回線の新設に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに１月２日、1 月３日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日をいいます。）に行った場合は、１の工事毎に税抜額 3,000 円を加算して適用します。 イ　割増工事費については、利用契約者に支払っていただきます。 ウ　利用契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢに限ります。）に限ります。）からの請求により、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事と当社の特定ＴＶ再送信サービス契約約款に定める特定ＴＶ再送信サービスの基本工事を同時に行った場合、当社は、アの規定にかかわらず、割増工事費の適用を除外します。
（４）　利用契約の締結に関する工事費の適用	ア　利用契約の締結に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。 イ　１の利用契約者からの申込み又は請求により、１のユーザコードに係る次の工事について、同時に２以上の工事を施工する場合は、次の工事ごとに、それらの工事費のうち、１の工事の工事費を適用します。 （ア）　２（料金額）（２）（利用契約の締結に関する工事費）アに関する工事 （イ）　２（料金額）（２）（利用契約の締結に関する工事費）イに関する工事 （ウ）　当社の有料放送役務契約約款に定めるＴＶサービスの契約締結に関する工事 ウ　アの規定にかかわらず、タイプⅢ（コースⅢに限ります。）については、２（料金額）（２）（利用契約の締結に関する工事費）アに関する工事費の支払いを要しません。
（５）　付加機能に関する工事費の適用の除外	ア　付加機能に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。 イ　インターネット契約者又は当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により、新たにインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けた場合、付加機能に関する工事に係る工事費について、２（料金額）の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
（６）　修理又は移設に関する工事費の適用	修理又は移設に関する工事費については、利用契約者に支払っていただきます。 ア　修理工事費 利用契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限ります。）又はタイプⅤに限ります。）の責めに帰すべき理由により、ＦＴ

	ＴＨ接続回線（ＦＴＴＨ接続回線の終端のある建物内のＦＴＴＨ接続回線に限ります。）が故障した場合及び回線終端装置（ＦＴＴＨ接続回線の終端に当社が設置する装置をいいます。以下同じとします。）が故障した場合において、その修理に要する工事に適用します。 イ　移設工事費 利用契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限ります。）又はタイプⅤに限ります。）からの請求によりＦＴＴＨ接続回線（ＦＴＴＨ接続回線の終端のある建物内のＦＴＴＨ接続回線に限ります。）、回線終端装置及びローゼットを移設（同一建物内で移転する場合をいいます。）する工事に適用します。
（７）　撤去に関する工事費の適用	ア　利用契約者からの請求（ＦＴＴＨ契約を解除した後に行われる請求を含みます。）により当社がＦＴＴＨ接続回線を撤去する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに限ります。）又はタイプⅤに限ります。）に適用します。 イ　撤去に関する工費費については、利用契約者に支払っていただきます。
（８）　手続きに関する料金及び工事費の適用除外又は減額適用	当社は、２（料金額）の規定にかかわらず、手続き又は工事の態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金及び工事費の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

２　料金額

（１）　ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用

ア　タイプⅠ又はタイプⅡのもの

区分	単位	料金額
（ア）　（イ）から（エ）以外のもの	１ユーザコードごとに	税抜額 30,000 円
（イ）　インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けているインターネット契約に係るＦＴＴＨサービス	１ユーザコードごとに	税抜額 12,000 円
（ウ）　（エ）以外のタイプⅠに係るＦＴＴＨサービス	１ユーザコードごとに	税抜額 37,500 円
（エ）　タイプⅠ（カテゴリーⅢに係るものに限ります）に係るＦＴＴＨサービス	１ユーザコードごとに	税抜額 20,000 円

イ　タイプⅢのもの

区分	単位	料金額
（ア）　（イ）以外のもの ①　コースⅠのもの ②　コースⅡのもの	同一棟内戸数１戸ごとに	税抜額 15,000 円

ａ　基本額 ｂ　加算額	１基本契約ごとに １戸ごとに	税抜額 450,000 円 税抜額 15,000 円
（イ）　ＶＤＳＬ装置等を利用するＦＴＴＨサービス ①　コースⅠのもの ②　コースⅡのもの ａ　基本額 ｂ　加算額	 同一棟内戸数１戸ごとに １基本契約ごとに １戸ごとに	 税抜額 17,000 円 税抜額 510,000 円 税抜額 17,000 円

ウ　タイプⅣのもの

区分	単位	料金額
タイプⅣに係るＦＴＴＨサービス	１基本契約ごとに	税抜額 30,000 円

エ　タイプⅤのもの

区分	単位	料金額
タイプⅤに係るＦＴＴＨサービス	１基本契約ごとに	税抜額 37,500 円

（２）　利用契約の締結に関する工事費

区分		単位	料金額
ア　インターネットサービス	（ア）　（イ）以外の場合	１利用契約ごとに	税抜額 3,000 円
	（イ）　ＦＴＴＨ電話契約者又はＴＶ契約者からの請求であって、その請求がＦＴＴＨ電話サービス又はＴＶサービスの提供を開始した日以降に行われた場合	１利用契約ごとに	税抜額 800 円
イ　ＦＴＴＨ電話サービス	（ア）　（イ）以外の場合	１利用契約ごとに	税抜額 3,000 円
	（イ）　インターネット契約者又はＴＶ契約者からの請求であって、その請求がインターネットサービス又はＴＶサービスの提供を開始した日以降に行われた場合	１利用契約ごとに	税抜額 800 円

（３）　電気通信番号に関する工事費

区分	単位	料金額
電気通信番号の変更に関する工事	１の工事ごとに	税抜額 2,000 円

（４）　付加機能に関する工事費

区分	単位	料金額
ア　電子メールサービスの利用内容の変更（メールアカウントの変更に係るものに限ります。）に関する工事	１の工事ごとに	税抜額 300 円
イ　電子メール条件着信サービス	１のメールアドレスごとに	税抜額 100 円
ウ　電子メール条件転送サービス	１のメールアドレスごとに	税抜額 100 円

（５）　修理又は移設に関する工事費

区分	単位	料金額
ア　修理工事		
（ア）　ＦＴＴＨ接続回線に係るもの	１の工事ごとに	税抜額 10,000 円
（イ）　回線終端装置に係るもの	１の工事ごとに	税抜額 14,000 円
イ　移設工事		
（ア）　ＦＴＴＨ接続回線に係るもの	１の工事ごとに	税抜額 10,000 円
（イ）回線終端装置及びローゼットに係るもの	１の工事ごとに	税抜額 2,000 円

（６）　撤去に関する工事費

区分	単位	料金額
撤去に関する工事	１の工事ごとに	税抜額 10,000 円

第５　附帯サービスに関する料金等

１　重複掲載料

（１）　適用

重複掲載料の適用については、別記８（重複掲載料）の規定のとおりとします。

（２）　料金額

区分	単位	料金額
重複掲載料	１掲載ごとに年額	税抜額 500 円

２　音声通信明細書の発行料

（１）　適用

音声通信明細書の発行料の適用については、別記 16（音声通信明細書の発行）の規定のとおりとします。

（２）　料金額

区分	単位	料金額
発行料	１発行ごとに	税抜額 100 円

３　端末設備に係る料金等

（１）　端末設備に係る料金

ア　適用

端末設備に係る料金の適用については、別記 18（端末設備の提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
（ア）　ＶＤＳＬ装置等の料金の適用	①　タイプⅡに係るＶＤＳＬ装置等には、低速品目と高速品目の品目があり、利用契約者は、あらかじめいずれか１の品目を選択していただきます。 　ただし、インターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けない場合は、低速品目を選択できません ②　低速品目に係るＶＤＳＬ装置等に係る料金の支払形態には、料金の支払いを要しないものと月額料金の支払いを要するものがあり、インターネット契約者は、あらかじめいずれか１の支払形態を選択していただきます。 ③　②の支払形態の変更は、できないものとします。 ④　ＶＤＳＬ装置等を用いた通信については、そのＶＤＳＬ装置等に接続される引込線の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。 ⑤　ＶＤＳＬ装置等を用いた通信については、当社が別に定める速度までの符号伝送が可能なものとなります。 ⑥　ＶＤＳＬ装置等の料金（タイプⅢに限ります。）については、基本契約者に支払っていただきます。
（イ）　ＶＤＳＬ装置等の料金の算定	ＶＤＳＬ装置等に係る料金額（タイプⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）は、同一棟内戸数が 30 戸までの部分について基本額とし、戸数が 30 戸を超える部分については、１戸ごとの加算額を加算して

	算定します。
（ウ）　ＯＮＵ装置等の料金の適用	ＯＮＵ装置等の料金（タイプ Ⅲ（コースⅠ又はコースⅡに限ります。）に限ります。）については、基本契約者に支払っていただきます。
（エ）　ＯＮＵ装置等の料金の算定	ＯＮＵ装置等に係る料金額（タイプⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）は、同一棟内戸数が 30 戸までの部分について基本額とし、戸数が 30 戸を超える部分については、１戸ごとの加算額を加算して算定します。

イ　料金額

区分	単位	料金額
ＶＤＳＬ装置等		
（ア）　タイプⅡ又はタイプⅣのもの	１ＶＤＳＬ装置等ごとに月額	税抜額 400 円
（イ）　タイプⅢのもの		
①　コースⅠのもの	同一棟内戸数１戸ごとに月額	税抜額 400 円
②　コースⅡのもの		
ａ　基本額	１基本契約ごとに月額	税抜額 12,000 円
ｂ　加算額	１戸ごとに月額	税抜額 400 円
ＯＮＵ装置等		
（ア）　タイプⅡ又はタイプⅣのもの	１ＯＮＵ装置等ごとに月額	税抜額 500 円
（イ）　タイプⅢのもの		
①　コースⅠのもの	同一棟内戸数１戸ごとに月額	税抜額 500 円
②　コースⅡのもの		
ａ　基本額	１基本契約ごとに月額	税抜額 15,000 円
ｂ　加算額	１戸ごとに月額	税抜額 500 円

（２）　端末設備に係る工事に関する費用

ア　適用

端末設備に係る工事に関する費用の適用については、別記 18（端末設備の提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
端末設備のポートの収容の変更に関する工事費の適用	利用契約者（タイプⅡ（カテゴリーⅠに限ります。）、タイプⅢ（カテゴリーⅠに限ります。）又はタイプⅣ（カテゴリーⅠに限ります。）に限ります。）からの請求により、当社が端末設備のポートの収容を変更する工事に適用します。

イ　工事に関する費用の額

区分	単位	料金額
ＶＤＳＬ装置等の品目の変更に関する工事	１の工事ごとに	税抜額 800 円

ＶＤＳＬ装置等のポートの収容の変更に関する工事	１の工事ごとに	税抜額 6,000 円

４　支払証明書の発行手数料

（１）　適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記21（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用	
支払証明書の発行手数料の適用	基本契約者又は利用契約者は、（２）（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

（２）　料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行１回ごとに	税抜額 400 円

（注）　支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

５　払込取扱票の発行等手数料

（１）　適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記 22（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	基本契約者又は利用契約者は、そのＦＴＴＨ接続回線について、以下のいずれかに該当する場合、（２）（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 （ア）　その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 （イ）　その他当社が別に定める条件に該当するとき。

（２）　料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行１回ごとに	税抜額 100 円

６　窓口取扱等手数料

（１）　料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行１回ごとに	税抜額 300 円

第６　ユニバーサルサービス料

１　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 44 条の 2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	ア　ユニバーサルサービス料は１のＦＴＴＨ電話契約にかかる電気通信番号ごとに適用します。 イ　ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 ウ　その料金月の末日にＦＴＴＨ電話の提供の開始があったとき又は接続休止をしているときは、第 44 条の 2 の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 エ　ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

２　料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	１電気通信番号ごとに月額	税抜額 2 円

別表１　削除

別表２　外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

１　外国との音声通信に係るもの

（１）　自動音声通信

区分	取扱地域
アジア１	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア２	台湾
アジア３	インドネシア共和国、タイ王国
アジア４	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア５	マカオ
アジア６	モンゴル国
アジア７	インド
アジア８	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国 、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア９	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア１０	東ティモール
アジア１１	朝鮮民主主義人民共和国
アジア１２	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア１３	イエメン共和国
アジア１４	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア１５	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア１６	フィリピン共和国
アジア１７	マレーシア
アフリカ１	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ２	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ３	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国

アメリカ１	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ２	カナダ
アメリカ３	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ４	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ５	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット
アメリカ６	バハマ国
アメリカ７	ブラジル連邦共和国
アメリカ８	ペルー共和国
アメリカ９	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ１０	フォークランド諸島
オセアニア１	グアム、サイパン
オセアニア２	ハワイ
オセアニア３	オーストラリア
オセアニア４	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア５	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア６	マーシャル諸島共和国
オセアニア７	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ１	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ２	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ３	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ４	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共

	和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ５	トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ６	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末１	スラーヤー
特定衛星端末２	イリジウム
特定衛星端末６	インマルサットＦ型、インマルサットＢＧＡＮ型、インマルサットＦＢ型
特定衛星端末７	インマルサットＦ型（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）、インマルサットＢＧＡＮ型（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）、インマルサットＦＢ型（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）

（２） 非自動音声通信

区分	取扱地域
アジア１	【大韓民国】
アジア２	【香港】、【マカオ】
アジア３	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア４	【台湾】
アジア５	【シンガポール共和国】
アジア６	【フィリピン共和国】
アジア７	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、【ブルネイ・ダルサラーム国】、【マレーシア】、東ティモール
アジア８	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、【モンゴル国】、【ラオス人民民主共和国】
アジア９	朝鮮民主主義人民共和国
アジア１０	【インド】
アジア１１	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア１２	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプラス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシェミット王国】、レバノン共和国
アジア１３	アフガニスタン・イスラム共和国
アフリカ１	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア・ビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共

	和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン、マイヨット島
アフリカ２	ディエゴ・ガルシア
アフリカ３	西サハラ
アメリカ１	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。)】、【アラスカ】
アメリカ２	【カナダ】
アメリカ３	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ４	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セント・ルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ 共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領バージン諸島】、マルティニク、モンセラット
アメリカ５	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ６	ブラジル連邦共和国
アメリカ７	【ペルー共和国】
アメリカ８	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、【ボリビア共和国】
オセアニア１	【グアム】、【サイパン】
オセアニア２	【ハワイ】
オセアニア３	【オーストラリア】
オセアニア４	【ニュージーランド】
オセアニア５	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア６	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア７	ウェーク島、ミッドウェー島
ヨーロッパ１	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ２	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナ

	コ公国】
ヨーロッパ３	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ４	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、【ノルウェー王国】、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マディラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ５	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末１	スラーヤー
特定衛星端末２	イリジウム
特定衛星端末５	インマルサットＦ型（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）、インマルサットＢＧＡＮ型（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）、インマルサットＦＢ型（６４ｋｂｐｓのＡｕｄｉｏ／Ｓｐｅｅｃｈモードの場合に限ります。）
特定衛星端末６	インマルサットＦ型
特定衛星端末７	インマルサットＢＧＡＮ型、インマルサットＦＢ型
備考 【 】は第１種本邦着信音声通信の取扱地域	

別表３　パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ＫＤＤＩ株式会社	ａｕ契約	ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款
	ＬＴＥ契約	ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	ａｕ契約	ａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款
	ＬＴＥ契約	ａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	一般ウィルコム通信（無限定利用に係るものであって、標準型（料金種別がつなぎ放題コースのものに限ります。）又は複合型に係るものに限ります。）に係る一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム沖縄	一般ウィルコム沖縄通信（無限定利用に係るものであって、標準型（料金種別がつなぎ放題コースのものに限ります。）又は複合型に係るものに限ります。）に係る一般ウィルコム沖縄通信契約	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款

別表４　番号規則第 10 条第１項第２号に規定する電気通信番号に係る当社又は協定事業者

事業者の名称
ＫＤＤＩ株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイー 株式会社ＮＴＴぷらら 楽天コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社 株式会社ジュピターテレコム 九州通信ネットワーク株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社ケイ・オプティコム アルテリア・ネットワークス株式会社 株式会社ＳＴＮｅｔ 東北インテリジェント通信株式会社 ＺＩＰ　Ｔｅｌｅｃｏｍ株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

別表５　番号規則第９条第１項第４号に規定する電気通信番号に係る協定事業者

事業者の名称
東京テレメッセージ株式会社

附則
（実施時期）
１　この約款は、平成 15 年 10 月 10 日から実施します。
（経過措置）
２　この約款実施の日から平成 17 年５月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（エ）（コースＩに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 15 年 10 月 16 日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 15 年 10 月 29 日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 15 年 10 月 31 日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 15 年 11 月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 15 年 12 月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 15 年 12 月 12 日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 16 年１月 29 日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年１月30日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年２月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年２月19日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年２月28日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年５月27日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年６月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年６月10日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年７月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年７月22日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年８月23日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年12月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年12月21日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成16年12月22日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成17年１月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成17年１月12日から実施します。但し、料金表第１（基本利用料）１（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（(11)欄のイに規定する音声通信に係るものに限ります。)及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成17年８月１日から適用するものとします。
（経過措置）
２　この約款実施の日から平成17年５月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成17年２月１日から実施します。但し、料金表別表１（音声通信における当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約等）１（当社又は協定事業者に係る契約等）の２）のオ及び料金表別表３（パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約）については、平成17年２月２日から適用するものとします。
（経過措置）
２　この約款実施の日から平成17年５月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。)及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。)のものを除きます。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した

日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

３　この約款実施の日から平成17年５月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 17 年２月９日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 17 年３月 11 日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 17 年４月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 17 年５月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 17 年５月 18 日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 17 年５月 23 日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 17 年６月１日から実施します。
（経過措置）

２　この約款実施の日から平成 17 年６月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（エ）（コースＩに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

３　この約款実施の日から平成17年６月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

４　この約款実施の日から平成17年６月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他　の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 17 年６月 15 日から実施します。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 17 年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この約款実施の日から平成 17 年７月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（エ）（コースＩに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

３　この約款実施の日から平成17年７月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した

日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

４　この約款実施の日から平成17年７月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他
の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 17 年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１（基本利用料）１（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（(11)欄のイに規定する音声通信に係るものに限ります。）及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成17年10月１日から適用するものとします。

３　この約款実施の日から平成 17 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（(エ)に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

４　この約款実施の日から平成 17 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（(エ)（コースⅠに係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

５　この約款実施の日から平成17年８月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢ又はタイプⅣの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第51条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、そ

の支払を要するものとします。
６　この約款実施の日から平成17年９月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、本則第５１条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。
７　この約款実施の日から平成17年８月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
８　この約款実施の日から平成17年９月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものを除きます。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
10　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成 17 年８月 23 日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 17 年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この約款実施の日から平成 17 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（エ）（コースⅠに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
３　この約款実施の日から平成17年９月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢ又はタイプⅣの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、その支払を要しません。但し、

本則第51条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

４　この約款実施の日から平成17年９月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、　なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 17 年９月 20 日から実施します。

（経過措置）

２　この約款実施の日から平成 17 年 12 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス（第１種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限ります。）、ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡに係る第２種ＡＤＳＬ接続サービスを除きます。）又はＴＥＰＣＯひかり対応サービスに限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。）の利用契約者が、当社所定の契約申込により、インターネット契約の申込みをし、その承諾をうけ、当社がインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の付加機能に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 17 年 10 月１日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１（基本利用料）１（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（(11)欄のイに規定する音声通信に係るものに限ります。）及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成17年12月１日から適用するものとします。

３　この約款実施の日から平成 17 年 11 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（(エ)（コースⅠに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

４　この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢ又はタイプⅣの基本契約に係る定額利用料を除きます。）及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。）について、その支払を要しません。但し、本則第51条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。
５　この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、利用契約（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
６　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 17 年 10 月 19 日から実施します。
（経過措置）
２　料金表第１（基本利用料）１（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（当該音声通信の発信に係るＦＴＴＨ電話契約がタイプⅠ（コースⅡであるものに限ります。）であるものに限ります。）及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成 17 年 12 月１日から適用するものとします。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 17 年 11 月 10 日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）

１　この改正規定は、平成 17 年 11 月 24 日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 17 年 11 月 28 日から実施します。
（経過措置）
２　料金表第１（基本利用料）１（適用）(13)欄に規定する基本利用料の算定（(11)欄のイに規定する音声通信に係るものに限ります。)及び(17)欄の加算額の適用に関する部分については、平成18年２月１日から適用するものとします。
３　平成 17 年 12 月１日から平成 18 年１月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１)欄のア（(ウ)又は(エ)（カテゴリーⅠ（コースⅠに係るものに限ります。)に係るものに限ります）に係るものを除きます。)に係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
４　この約款実施の日から平成 18 年１月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１)欄のア（(エ)（カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
５　平成17年12月１日から平成18年１月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅠ（コースⅠのものに限ります。)のものに限ります。)及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。)のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
６　この約款実施の日から平成18年１月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
７　平成17年12月１日から平成18年１月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。)のものを除きます。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料（タイプⅢ又はタイプⅣの基本契約に係る定額利用料を除きます。)及び端末設備に係る月額料金（タイプⅢの基本契約に係るものを除きます。)について、その支払を要しません。但し、本則第51条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。
８　この約款実施の日から平成18年１月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の11ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)を税抜額1,000円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額1,000円に満たない場合は、そ

の支払を要しません。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払い義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

10　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 18 年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この約款実施の日から平成 18 年２月 28 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス（第１種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限ります。）、ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡに係る第２種ＡＤＳＬ接続サービスを除きます。）又はＴＥＰＣＯひかり対応サービスに限ります。）の利用契約者が、当社所定の契約申込により、インターネット契約の申込みをし、その承諾をうけ、当社がインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の付加機能に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 18 年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成 18 年２月１日から平成 18 年３月 31 日までの間に開始された音声通信で、ＦＴＴＨ電話サービス（タイプＩ（コースＩのものに限ります。）、タイプⅡ、タイプⅢ並びにタイプⅣであるものに限ります。）に係るＦＴＴＨ接続回線から他のＦＴＴＨ接続回線、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に規定するメタルプラス電話契約、光ダイレクトサービス契約約款に規定する光ダイレクト電話契約又はケーブルプラス電話契約約款に規定するケーブルプラス電話契約に係る電気通信回線への音声通信については、料金表　第１基本利用料　１適用　8)の規定は適用しないものとします。

３　平成 18 年２月１日から平成 18 年３月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（ウ）又は（エ）（カテゴリーＩ（コースＩに係るものに限ります。）のものに限ります）のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

４　平成 18 年２月１日から平成 18 年２月 28 日までの間において、基本工事に関する工事

（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（エ）（カテゴリーⅡのものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

５　平成 18 年２月１日から平成 18 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅠ（コースⅠのものに限ります。）又はカテゴリーⅡに係るものに限ります。）及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

６　平成 18 年２月１日から平成 18 年２月 28 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。

７　平成 18 年２月１日から平成 18 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）に係るものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

８　平成 18 年２月１日から平成 18 年２月 28 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の 11 ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 1,000 円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額 1,000 円に満たない場合は、その支払を要しません。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

10　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 18 年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成 18 年３月１日から平成 18 年５月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（エ）（カテゴリーⅡのものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するも

のとします。
３　平成 18 年３月１日から平成 18 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の５ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 1,000 円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額 1,000 円に満たない場合は、その支払を要しません。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
４　平成 18 年３月１日から平成 18 年３月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービス（第１種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限ります。）、ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡに係る第２種ＡＤＳＬ接続サービスを除きます。）又はＴＥＰＣＯひかり対応サービスに限ります。）の利用契約者が、当社所定の契約申込により、インターネット契約の申込みをし、その承諾をうけ、当社がインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の付加機能に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 18 年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成 18 年４月１日から平成 18 年５月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（ウ）又は（エ）（カテゴリーⅠのものに限ります）のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
３　平成 18 年４月１日から平成 18 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
４　平成 18 年４月１日から平成 18 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）に係るものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
６　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１ この改正規定は、平成 18 年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成 18 年６月１日から平成 18 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）又は（エ）（カテゴリーＩのものに限ります）のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
３　平成 18 年６月１日から平成 18 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプＩ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
４　平成 18 年６月１日から平成 18 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプＩ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の５ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 1,000 円減額します。但し、当該定額利用料が税抜額 1,000 円に満たない場合は、その支払を要しません。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　平成 18 年６月１日から平成 18 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプＩ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）に係るものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。
６　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 18 年７月 10 日から実施します。

（経過措置）
２　平成 18 年６月１日より実施する附則３及び５についてはタイプⅤには適用しません。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 18 年 10 月１日から実施します。
（経過措置）
２　平成 18 年 10 月１日から平成 19 年１月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のア（（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）又は（エ）（カテゴリーⅠのものに限ります）のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
３　平成 18 年 10 月１日から平成 19 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）のものを除きます）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払を要するものとします。
４　平成 18 年 10 月１日から平成 19 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,400 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　平成 18 年 10 月１日から平成 19 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。）に係るものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。
６　平成 18 年 10 月１日から平成 19 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠに係るものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払を要しません。但し、本則第 51 条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

７　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他　の債務については、なお従前のとおりとします。
８　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 18 年 10 月３日から実施します。但し、料金表第５（附帯サービスに関する料金等）に規定するＯＮＵ装置等の提供については、平成 18 年 12 月１日から適用するものとします。
（経過措置）
２　平成 18 年 10 月３日から平成 19 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ及びタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定するインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものに限ります。)に係るものを除きます。)の申込みをした者は、当社がその契約を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる端末設備（ＯＮＵ装置等に限ります。)に係る月額料金について、その支払いを要しません。但し、本則第 51 条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払を要するものとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 18 年 11 月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 19 年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　第１基本利用料１適用１）の２に定めるカテゴリーⅡについて、平成 17 年 11 月 28 日以前に提供を開始したものは、カテゴリーⅠとみなします。
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他　の債務については、なお従前のとおりとします。
４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、　なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 19 年２月１日から実施します。
（経過措置）

２ 平成 19 年２月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第４（工事費）１（適用）（６）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３ 平成 19 年２月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

４ 平成 19 年２月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５ 平成 19 年２月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

６ 平成 19 年２月１日から平成 19 年２月 28 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

７ 平成 19 年２月１日から平成 19 年２月 28 日までの間において、利用契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

８ 平成 19 年２月１日から平成 19 年２月 28 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）又はタイプⅢに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払いを要しません。但し、本則第 51 条（ＦＴＴＨサービスに係る最低利用期間）第３項に定める料金については、その支払い

を要するものとします。
９　平成 19 年２月１日から平成 19 年２月 28 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。）及び端末設備に係る月額料金について、その支払いを要しません。
10　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 19 年３月１日から実施します。
（経過措置）
２ 平成 19 年３月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３ 平成 19 年３月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
４　平成 19 年３月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　平成 19 年３月１日から平成 19 年４月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
６　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

ついては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成19年４月１日から実施します。

附則
（実施時期）
この改正規定は、平成19年４月27日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成19年５月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施の日から平成19年５月31日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第４（工事費）１（適用）（６）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３ この改正規定実施の日から平成19年５月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
４　この改正規定実施の日から平成19年５月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額4,843円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成19年５月31日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
６ この改正規定実施の日から平成19年５月31日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたとき

は、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

７ この改正規定実施の日から平成 19 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)、タイプⅢ又はタイプⅣに係るものに限ります。)の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

８　この改正規定実施の日から平成 19 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払い義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施の日から平成 19 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

１０　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

１１　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 19 年６月１日から実施します。

（経過措置）

２ この改正規定実施の日から平成 19 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１)欄のアの(エ)（カテゴリーⅡに係るものに限ります。)又はエに係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第４（工事費）１（適用）（６)欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。)について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成 19 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用

については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
４　この改正規定実施の日から平成 19 年８月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
５ この改正規定実施の日から平成 19 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
６ この改正規定実施の日から平成 19 年８月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
７　この改正規定実施の日から平成 19 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
８　この改正規定実施の日から平成 19 年８月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
１０　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 19 年７月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

ついては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成19年９月１日から実施します。

（経過措置）

２ この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はエに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第４（工事費）１（適用）（６）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額4,843円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

４　この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

５ この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

６ この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

７　この改正規定実施の日から平成19年９月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）を税抜額400円減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料と

してみなして取り扱います。
８　この改正規定実施の日から平成 19 年９月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
１０　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 19 年 10 月１日から実施します。
（経過措置）
２ この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はエに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第４（工事費）１（適用）（６）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３　この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
４　この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）又はタイプⅤに係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
５　この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
６　この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢ

に係るものに限ります。)の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

７　この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)を税抜額 400 円減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 19 年 10 月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ又はタイプⅣに係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

１０　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 19 年 11 月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 20 年１月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１)欄のアの(エ)（カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第４（工事費）１（適用）（６)欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。)について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成 20 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

４　この改正規定実施の日から平成 20 年１月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１)欄のアの(ア)、(イ)又は(ウ)（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条

（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
５　この改正規定実施の日から平成 20 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
６　この改正規定実施の日から平成 20 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の７ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
７　この改正規定実施の日から平成 20 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の７ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
８　この改正規定実施の日から平成 20 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の７ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
１０　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 19 年 11 月 12 日から実施します。
（経過措置）
２　平成 20 年３月 31 日までに、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄の（エ）（カテゴリーⅢに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申し込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費（料金表第４

（工事費）１（適用）（６）欄の適用を受けている場合は、適用後の工事費とします。）について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３ 平成 20 年３月 31 日までに、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払い義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

４　平成 20 年３月 31 日までに、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 4,843 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　平成 20 年３月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢ(料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されるものを除きます。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の１１ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

６　平成 20 年３月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）及び番号ポータビリティ（FTTH 電話契約者の電気通信番号において、東日本電信電話株式会社の電気通信事業法第 33 条第 2 項及び第 7 項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティを利用するものをいいます。）の申込みをし、その番号ポータビリティの手続きを完了したときは、そのＦＴＴＨ電話サービスの利用を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して４ヶ月間、基本利用料（但し、非自動音声通信に係るものを除きます。）、付加機能利用料、相互接続番号案内料、工事費及び附帯サービスに関する料金等の合計額（以下、「合計額」といいます。）から、税抜額 500 円を毎月減額します。但し、合計額が税抜額 500 円に満たない場合は、当該合計額を減額することとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 20 年４月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成 20 年４月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅠ（コースⅡのものに限ります。）又はカテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（工事費）１（適用）（６）欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

４　この改正規定実施の日から平成20年４月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,891円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 20 年４月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

６　この改正規定実施の日から平成20年４月30日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第46条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

７　この改正規定実施の日から平成20年４月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,586円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成20年４月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに

限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,486円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施の日から平成20年４月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額1,986円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年２月 16 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年３月 28 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）
１　この改正規定は、平成 20 年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 20 年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅠ（コースⅡのものに限ります。）又はカテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（工事費）１（適用）（６）欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
４　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は（ウ）（料金表第１（基本利用料）１（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
６　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
７　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）（10）欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限

ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施の日から平成 20 年６月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年７月１日から実施します。

（経過措置）

２ この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）(１)欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。)又はタイプⅤのものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（工事費）１（適用）(６)欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

４　この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし

た者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

６　この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

７　この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施の日から平成 20 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

ついては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 20 年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 20 年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（エ）（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（工事費）１（適用）（６）欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
４　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（料金表第４（工事費）２（工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
６　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
７　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係

る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施の日から平成 20 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年９月 25 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年 10 月１日から実施します。

　ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）に定めるプランⅡ（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。)に係るものに限ります。)に関する改正規定は、平成 23 年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 21 年７月 31 日までの間に、プランⅡの適用を受けている基本契約者又は利用契約者がその基本契約又は利用契約の解除を行った場合、料金表第１（基本利用料）１（適用）2)の４のオの規定にかかわらず、プランⅡに係る契約解除料の支払いを要しません。

３　この改正規定実施の際現に次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表右欄の適用を受けているものとみなします。

ＦＴＴＨサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）
ＦＴＴＨサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）
ＦＴＴＨサービス（タイプⅤのものに限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅤ（カテゴリーⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）

４　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間、料金表第１（基本利用料）１（適用）に定めるプランⅠ（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）に係るものを除きます。）を選択することはできません。

５　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されるものを除きます。）又はタイプⅤ（プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは（この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

7　平成 20 年９月 30 日までにインターネット契約又はＦＴＨＨ電話契約の申込みをし、その承諾を受けた場合は、前２項の規定は適用しません。

8　この改正規定実施の日から平成 21 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）又は備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

9　この改正規定実施の日から平成 21 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

10　この改正規定実施の日から平成 21 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

11　この改正規定実施の日から平成 21 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

12　この改正規定実施の日から平成 21 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

13　この改正規定実施の日から平成 21 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。）又はタイプⅢのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料

金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

14　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。)に係るものに限ります。)に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,900 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料とみなして取り扱います。

15　前項の規定にかかわらず、平成 20 年８月１日から平成 21 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその契約者にＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、３料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

16　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

17　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 20 年 10 月 22 日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　削除

４　削除

５　削除

６　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 21 年１月１日から実施します。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 21 年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１)欄のアの(ア)、(イ)又は備考の規定に係るものに限ります。)に係

る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申し込みをした者は、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

４　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

７　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。）又はタイプⅢのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第４４条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　平成 20 年 10 月１日より実施の附則第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、

この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

９　平成 20 年 10 月１日より実施の附則第２項中「この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において」とあるのを「この改正規定実施の日から平成 21 年７月 31 日までの間において」に改めます。

10　平成 20 年 10 月１日より実施の附則第５項を以下のとおり改めます。

５　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11　平成 20 年 10 月１日より実施の附則第６項を以下のとおり改めます。

６　この改正規定実施の日から平成 21 年４月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されるものを除きます。）又はタイプⅤ（プランⅡのものに限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは（この改正規定実施の日から平成 21 年３月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

12　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
13　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成21年２月18日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成21年３月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成21年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に定めるＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
　ただし、本則第46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。
３　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
　ただし、本則第46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。
４　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
５　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ

（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）及び番号ポータビリティサービスの申込みがあり、当社がそのＦＴＴＨ電話サービス及び番号ポータビリティサービスの提供を開始したときは、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して４ヶ月間、基本利用料（非自動音声通信に係るものを除きます。）、付加機能利用料、相互接続番号案内料、手続きに関する料金及び工事費及び附帯サービスに関する料金等の合計額（以下、この項において「合計額」といいます。）について、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該料金月の合計額が税抜額 500 円に満たない場合は、合計額とします。）を減額します。

６　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 21 年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 21 年７月 31 日までの間に、プランⅡからプランⅠへのプラン種別の変更があったときは、基本契約者又は利用契約者は、料金表第１（基本利用料）１（適用）(5)欄のカの規定にかかわらず、プランⅡに係る契約解除料の支払いを要しません。

３　当社は、次のいずれかに該当する場合には、プラン種別の変更のあった日又は新たなインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供が開始された日の属する料金月（以下、この項において「プランⅡ適用開始月」といいます。）以降において、税抜額 1,100 円に平成 20 年 10 月からプランⅡ適用開始月の前料金月までの間（以下、この項において「返金対象期間」といいます。）の料金月の数を乗じて得た額を、当社が別に定める方法により返金する取扱いを行います。

ただし、そのプラン種別の変更前又は契約解除前のインターネット契約に基づき支払いを要することとされた定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、料金表第１(基本利用料)２(料金額)又は平成 20 年 10 月 22 日より実施の附則第４項(2)料金額に定める定額利用料の料金額から減額適用を受けている料金月については、返金対象期間に含みません。

(1)　平成 20 年９月 30 日までにインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）又はタイプⅤ（カテゴリーⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした利用契約者（タイプⅤの場合は、基本契約者及び利用契約者両者とします。）からの請求に基づき、この改正規定実施の日から平成 21 年７月 31 日までの間に、当社がプランⅡへのプラン種別の変更を行った場合。

(2)　平成 20 年 10 月 21 日までにインターネット契約（旧ＦＴＴＨサービス・タイプⅠ（コースⅡ）のものに限ります。）の申込みをした利用契約者が、この改正規定実施の日から平成 21 年７月 31 日までの間に、当社が別に定める態様により、その利用契約を解除すると同時に新たにインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした場合であって、平成 21 年 10 月 31 日までにそのインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供が

開始されたとき。

４　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

５　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。但し、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

６　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

７　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

９　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。）又はタイプⅢのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税

抜額 534 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11　この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 21 年５月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

12　前２項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅤのものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、利用契約（附則に定める旧ＦＴＴＨサービス・タイプⅠ（コースⅡ）のものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前２項に定める減額の取扱いを行いません。

13　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

14　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 21 年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１）欄のアの（ア）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に

係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

４　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

７　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。）又はタイプⅢのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第４４条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして

取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　前２項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅤのものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、利用契約（附則に定める旧ＦＴＴＨサービス・タイプⅠ（コースⅡ）のものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前２項に定める減額の取扱いを行いません。

11　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

12　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

１　この改正規定は、平成 21 年８月３日から実施します。

(経過措置)

２ この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間、料金表第１（基本利用料）1（適用）16）アの規定にかかわらず、(ア)の④を適用しないものとします。

３ この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ

いては、なお従前のとおりとします。

附則
(実施時期)
１　この改正規定は、平成 21 年９月 28 日から実施します。
(経過措置)
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３ この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
(実施時期)
１　この改正規定は、平成 21 年 10 月１日から実施します。
(経過措置)
２　この改正規定実施の際現に次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日においてそれぞれ同表右欄の適用を受けているものとみなします。

ＦＴＴＨサービス（タイプⅡのものに限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）
ＦＴＴＨサービス（タイプⅣのものに限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅣ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）

３　平成 21 年２月１日より実施の附則第８項中「新たにインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）又はタイプⅡのものに限ります。）の申込をし、その承諾を受けたときは」とあるのを「新たにインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅡのものに限ります。）の申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは」に改めます。
４　平成 21 年５月１日より実施の附則第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

５　平成 21 年６月１日より実施の附則第８項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起

算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

６　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　前２項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅤのものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、利用契約（附則に定める旧ＦＴＴＨサービス・タイプⅠ（コースⅡ）のものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前２項に定める減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　第６項又は第９項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅡもの（カテゴリーⅡのものに限ります。）に限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

11　第６項、平成 20 年 10 月１日より実施の附則第５項、平成 21 年５月１日より実施の附則第 10 項又は平成 21 年６月１日より実施の附則第８項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

12　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

13　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１）欄のアの（ア）（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものを除きます。）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。

　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

14　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

15　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、インターネット契約

（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

16　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

17　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

18　この改正規定実施の日から平成 22 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第４４条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

19　平成 20 年 10 月１日より実施の附則第 14 項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその契約者にＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、３料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

20　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

21　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
この改正規定は、平成21年11月１日から実施します。

附則
この改正規定は、平成21年12月１日から実施します。

附則
(実施時期)
１　この改正規定は、平成21年12月９日から実施します。
(手続きに関する料金及び工事費の経過措置)
２　この改正規定実施の日から平成23年３月31日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー１又はメニュー２に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
　ただし、本則第46条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３　この改正規定実施の日から平成23年３月31日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー４又はメニュー５に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅣ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
　ただし、本則第46条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

附則
(実施時期)
１　この改正規定は、平成22年１月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ＫＤＤＩ合算請求への取扱い区分の変更については、平成22年６月１日から実施します。
(合算請求の取扱いに関する経過措置)

２　この改正規定実施の際現に、ＦＴＴＨサービス（タイプⅣ又はタイプⅤのものに限ります。）の提供を受けている利用契約者は、基本契約者合算請求の取扱いの申込があったものとみなして取り扱います。
３　ＫＤＤＩ合算請求の取扱いについては、平成 22 年６月以降にその請求に係る料金その他の債務が生じた場合に適用します。
（料金等の支払に関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
この改正規定は、平成 22 年１月 16 日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 22 年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１）欄のアの（ア）（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものを除きます。）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。
　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
４　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。）に限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のもの

に限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

７　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第４４条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６)欄が適用されないものに限ります。)の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 21 年９月 30 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。)、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円

（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10　前２項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約（タイプＶのものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、利用契約（附則に定める旧ＦＴＴＨサービス・タイプⅠ（コースⅡ）のものに限ります。）を解除すると同時に申し込まれたものである場合、前２項に定める減額の取扱いを行いません。

11　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

12　第８項又は第 11 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅡもの（カテゴリーⅡのものに限ります。）に限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

13　第８項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

14　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったとき

は、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

15　この改正規定実施の日から平成 22 年３月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、発信電気通信番号通知要請サービス、迷惑電話拒絶サービス、着信用通信路設定サービス、電気通信番号通信中表示サービス、着信転送サービス

16　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

17　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年３月 14 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１）欄のアの（ア）（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）、（イ）または備考の規定に係るものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。

　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

３　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢ（カテゴリーⅠのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

４　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）

(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

７　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第４４条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

８　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申

出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

10　前２項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅤのものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、この附則の第 22 項第２号又は第３号に該当する者から申し込まれたものである場合、前２項に定める減額の取扱いを行いません。

11　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

12　第８項又は第 11 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅡもの（カテゴリーⅡのものに限ります。）に限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

13　第８項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同

一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

14　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

15　この改正規定実施の日から平成 22 年５月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅡ（カテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅢ（カテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅣ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、着信用通信路設定サービス

16　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に定めるＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

17　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

18　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

19　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）及び番号ポータビリティサービスの申込みがあり、当社がそのＦＴＴＨ電話サービス及び番号ポータビリティサービスの提供を開始したときは、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して４ヶ月間、基本利用料（非自動音声通信に係るものを除きます。）、付加機能利用料、相互接続番号案内料、手続きに関する料金及び工事費及び附帯サービスに関する料金等の合計額（以下、この項において「合計額」といいます。）について、

１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該料金月の合計額が税抜額 500 円に満たない場合は、合計額とします。）を減額します。

20　平成 20 年 10 月１日より実施の附則第 14 項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその契約者にＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、３料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

21　平成 20 年 10 月 22 日より実施の附則第２項から第５項については、「削除」に改めます。

22　削除

23　削除

24　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

25　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年４月 12 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年４月 20 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年４月 23 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）
１　この改正規定は、平成 22 年５月 10 日から実施します。
（経過措置）
２　平成 22 年４月１日より実施の附則第２項中「1)欄のアの(ア)（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものを除きます。)」を「1)欄のアの(ア)（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)」に改めます。
３　平成 22 年４月１日より実施の附則第３項中「利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。)」を「利用契約（タイプⅢ（カテゴリーⅠのものに限ります。)に係るものに限ります。)」に改めます。
４　平成 22 年４月１日より実施の附則第７項中「ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢのものに限ります。)」を「ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠのもの又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)」に改めます。
５　平成 22 年４月１日より実施の附則第 15 項中「ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)」を「ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。)、タイプⅡ（カテゴリーⅢのものに限ります。)、タイプⅢ（カテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅣ（カテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)」に改めます。
６　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 22 年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する工事（料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（手続きに関する料金及び工事費の額）（１)欄のアの(ア)（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものを除きます。)、(イ)又は備考の規定に係るものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、当該工事に関する工事費について、その支払いを要しません。
　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
３　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限ります。)又はタイプⅤのものに限ります。)に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（工事費）１（適用）（６)欄に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
４　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢに係るものに限ります。)の申込みがあったときは、利用契約の締結に関する工事費につい

て、その支払いを要しません。
　ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。
５　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等を利用するもの（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に係る料金の取扱いを受けるインターネット契約のものを除きます。)に限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,586 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
６　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める ONU 装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,486 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
７　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定める VDSL 装置等及び ONU 装置等を利用するものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の５ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 1,986 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
８　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠ又はコースⅡのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅢ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５ヶ月後の料金月までの間におけるＦＴＴＨ電話契約に係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額に限ります。ただし、料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 534 円とします。この場合において、本則第４４条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
９　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)

における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったときは（この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間においてインターネット契約の申込をした場合に限ります。）、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。但し、加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。））について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（当該月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

11　前２項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅤのものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、平成 22 年４月１日より実施の附則第 22 項第２号又は第３号に該当する者から申し込まれたものである場合、前２項に定める減額の取扱いを行いません。

12　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（当該料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

13　第９項又は第 12 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）に限ります。）を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務

を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

14　第９項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、契約解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

15　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

16　この改正規定実施の日から平成 22 年８月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、着信用通信路設定サービス

17　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

18　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に、料金表第２（付加機能利用料）に規定する電子メール条件着信サービス又は送信電子メールウィルスチェックサービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット契約者は、第 44 条第１項の規定にかかわらず、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月及びその翌料金月について、その付加機能利用料（定額利用料に限ります。）の支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成 22 年 11 月 30 日までの間に、料金表第２（付加機能利用料）に規定する電子メール条件着信サービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット契約者は、第 46 条第１項の規定にかかわらず、その付加機能に関する工事費の支払いを要しません。
４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 22 年９月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
４　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に

係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　前２項の規定にかかわらず、その新たなインターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅤのものを除きます。）が、当社が別に定める態様により、平成 22 年４月１日より実施の附則第 22 項第２号又は第３号に該当する者から申し込まれたものである場合、前２項に定める減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とし

ます。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

12　第６項、第９項又は第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

13　第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料

金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。
本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

14　第 10 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。
本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

15　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が次表に定める付加機能の提供を請求したときは、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

発信電気通信番号表示サービス、着信用通信路設定サービス

16　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

17　この改正規定実施の日から平成 22 年 10 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

18　この改正規定実施の日から平成 24 年３月 31 日までの間、料金表第１（基本利用料）1（適用）16）アの規定にかかわらず、（ア）の④を適用しないものとします。

19　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

20　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 22 年 10 月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 23 年８月 31 日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、基本契約者又は利用契約者は、別記 21 の 2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第６（支払証明書の発行手数料）に規定する支払証明書発

行手数料の支払いを要しません。
３　平成 22 年４月１日より実施の附則第 22 項から第 23 項については、「削除」に改めます。
４　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
５　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 22 年 11 月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
４　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項

において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11　第６項、第８項又は第９項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

12　第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

13　第９項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

14　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、発信電気通信番号表示サービスに係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

15　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

16　この改正規定実施の日から平成 23 年１月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

17　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

18　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 23 年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

３　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

４　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、インターネット契約

（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、インターネット契

約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11　第６項、第８項又は第９項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所変更の申告を当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

12　第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、その

インターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

13　第９項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知していただいた場合に限り適用します。

14　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

15　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

16　この改正規定実施の日から平成 23 年３月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条（手続きに関する料金及び工事費の支払義務）第２項に定める料金については、その支払いを要するものとします。

17　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

18　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 23 年３月 15 日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 23 年３月 31 日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 23 年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
４　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項

において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11　第６項、第８項又は第９項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

12　第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

13　第９項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

15　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

16　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

17　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー１又はメニュー２に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

18　この改正規定実施の日から平成 23 年４月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー４又はメニュー５に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）

19　第 17 項及び第 18 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

20　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成23年４月15日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
この改正規定は、平成23年４月21日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成23年５月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,539円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
４　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,439円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそ

の提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 23 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　この改正規定実施の日から平成 23 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年５月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　この改正規定実施の日から平成 23 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 23 年５月 31 日までの間において、インターネット契約

（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11　第６項、第８項又は第９項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

12　第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

13　第９項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の

場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

15　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

16　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

17　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー１又はメニュー２に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

18　この改正規定実施の日から平成23年５月31日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー４又はメニュー５に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又は

カテゴリーⅢのものに限ります。)

19　第 17 項及び第 18 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

20　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 23 年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡのものに限ります。)又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの各料金月（タイプⅠについては、プランⅡの適用を受けている料金月に限ります。)において、そのＦＴＴＨ接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、次表のとおり取扱います。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

区分	定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります）
インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月	支払いを要しません。
インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５料金月が経過するまでの各料金月	税抜額 2,939 円

３　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

４　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55

条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間における利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第２項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第２項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款

の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいい、第４項から第６項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

11　第６項、第８項又は第９項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

12　第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供

を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

13　第９項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

15　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

16　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー１又はメニュー２に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

17　この改正規定実施の日から平成 23 年７月 31 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー４又はメニュー５に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）

18　第 16 項及び第 17 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

19　（１）の表の左欄に規定する附則の項中、同表の中央欄に規定する文言を同表の右欄に規定する文言に改め、それぞれの項の最後に、（２）の表を追加します。

（１）

附則	改め前	改め後
平成 21 年２月１日より実施の附則第８項	インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅡのものに限ります。）の申込があり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供	次表に定める契約の申込があり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供
平成 21 年 10 月１日より実施の附則第４項		
平成 21 年 10 月１日より実施の附則第５項		
平成 21 年 10 月１日より実施の附則第 10 項		
平成 22 年２月１日より実施の附則第 12 項		
平成 22 年４月１日より実施の附則第 12 項		
平成 22 年６月１日より実施の附則第 13 項		
平成 22 年９月１日より実施の附則第 12 項		
平成 22 年 11 月１日より実施の附則第 11 項	インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供	

（２）

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定める第２種ＡＤＳＬ接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）、第３種ＡＤＳＬ接続サービス利用契約、アクセスコミュファ対応サービス利用契約

20　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
この改正規定は、平成23年６月30日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成23年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成23年９月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成23年９月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているものであって、そのＦＴＴＨ接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５料金月の間、そのＦＴＴＨ接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,939円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

北海道、宮城県、福島県、新潟県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

４　この改正規定実施の日から平成23年９月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して11料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,539円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
５　この改正規定実施の日から平成23年９月30日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して11料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,439円とします。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

７　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第２項及び第３項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第２項及び第３項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合に

おいて、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいい、第２項及び第４項から第６項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

12　第７項、第９項又は第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

13　第７項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料

金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。
本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14　第 10 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。
本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

15　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

16　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

17　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー１又はメニュー２に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

18　この改正規定実施の日から平成 23 年９月 30 日までの間において、当社が別に定める態様により、当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー４又はメニュー５に係るものに限ります。）を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又は

カテゴリーⅢのものに限ります。）

19　第 17 項及び第 18 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

20　この改正規定実施の日から平成 23 年 11 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に定めるＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

21　この改正規定実施の日から平成 23 年 11 月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

22　この改正規定実施の日から平成 23 年 11 月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

23　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 23 年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 23 年 10 月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

３　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているものであって、そのＦＴＴＨ接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して５料金月の間、そのＦＴＴＨ接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）につい

て、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

北海道、宮城県、福島県、新潟県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

４　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。）のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。)又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 11 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

７　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第２項及び第３項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申

出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

８　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

９　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第２項、第３項及び第６項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいい、第２項及び第４項から第６項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる

申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

12　第７項、第９項又は第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

13　第７項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14　第 10 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

15　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

16　この改正規定実施の日から平成 23 年 10 月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及びエ

事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

17　この改正規定実施の日から平成23年10月31日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

18　この改正規定実施の日から平成23年10月31日までの間において、廃止済みの当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款の平成23年10月１日より実施の附則第３項に規定する取扱いを受ける者（廃止前の当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー１又はメニュー２に係るものに限ります。）を締結していたものに限ります。）が、当社が別に定める態様により、その高速ＩＰネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

19　この改正規定実施の日から平成23年10月31日までの間において、廃止済みの当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款の平成23年10月１日より実施の附則第３項に規定する取扱いを受ける者（廃止前の当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー４又はメニュー５に係るものに限ります。）を締結していたものに限ります。）が、当社が別に定める態様により、その高速ＩＰネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）

20　第18項及び第19項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

21　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）

１　この改正規定は、平成 23 年 11 月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているものであって、そのＦＴＴＨ接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするもの限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

石川県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

３　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているものであって、そのＦＴＴＨ接続回線の終端を次表に定める都道府県の区域内とするものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して６料金月の間、そのＦＴＴＨ接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 3,891 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

北海道、宮城県、福島県、新潟県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

４　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等を利用するものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月の間、その利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,539 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

５　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＯＮＵ装置等を利用するものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,439 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

６　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第５（附帯サービスに関する料金等）３（端末設備に係る料金等）に定めるＶＤＳＬ装置等及びＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 料金月の間、その利用契約にかかる定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定に

かかわらず、税抜額 2,939 円とします。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

7　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第３項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円）に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

8　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

9　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限り、第３項及び第６項の適用を受ける場合は適用後の料金とします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

10　この改正規定実施の日から平成 24 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金

の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーＩのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいい、第４項から第６項までの適用を受ける場合は適用後の料金とします。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

11　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

12　第７項、第９項又は第 10 項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプＩ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーＩのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

13　第７項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

14　第 10 項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の

場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

15　この改正規定実施の日から平成24年１月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

16　この改正規定実施の日から平成24年１月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプＩ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

17　この改正規定実施の日から平成24年１月31日までに、ＦＴＴＨ電話契約者（タイプＩ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）が料金表第２（付加機能利用料）に定める発信電気通信番号表示サービス又は着信用通信路設定サービスの提供を請求したときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月から起算して３料金月の間、その付加機能に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

18　この改正規定実施の日から平成23年12月19日までの間において、廃止済みの当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款の平成23年10月１日より実施の附則第３項に規定する取扱いを受ける者（廃止前の当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー１又はメニュー２に係るものに限ります。）を締結していたものに限ります。）が、当社が別に定める態様により、その高速ＩＰネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプＩ又はタイプⅤのものであって、カテゴリーⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料金額）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用（アの（エ）又はエに規定するものに限ります。）及び利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

19　この改正規定実施の日から平成23年12月19日までの間において、廃止済みの当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款の平成23年10月１日より実施の附則第３項に規定する取扱いを受ける者（廃止前の当社の高速ＩＰネットワークサービス契約約款に規定する高速ＩＰネットワークサービス契約（メニュー４又はメニュー５に係るものに限ります。）を締結していたものに限ります。）が、当社が別に定める態様により、その高速ＩＰネットワークサービス契約を解除すると同時に、契約解除前に締結していた高速ＩＰネットワークサービス契約に係る契約者回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに次表に定めるインターネット契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）２（料

金額）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

タイプⅡ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（ＯＮＵ装置等を利用するものを除きます。）又はカテゴリーⅢのものに限ります。）

20　第18項及び第19項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

21　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成23年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成24年３月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

３　この改正規定実施の日から平成24年３月31日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

４　この改正規定実施の日から平成24年３月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年１月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

３　この改正規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申

出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　この改正規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

８　第３項、第５項又は第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

９　第３項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　第６項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないとき

に限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

11　この改正規定実施の日から平成24年５月31日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成24年５月31日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年２月14日から実施します。

（経過措置）

２　この改定規定実施の日から平成24年５月31日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリュー（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷｉＭＡＸ２＋ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡの契約者回線に係る基本使用料の減額適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。）の規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（平成24年２月１日より実施の附則第３項、第４項、第５項又は第６項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 24 年６月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。
　ただし、本則第46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。
３　この改正規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。
　ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。
４　この改正規定実施の日から平成 25 年６月 30 日までの間、料金表第１（基本利用料）1（適用）16）に定める利用料の減額について、同欄のアの（ア）の①中、「当社のａｕ通信サービス契約約款に定めるａｕサービス（ａｕパケット又はＵＩＭサービス（タイプⅡに限ります。）を除くａｕサービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下同じとします。）」を「当社のａｕ通信サービス契約約款に定めるａｕサービス（ａｕパケットを除くａｕサービスであって、同契約約款に基づき現に利用の一時休止を行っていないもの及び利用を停止されていないものに限ります。以下同じとします。）」に読み替えて適用します。
５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成24年６月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
３　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

８　第３項、第５項又は第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

９　第３項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　第６項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

11　この改定規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第３項、第４項、第５項又は第６項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

12　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

14　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 24 年８月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年７月23日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年９月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（プランⅡを選択しているもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

３　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が

税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６)欄が適用されないものに限ります。)の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。)は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用

料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

７　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

８　第３項、第５項又は第６項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

９　第３項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　第６項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

11　この改定規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第３項、第４項、第５項又は第６項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終

了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

12　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、基本工事に関する工事（タイプⅠ又はタイプⅤのものに限ります。）に係る申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）１（適用）に規定する割増工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

14　この改正規定実施の日から平成 24 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

15　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年９月４日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年９月 21 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 10 月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、

本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額

利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。
７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。
　本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。
　本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。
　本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
10　この改定規定実施の日から平成 24 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第２項、第３項、第４項又は第５項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金

月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

11　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

14　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 10 月 25 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間において、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾したときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。

この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

インターネット接続サービスの種類	料金額
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 1,909 円
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円

第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

３　前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

４　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、第１項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 11 月１日から実施します。

ただし、ＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用に関する改正規定は、利用契約者がＦＴＴＨサービスに係る契約の申込み又は請求を平成 24 年 11 月１日以降に実施した場合に適用します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払

義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦ

ＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改定規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕ減額の取扱い（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下この附則において同じとします。）の規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第２項、第３項、第４項又は第５項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕ減額の取扱いの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

11　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 12 月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年１月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第４項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
（１）　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス利用契約を除くものであって、次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）。
（２）　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 1,909 円
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

３　前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨ

サービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

４　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第１項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 25 年１月 30 日から実施します。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年２月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプＩ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプＩ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイ

プⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改定規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第２項、第３項、第４項又は第５項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

11　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項

において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改定規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第２項、第３項、第４項又は第５項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

11　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 15 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

（１）　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス利用契約を除くものであって、次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

（２）　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 1,909 円
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	

第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

14　前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 13 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年４月 17 日から実施します。

（ローミングサービスに関する経過措置）

２　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　平成 25 年３月１日から平成 25 年５月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して

12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

（１）　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

（２）　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）	税抜額 1,909 円

３　インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）については、その申込みが平成 25 年４月１日から平成 25 年５月 31 日までの間に行われた場合に限り、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

４　本減額適用は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

５　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第２項及び第３項の規定にかかわらず、その事由が生じた日の属する前料金月の末日をもって、本減額適用を終了します。

（１）　インターネット契約の解除があったとき。

（２）　プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。

６　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

７　この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記 22 の 1)に定める請求があったものとみなして取り扱います。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年６月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいま

す。)における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６)欄が適用されないものに限ります。)の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。)は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、

１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改定規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定

に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第２項、第３項、第４項又は第５項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

11　この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施の日から平成 25 年７月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 15 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

（１）　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

（２）　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）	税抜額 1,909 円
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（30Mb/s の品目のものに限りま	

す。）	
第１種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
第３種ＡＤＳＬ接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

14　前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 13 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年６月 18 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　次表に定める附則の項中、「当社のインターネット接続サービス契約約款に定める第２種ＡＤＳＬ接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）、第３種ＡＤＳＬ接続サービス利用契約、アクセスコミュファ対応サービス利用契約」について、それぞれ「当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約」に改めます。

平成 21 年２月１日より実施の附則第８項、平成 21 年 10 月１日より実施の附則第４項、第５項及び第 10 項、平成 22 年２月１日より実施の附則第 12 項、平成 22 年４月１日より実施の附則第 12 項、平成 22 年６月１日より実施の附則第 13 項、平成 22 年９月１日より実施の附則第 12 項、平成 22 年 11 月１日より実施の附則第 11 項、平成 23 年２月１日より実施の附則第 11 項、平成 23 年４月１日より実施の附則第 11 項、平成 23 年５月１日より実施の附則第 11 項、平成 23 年６月１日より実施の附則第 11 項、平成 23 年８月１日より実施の附則第 12 項、平成 23 年９月１日より実施の附則第 12 項、平成 23 年 11 月１日より実施の附則

第 12 項、平成 24 年２月１日より実施の附則第８項、平成 24 年６月１日より実施の附則第８項、平成 24 年９月１日より実施の附則第８項、平成 24 年 10 月１日より実施の附則第７項、平成 24 年 11 月１日より実施の附則第７項、平成 25 年２月１日より実施の附則第７項、平成 25 年４月１日より実施の附則第７項並びに平成 25 年６月１日より実施の附則第７項

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年８月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、インターネット契約

（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円）を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、その

インターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改定規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第２項、第３項、第４項又は第５項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

11　この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施の日から平成 25 年９月 30 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 15 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及

び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

（１）　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

（２）　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）	税抜額 1,909 円
旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	税抜額 957 円
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。）	
旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。）	

14　前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 13 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年９月９日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成26年１月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して30ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額750円（その料金月の定額利用料が税抜額750円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
３　この改正規定実施の日から平成26年１月31日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成26年１月31日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して30ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額500円（その料金月の定額利用料が税抜額500円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
４　この改正規定実施の日から平成26年１月31日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係

るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 26 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円）に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供

を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改定規定実施の日から平成 26 年１月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリューの規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（第２項、第３項、第４項又は第５項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。

11　この改正規定実施の日から平成 26 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 26 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

13　この改正規定実施の日から平成 25 年 10 月 31 日までの間において、以下のいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 12 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 15 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

（１）　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下

この附則において同じとします。)の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)。

（２） 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)。

インターネット接続サービスの種類	料金額
フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。)又は旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）	税抜額 957 円
旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。)	
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限ります。)	
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、30Mb/s の品目のものに限ります。)	
旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス（30Mb/s の品目のものに限ります。)	
旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス（8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。)	
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅠのものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限ります。)	
旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（コースⅡのものであって、50Mb/s の品目のものに限ります。)	
旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス（50Mb/s の品目のものに限ります。)	

14 前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

15 当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 13 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１ インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２ プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１ この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、この附則第 12 項から第 15 項に定める部分については、平成

25年10月22日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成26年１月31日までの間において、（１）に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間（以下、この附則第４項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第４項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、（３）に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　インターネット契約

ア　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（（２）に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

イ　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

（２）　インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス（事務用のものを除きます。）又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス（事務用のものを除きます。）

（３）　料金額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
１　２以外の料金月	税抜額1,900円
２　この附則第５項に定める減額適用の取扱いを受ける料金月	税抜額966円

３　前項に定める取扱い（以下この附則第４項までにおいて「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

４　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第２項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおり

とします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

５　この改正規定実施の日から平成 26 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプＩ又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に定める料金の取扱いを受けるものを除きます。以下この附則において同じとします。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月（以下この附則において「減額適用開始月」といいます。)から起算して(１)に定める料金月が経過するまでの間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。)における定額利用料（インターネットサービス（タイプＩ又はタイプⅡのものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、(２)に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、その料金月（(３)に定める料金月を除きます。)の前料金月において、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、そのＦＴＴＨ接続回線を判定用回線として指定したａｕスマートバリューの適用を受ける場合は、この限りでありません。

（１）　料金月

区分		料金月
１　タイプＩのもの	ア　イ以外の場合	30 料金月
	イ　この附則第２項に定める減額適用の取扱いを受ける場合	24 料金月
２　タイプⅡのもの		20 料金月

（２）　料金額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
１　タイプＩのもの	税抜額 934 円
２　タイプⅡのもの	税抜額 934 円

（３）　除外対象料金月

減額適用開始月から起算して６料金月が経過するまでの各料金月

６　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。)を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

７　前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第５項の(１)に定める料金額の日割りを行います。

８　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ

ます。
９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
10　平成24年２月14日から実施の附則第２項について、次のように改めます。
２　この改定規定実施の日から平成 24 年５月 31 日までの間において、インターネット契約又はＦＴＴＨ電話契約の申込みがあり、その申込みに際し、ａｕスマートバリュー（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。）の規定に基づく判定用回線として指定を受けることに伴う、ＦＴＴＨ減額の取扱い（平成 24 年２月１日より実施の附則第３項、第４項、第５項又は第６項の取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）の終了について同意があった場合、そのａｕスマートバリューの適用があった日の属する料金月をもって、ＦＴＴＨ減額の取扱いを終了します。
11　平成 24 年６月１日から実施の附則第 11 項及び平成 24 年９月１日から実施の附則第 11 項中「ａｕ減額の取扱い（当社のａｕ通信サービス契約約款又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下この附則において同じとします。）」を「ａｕスマートバリュー」に、それぞれ改めます。
12　平成24年10月１日から実施の附則第10項、平成25年２月１日から実施の附則第10項、平成 25 年４月１日から実施の附則第 10 項、平成 25 年６月１日から実施の附則第 10 項、平成25年８月１日から実施の附則第10項及び平成25年10月１日から実施の附則第10項中「ａｕ減額の取扱い（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下この附則において同じとします。）」を「ａｕスマートバリュー」に、それぞれ改めます。
13　平成24年６月１日から実施の附則第11項、平成24年９月１日から実施の附則第11項、平成24年10月１日から実施の附則第10項、平成25年２月１日から実施の附則第10項、平成 25 年４月１日から実施の附則第 10 項、平成 25 年６月１日から実施の附則第 10 項、平成25年８月１日から実施の附則第10項及び平成25年10月１日から実施の附則第10項中「そのａｕ減額の取扱い」を「そのａｕスマートバリュー」に、それぞれ改めます。
14　平成 24 年 10 月 25 日から実施の附則第２項及び平成 25 年１月１日から実施の附則第２項中「定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）」を「定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。この附則第４項までにおいて同じとします。）」に、それぞれ改めます。
15　平成 24 年 10 月 25 日から実施の附則第４項及び平成 25 年１月１日から実施の附則第４

項について、それぞれ次のように改めます。

４　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第２項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

16　平成 25 年４月１日から実施の附則第 13 項、平成 25 年６月１日から実施の附則第 13 項、平成 25 年８月１日から実施の附則第 13 項及び平成 25 年 10 月１日から実施の附則第 13 項中「定額利用料（インターネットサービス（タイプＩ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）」を「定額利用料（インターネットサービス（タイプＩ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るもの限ります。以下この附則第 15 項までにおいて同じとします。）」に、それぞれ改めます。

17　平成 25 年４月１日から実施の附則第 15 項、平成 25 年６月１日から実施の附則第 15 項、平成 25 年８月１日から実施の附則第 15 項及び平成 25 年 10 月１日から実施の附則第 15 項について、それぞれ次のように改めます。

15　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 13 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

18　平成 25 年 10 月１日から実施の附則第２項から第５項及び第 10 項から第 12 項中「平成 25 年 11 月 30 日まで」を「平成 26 年１月 31 日まで」に、それぞれ改めます。

19　平成 25 年 10 月１日から実施の附則第 13 項中「平成 25 年 11 月 30 日まで」を「平成 25 年 10 月 31 日まで」に、それぞれ改めます。

附則

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年 12 月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年２月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
３　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円）に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
４　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
５　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金

の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーＩのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプＩ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーＩのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、

当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

11　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、（１）に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下、この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 16 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、（３）に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、そのＦＴＴＨ接続回線について、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところによるＦＴＴＨサービスの料金の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　インターネット契約

ア　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（（２）に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

イ　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

（２）　インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス）又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス

（３） 料金額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
１　２以外の料金月	税抜額 1,900 円
２　この附則第 17 項に定める減額適用の取扱いを受ける料金月	税抜額 966 円

13　前項に定める取扱い（以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 12 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15　前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第 12 項の（３）に定める料金額の日割りを行います。

16　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

17　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプＩ又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に定める料金の取扱いを受けるものを除きます。以下この附則第 20 項までにおいて同じとします。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月（以下この附則第 20 項までにおいて「減額適用開始月」といいいます。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 20 項までにおいて「減額対象期間」といいいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプＩ又はタイプⅡのものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、（１）に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、その料金月（（２）に該当する料金月を除きます。）の前料金月において、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、そのＦＴＴＨ接続回線を判定用回線として指定したａｕスマートバリューの適用を受ける場合は、この限りでありません。

（１） 料金額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
１　タイプＩのもの	税抜額 934 円

２　タイプⅡのもの	税抜額934円

（２）　除外対象料金月

減額適用開始月から起算して３料金月が経過するまでの各料金月

18　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

19　前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第17項の（１）に定める料金額の日割りを行います。

20　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

21　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

22　平成24年２月14日から実施の附則第２項中「ａｕスマートバリュー（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。）」を「ａｕスマートバリュー（当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷｉＭＡＸ２＋ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡの契約者回線に係る基本使用料の減額適用又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷＩＮシングルフラットＷｉＭＡＸシンプルの契約者回線に係る基本使用料の減額適用をいいます。以下同じとします。）」に改めます。

23　平成25年11月１日から実施の附則第５項中「以下この附則第６項までにおいて」を「以下この附則において」に改めます。

24　平成25年11月１日から実施の附則第５項中ただし書きについて、次のように改めます。

ただし、その料金月（（３）に定める料金月を除きます。）の前料金月において、、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、そのＦＴＴＨ接続回線を判定用回線として指定したａｕスマートバリューの適用を受ける場合は、この限りでありません。

25　平成25年11月１日から実施の附則第５項第３号について、次のように改めます

（３）　除外対象料金月

減額適用開始月から起算して６料金月が経過するまでの各料金月

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成26年２月５日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 26 年３月 31 日までの間に、当社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款に定めるＬＴＥ契約の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件１の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則において「適用開始月」といいます。）から起算して 12 料金月が経過するまでの間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）、次表に定める適用条件２の全てを満たすＦＴＴＨ接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。以下のこの附則において同じとします。）について、この約款の規定かかわらず、１の料金月ごとに、次表に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　適用開始月の初日までの間に、そのＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）又はＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（２）　そのＦＴＴＨ接続回線に係る判定用回線（本減額適用の適用の可否を判断するための、次表の適用条件１を満たすＬＴＥサービスの契約者回線をいいます。以下この附則において同じとします。）が、既に他のＦＴＴＨ接続回線に係る判定用回線として取り扱われているとき。

（３）　そのＦＴＴＨ接続回線について、この約款に定めるＡＤＳＬからの移行を条件とする減額適用（この約款に定める、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約の解除と同時に申込むインターネット契約に係る定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）又は当社が別に定めるところによるＦＴＴＨサービスの料金の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受けているとき。

適用条件１	ア　その申込みに際し、当社が指定する方法により、別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 イ　基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂを選択すること。
適用条件２	ア　平成 24 年 11 月 30 日以前に、そのＦＴＴＨ接続回線について、ＦＴＴＨサービス（タイプⅠ又はタイプⅡに係るものに限ります。）の提供を開始していること。 イ　平成 26 年１月 21 日において、そのＦＴＴＨ接続回線について、インターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅡに係るものに限ります。）の提供を受けていること。 ウ　平成 26 年１月 21 日において、そのＦＴＴＨ接続回線を判定用回線として指定したａｕスマートバリューの申出を当社又は特定事業者が承諾していないこと。 エ　その契約者名義が、申込みのあったＬＴＥ契約に係る契約者名義と同一のもの（当社が別に定める基準に該当するものを含みます。）であること。
料金額	税抜額 1,500 円

３　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、インターネット契約の解除があった場合は、減額対象期間内であっても、契約解除のあった日をもって、本減額適

用を廃止します。

この場合、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における前項に定める料金額の日割りを行います。

４　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年３月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 26 年４月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプＩのものに限ります。）の申込み（その申込みに係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所が宮城県の区域内であるものに限ります。）があり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第４項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、そのＦＴＴＨ接続回線に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。以下この附則第４項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、次表に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。以下この附則第４項までにおいて同じとします。）を、当社が別に定める方法により減額する取扱い（以下この附則第４項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

１ユーザコードごとに月額

料金額	税抜額 500 円

３　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、インターネット契約の解除があった場合は、減額対象期間内であっても、契約解除のあった日をもって、本減額適用を廃止します。

この場合、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における前項に定める料金額の日割りを行います。

４　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

６　平成 26 年２月１日から実施の附則第 12 項のただし書き中「この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用」を「そのＦＴＴＨ接続回線について、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところによるＦＴＴＨサービスの料金の減額適用」に、平成 26 年２月５日から実施の附則第２項のただし書き（３）中「ＦＴＴＨサービスの料金の減額適用」を「ＦＴＴＨサービスの料金の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）」に、それぞれ改めます。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
３　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円）に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
４　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
５　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、インターネット契約

（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第２項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、

当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいて第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額1,250円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第46条第２項に定める場合は、この限りでありません。

11　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、（１）に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下、この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 16 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、（３）に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、そのＦＴＴＨ接続回線について、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところによるＦＴＴＨサービスの料金の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　インターネット契約

ア　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（（２）に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

イ　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）。

（２）　インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス）又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス

（３）　料金額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
１　２以外の料金月	税抜額 1,900 円
２　この附則第 17 項に定める減額適用の取扱いを受ける料金月	税抜額 966 円

13　前項に定める取扱い（以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 12 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、次表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15　前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第 12 項の（３）に定める料金額の日割りを行います。

16　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

17　この改正規定実施の日から平成 26 年６月 30 日までの間において、インターネット契約（タイプＩ又はタイプⅡ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に定める料金の取扱いを受けるものを除きます。以下この附則第 20 項までにおいて同じとします。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月（以下この附則第 20 項までにおいて「減額適用開始月」といいいます。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 20 項までにおいて「減額対象期間」といいいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプＩ又はタイプⅡのものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、（１）に定める料金額（その料金月の定額利用料がその額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、その料金月（（２）に該当する料金月を除きます。）の前料金月において、当社又は沖縄セルラー電話株式会社のａｕ（ＬＴＥ）通信サービス契約約款若しくはａｕ（ＷＩＮ）通信サービス契約約款に定める契約者回線について、そのＦＴＴＨ接続回線を判定用回線として指定したａｕスマートバリューの適用を受ける場合は、この限りでありません。

（１）　料金額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
１　タイプＩのもの	税抜額 934 円
２　タイプⅡのもの	税抜額 934 円

（２）　除外対象料金月

減額適用開始月から起算して３料金月が経過するまでの各料金月

18　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

19　前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における第 17 項の（１）に定める料金額の日割りを行います。

20　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

21　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年５月１日から実施します。

（基本機能及び付加機能に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により下表の左欄の基本機能又は付加機能の提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の付加機能を請求したものとみなし、その提供を受けるものとします。

電子メール	電子メールサービス
ホームページ	ホームページサービス
メールアドレス追加サービス	電子メールサービス
ホームページ公開サービス	ホームページサービス
ホームページ容量追加サービス	ホームページサービス

（経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成 25 年 11 月１日から実施の附則第６項、平成 26 年２月１日から実施の附則第 14 項及び第 18 項、平成 26 年２月５日実施の附則第３項、平成 26 年３月１日から実施の附則第３項並びに平成 26 年４月１日から実施の附則第 14 項及び第 18 項中「契約の解除があった日の前日」を「契約の解除があった日」にそれぞれ改めます。

５　平成 26 年４月１日から実施の附則第２項及び第４項中「そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算」を「そのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算」にそれぞれ改めます。

６　平成 26 年４月１日から実施の附則第３項中「そのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算」を「そのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算」に改めます。

７　平成 26 年４月１日から実施の附則第５項中「そのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算」を「そのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算」に改めます。

８　平成 26 年４月１日から実施の附則第７項中「居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいてＦＴＴＨサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数」を「居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けた月数」に改めます。
９　平成 26 年４月１日から実施の附則第８項中「「解除前に締結していたインターネット契約に基づいてインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数を減額対象期間から除いた月数」を「解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第２項に規定する取扱いを受けた月数」に改めます。
10　平成 26 年４月１日から実施の附則第９項中「解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいてＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して契約解除日を含む料金月までの月数」を「解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいて第５項に規定する取扱いを受けた月数」に改めます。

附則
この改正規定は、平成 26 年６月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年６月３日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。
　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。
３　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日

の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所

において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第２項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいて第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

11　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、（１）に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下、この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡの

ものに限ります。)のものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第 16 項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、(３)に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。

（１） インターネット契約

ア 当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（(２)に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。)の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)。

イ 居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)。

（２） インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。)、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス)又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス

（３） 割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

13 前項に定める取扱い（以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14 当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 12 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１ インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２ プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

16 前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ

ます。

17　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込があったときは、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して６料金月が経過するまでの間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。)、この約款の規定により支払いを要することとされるＦＴＴＨサービスに係る料金について、１の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月のＦＴＴＨサービスに係る料金が割引額に満たない場合は、ＦＴＴＨサービスに係る料金とします。)を減額します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでありません。

（１）　そのＦＴＴＨ電話契約の申込みと同時（ＦＴＴＨ電話契約の申込みがあった日の属する料金月と同一の料金月内を含みます。)にインターネット契約の申込みがあったとき。

（２）　そのＦＴＴＨ電話契約の申込みが、インターネット契約者からの申込みであるとき。

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 420 円

18　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。)を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　ＦＴＴＨ電話契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月までのＦＴＴＨサービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。
２　インターネット契約の申込みがあったとき。	インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の前料金月までのＦＴＴＨサービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。

19　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年８月 13 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年 10 月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　平成 25 年４月 17 日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

４　平成 26 年７月１日から実施の附則第２項、第３項、第４項、第５項、第 10 項、第 11 項、第 12 項及び第 17 項中「この改正規定実施の日から平成 26 年９月 30 日まで」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日まで」にそれぞれ改めます。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年 11 月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

４　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

５　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。)における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。)並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

６　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

７　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。)のものに限ります。)、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第２項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないとき

に限ります。)であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいて第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。)の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

11　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 27 年 11 月 30 日までの間において、(１)に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下、この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。)における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第 16 項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、(３)に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。

(１)　インターネット契約

ア　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（(２)に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。)の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。)のものに限ります。)。

イ　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。)又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限り

ます。)のものに限ります。)。

（２） インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。)、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス)又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス

（３） 割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

13 前項に定める取扱い（以下この附則第 16 項までにおいて「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

14 当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第 12 項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１ インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２ プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

15 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

16 前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

17 この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプＩ（カテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 20 項までにおいて「減額対象期間」といいます。)における定額利用料（インターネットサービス（タイプＩ（カテゴリーⅢのものに限ります。)のものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第 20 項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,210 円

18 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第 20 項までにおいて「本減額適用」といいます。)を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって本減額適用を終了します。

19 前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終

了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

20　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

21　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプＩのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、次表に定める適用開始月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 22 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプＩのものに限ります。以下この附則第 22 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

ア　本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第 22 項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。 イ　そのインターネットサービスに係る契約者名義及びＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。 ウ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して７料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。

（２）　適用開始月

区分	適用開始月
ア　イ以外の場合	当社が（１）に定める申込書及び書類の確認を完了した日の属する料金月の翌料金月
イ　そのインターネットサービスの提供を開始した日以前に、当社が（１）に定める申込書及び書類の確認を完了した場合	インターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月

（３）　割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

22　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日の属する料金月の前料金月をもって本減額適用を終了します。

23　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 11 月５日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 27 年２月 28 日までの間において、（１）に定めるいずれかのインターネット契約の申込みがあり、その申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下、この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第６項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、（３）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。
　ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。
（１）　インターネット契約
ア　当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（（２）に定めるインターネット接続サービスに係るもの限ります。以下この附則において同じとします。）又は当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ２のものに限ります。）に係るものを除きます。以下この附則において同じとします。）の解除の通知と同時に、そのインターネット接続サービス利用契約又は一般メタルプラス電話契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）。
イ　居住場所の変更に伴いインターネット接続サービス利用契約又は一般メタルプラス電話契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに申し込むインターネット契約（タイプⅠ（プランⅡのもの又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）。
（２）　インターネット接続サービスの種類

フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービス

（３）　割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

３　前項に定める取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り、適用します。

４　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、第２項の規定にかかわらず、本減額適用を終了します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
２　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

５　前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

７　この改正規定実施の日から平成 27 年２月 28 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込があったときは、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間（以下この附則において「減額対象期間」といいます。）、この約款の規定により支払いを要することとされるＦＴＴＨサービスに係る料金について、１の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月のＦＴＴＨサービスに係る料金が割引額に満たない場合は、ＦＴＴＨサービスに係る料金とします。）を減額します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでありません。

（１）　そのＦＴＴＨ電話契約の申込みと同時（ＦＴＴＨ電話契約の申込みがあった日の属する料金月と同一の料金月内を含みます。）にインターネット契約の申込みがあったとき。

（２）　そのＦＴＴＨ電話契約の申込みが、インターネット契約者からの申込みであるとき。

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 500 円

８　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
１　ＦＴＴＨ電話契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月までのＦＴＴＨサービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。
２　インターネット契約の申込みがあったとき。	インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の前料金月までのＦＴＴＨサービスに係る料金について、本

	減額適用の対象とします。

９　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

10　平成 26 年７月１日から実施の附則第 12 項中「この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日まで」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日まで」にそれぞれ改めます。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年２月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 750 円（その料金月の定額利用料が税抜額 750 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）の申込みがあったとき（この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間においてインターネット契約の申込みをした場合に限ります。）は、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 30 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（電話サービスに係るものに限ります。ただし、ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 500 円（その料金月の定額利用料が税抜額 500 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

　ただし、減額対象期間内に、ＦＴＴＨ電話契約の解除の申出があったときは、その申出

があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

4　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、インターネット契約の解除の申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

5　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 ヶ月後の料金月までの間（以下、この項において「減額対象期間」といいます。）における利用契約に係る定額利用料（インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料は除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額をいいます。以下この項において同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに税抜額 1,250 円（その料金月の定額利用料が税抜額 1,250 円に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、減額対象期間内に、そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約が解除となる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月の翌料金月以降、その減額の取扱いを行いません。

6　前項に規定する利用契約の申込みがあった場合であって、そのＦＴＴＨ接続回線において前項に規定する減額の取扱いを既に受けているときは、当社は前項の取扱いを行いません。

7　第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、居住場所の変更に伴いその利用契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに次表に定める契約の申込みがあり、当社がそのインターネットサービス、ＦＴＴＨ電話サービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、居住場所の変更前に締結していた利用契約に基づいて第２項、第４項又は第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、居住場所の変更について、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

インターネット契約（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠのものに限ります。）のものに限ります。）、当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス利用契約

８　第２項に規定する取扱いを受けている場合であって、この改正規定実施の日以降、そのインターネット契約を解除すると同時に、解除前に締結していたインターネット契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたインターネット契約に基づいて第２項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を減額します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

９　第５項に規定する取扱いを受けている場合（インターネット契約を締結していないときに限ります。）であって、この改正規定実施の日以降、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に係るＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、解除前に締結していたＦＴＴＨ電話契約に基づいて第５項に規定する取扱いを受けた月数を減額対象期間から除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じた額を還元します。

本取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うＦＴＴＨサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

10　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定する利用契約の締結に関する工事費について、その支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

11　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、利用契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に規定するＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用について、その支払いを要しません。

ただし、本則第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

12　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあったときは、当社がそのインターネットサービスの提供を開始した日の翌日の属する料金月の翌料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 15 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における定額利用料（インターネットサービス（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 15 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,210 円

13　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第 15 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内にインターネット契約の

解除があった場合には、前項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって本減額適用を終了します。

14　前項の規定により本減額適用を終了した場合は、その料金月の初日から本減額適用を終了した日までの日数に応じて、その料金月における割引額の日割りを行います。

15　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

16　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間において、インターネット契約（タイプＩのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、次表に定める減額対象期間、定額利用料（インターネットサービス（タイプＩのものに限ります。）に係るものに限ります。以下この附則第 17 項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

ア　本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第 17 項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。 イ　そのインターネットサービスに係る契約者名義及びＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。 ウ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して７料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。

（２）　減額対象期間

区分	適用開始月
ア　当社が（１）に定める申込書及び書類の確認を完了した日において、プランⅠ若しくはプランⅡ又はカテゴリーⅢの適用を受けている場合	適用開始月（当社が（１）に定める申込書及び書類の確認を完了した日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 17 項までにおいて同じとします。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間
イ　当社が（１）に定める申込書及び書類の確認を完了した日において、プランⅢの適用を受けている場合	適用開始月から起算して 23 料金月が経過するまでの間

（３）　割引額

ア　前号の区分アに該当する場合

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

イ　前号の区分イに該当する場合

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
（ア）　（イ）以外の間	税抜額 1,400 円
（イ）　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

17　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

18　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年２月 24 日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年３月１日から実施します。

（ＦＴＴＨサービスの利用期間に関する経過措置）

２　平成 27 年２月 28 日以前に契約移転を行った場合（その契約移転の種類が、料金表第１（基本利用料）１（適用）（４）欄に定めるものである場合に限ります。）、同（４）欄のアの規定にかかわらず、そのＦＴＴＨサービスの利用月数は、次表のとおりとします。

区分	ＦＴＴＨサービスの利用月数
（１）　（２）以外の場合	平成 26 年４月 30 日以前に行った最後の契約移転の移転後契約に係るＦＴＴＨサービスの基本利用料課金開始月（同（４）欄に定めるものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。）からその料金月（そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約の解除があったときは、その契約解除日の属する料金月とします。）までの月数を通算したものとします。
（２）　平成 26 年５月１日から平成 27 年２月 28 日までの間に契約移転を行っ	左欄の期間に行った最後の契約移転の移転前契約に係るＦＴＴＨサービスの基本利用料課金開始月からその料金月（そのＦＴＴＨ接続回線に係る全ての利用契約の解除があったとき

た場合	は、その契約解除日の属する料金月とします。)までの月数を通算したものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施の日から平成 27 年６月 30 日までの間において、ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に規定する料金の取扱いを受けるものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込があったときは、当社がそのＦＴＴＨ電話サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間（以下この附則第４項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、この約款の規定により支払いを要することとされるＦＴＴＨサービスに係る料金について、１の料金月ごとに、次表に定める割引額（その料金月のＦＴＴＨサービスに係る料金が割引額に満たない場合は、ＦＴＴＨサービスに係る料金とします。)を減額します。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでありません。

（１）　そのＦＴＴＨ電話契約の申込みと同時（ＦＴＴＨ電話契約の申込みがあった日の属する料金月と同一の料金月内を含みます。)にインターネット契約の申込みがあったとき。

（２）　そのＦＴＴＨ電話契約の申込みが、インターネット契約者からの申込みであるとき。

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 500 円

４　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第４項までにおいて「本減額適用」といいます。)を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　ＦＴＴＨ電話契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月までのＦＴＴＨサービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。
（２）　インターネット契約の申込みがあったとき。	インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の前料金月までのＦＴＴＨサービスに係る料金について、本減額適用の対象とします。

５　この改正規定実施の日から平成 27 年５月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。)のものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月から起算して 12 料金月が経過するまでの間（プランⅢの適用を受ける料金月に限ります。以下この附則第６項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、定額利用料（インターネットサービス（プランⅢのものに限ります。)に係るものに限ります。以下この附則第６項までにおいて同じとします。)について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 400 円

６　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

７　次表に定める申込期間に、それぞれ同表に定めるインターネット契約の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約について、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、次表に定める減額対象期間、定額利用料（インターネットサービスに係るものに限ります。以下この附則第８項までにおいて同じとします。）について、この約款の規定にかかわらず、１の料金月ごとに次表に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　申込期間及びインターネット契約の種類

申込期間	インターネット契約の種類
この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間	タイプⅠ（プランⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（カテゴリーⅡのものに限ります。）
この改正規定実施の日から平成 27 年５月 31 日までの間	タイプⅠ（プランⅢのものに限ります。）

（２）　適用条件

ア　そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第８項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込まれたものであること。

イ　そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。

（３）　変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービスに係るものに限ります。）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ２のものに限ります。）に係るものを除きます。）

（４）　減額対象期間

区分	減額対象期間
ア　イ以外の場合	そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間
イ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けている場合	そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金月（以下この附則第８項までにおいて「適用開始月」といいます。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間

（５）　割引額

ア　前号の区分アに該当する場合

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

イ　前号の区分イに該当する場合

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
（ア）　適用開始月から起算して 11 料金月の間	税抜額 1,400 円
（イ）　適用開始月から起算して 12 料金月から 23 料金月の間	税抜額 1,700 円
（ウ）　適用開始月から起算して 24 料金月目	税抜額 1,600 円

８　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

（経過措置）

９　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

10　平成 26 年 12 月１日から実施の附則第２項「この改正規定実施の日から平成 27 年５月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 27 年２月 28 日までの間」に改めます。

11　平成 27 年２月１日から実施の附則第 16 項中「次表に定める適用開始月から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 22 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）における」を「次表に定める減額対象期間」に改めます。

12　平成 27 年２月１日から実施の附則第 16 項の第２号及び第３号について、それぞれ次のように改めます。

（２）　減額対象期間

区分	適用開始月
ア　当社が（１）に定める申込書及び書類の	適用開始月（当社が（１）に定める申込書及

確認を完了した日において、プランⅠ若しくはプランⅡ又はカテゴリーⅢの適用を受けている場合	び書類の確認を完了した日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 17 項までにおいて同じとします。)から起算して 24 料金月が経過するまでの間
イ　当社が(１)に定める申込書及び書類の確認を完了した日において、プランⅢの適用を受けている場合	適用開始月から起算して 23 料金月が経過するまでの間

（３）　割引額

ア　前号の区分アに該当する場合

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
割引額	税抜額 1,900 円

イ　前号の区分イに該当する場合

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
(ア)　(イ)以外の間	税抜額 1,400 円
(イ)　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

13　平成 27 年２月１日から実施の附則第 17 項について、それぞれ次のように改めます。

17　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

14　この約款の附則中、次表の左欄に定める料金表第１（基本利用料）１（適用）の欄の規定について、それぞれ同表の右欄の規定に改めます。

区分	本減額適用の適用
1)欄	(１)欄
1)の２欄	(２)欄
2)欄	(３)欄
2)の２欄	(４)欄
2)の３欄	(５)欄
2)の４欄	(６)欄
3)欄	(７)欄
3)の２欄	(８)欄
3)の３欄	(９)欄
4)欄	(10)欄
5)欄	(11)欄

6)欄	(12)欄
7)欄	(13)欄
8)欄	(14)欄
9)欄	(15)欄
10)欄	(16)欄
11)欄	(17)欄
12)欄	(18)欄
13)欄	(19)欄
14)欄	(20)欄
15)欄	(21)欄

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成27年４月１日から実施します。

（定額利用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成27年５月31日までの間に、（１）に定める利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（減額適用Ⅱについては、その利用契約の申込みがインターネット契約者からのものである場合、減額適用Ⅳについては、既に減額適用Ⅳを受けている場合を除きます。）、それぞれ（２）に定める減額対象期間、この約款の規定にかかわらず、（３）に定める減額対象定額利用料について、１の料金月ごとにそれぞれ（３）に定める割引額（その料金月の減額対象定額利用料が割引額に満たない場合は、減額対象定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第44条（定額利用料の支払義務）及び第55条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　利用契約

区分	利用契約
減額適用Ⅰ	インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）
減額適用Ⅲ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）
減額適用Ⅳ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に定めるインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）

（２）　減額対象期間

区分	減額対象期間
減額適用Ⅰ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して30料金月が経過するまでの間

減額適用Ⅱ	そのＦＴＴＨ電話サービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 30 料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅲ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅳ	そのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの基本使用料課金開始日（それぞれの基本使用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間

（３） 減額対象定額利用料及び割引額

区分	減額対象定額利用料	割引額（税抜額）
減額適用Ⅰ	インターネットサービスに係る定額利用料	750 円
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）	500 円
減額適用Ⅲ	インターネットサービスに係る定額利用料	1,250 円
減額適用Ⅳ	インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額	1,250 円

３ 当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第３項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、それぞれの減額対象期間内に次表に該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月をもって、本減額適用を廃止します。

区分	事由
減額適用Ⅰ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話契約の解除があったとき。
減額適用Ⅲ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅳ	全ての利用契約の解除があったとき。

４ 第２項に定める減額適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下この第４項において「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に、変更後の居住場所において新たに次表に定めるサービスに係る利用契約以下この第４項において「移転後契約」といいます。）の申込みがあり、当社がそのＦＴＴＨサービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、移転前契約に基づく第２項に定める減額対象期間から同項に減額適用を受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、移転後契約のＦＴＴＨサービスに係る料金又はインターネット接続サービスに係る料金から減額します。

インターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）若しくはＦＴＴＨ電話サービス（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）又は当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス

５ 第２項に定める減額適用（減額適用Ⅰに限ります。）を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのインターネット契約（以下この第５項において「変更前契約」といいます。）を解除すると同時に、そのＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡのものに限ります。

以下この第５項において「変更後契約」といいます。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、変更前契約に基づく第２項に定める減額対象期間から減額適用Ｉを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、変更後契約のインターネットサービスに係る料金から減額します。

６　第２項に定める減額適用（減額適用Ⅳに限ります。)を受けている場合（インターネット契約を締結していない場合に限ります。)であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、そのＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。)の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのＦＴＴＨ電話契約に基づく第２項に定める減額対象期間から減額適用Ⅳを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を還元します。

７　この改正規定実施の日から平成 27 年５月 31 日までの間に、利用契約（タイプⅢのものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定める利用契約の締結に関する工事費の支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

８　この改正規定実施の日から平成 27 年５月 31 日までの間に、利用契約（タイプＩであって、カテゴリーⅢのものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定めるＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用の支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

９　この改正規定実施の日から平成 27 年５月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプＩに限ります。)の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに関し、（１)に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（（１)に定める審査完了日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。)から起算して 23 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 10 項までにおいて「減額対象期間」といいます。)、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプＩであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。)について、（２）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。)を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

ア　本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。)に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。

イ　そのインターネットサービスに係る契約者名義及びＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。)の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。

ウ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して７料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。

エ　当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第 10 項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

（２）　割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア　イ以外の間	税抜額 1,400 円
イ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

10　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

11　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年６月１日から実施します。

（定額利用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間に、（１）に定める利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（減額適用Ⅱについては、その利用契約の申込みがインターネット契約者からのものである場合、減額適用Ⅳについては、既に減額適用Ⅳを受けている場合を除きます。）、それぞれ（２）に定める減額対象期間、この約款の規定にかかわらず、（３）に定める減額対象定額利用料について、１の料金月ごとにそれぞれ（３）に定める割引額（その料金月の減額対象定額利用料が割引額に満たない場合は、減額対象定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　利用契約

区分	利用契約
減額適用Ⅰ	インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタ

	イプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）
減額適用Ⅲ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）
減額適用Ⅳ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に定めるインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）

（２）　減額対象期間

区分	減額対象期間
減額適用Ⅰ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 30 料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅱ	そのＦＴＴＨ電話サービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 30 料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅲ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅳ	そのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの基本使用料課金開始日（それぞれの基本使用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間

（３）　減額対象定額利用料及び割引額

区分	減額対象定額利用料	割引額（税抜額）
減額適用Ⅰ	インターネットサービスに係る定額利用料	750 円
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）	500 円
減額適用Ⅲ	インターネットサービスに係る定額利用料	1,250 円
減額適用Ⅳ	インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額	1,250 円

３　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第３項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、それぞれの減額対象期間内に次表に該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月をもって、本減額適用を廃止します。

区分	事由
減額適用Ⅰ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話契約の解除があったとき。
減額適用Ⅲ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅳ	全ての利用契約の解除があったとき。

４　第２項に定める減額適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下この第４項において「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に、変更後の居住場所において新たに次

表に定めるサービスに係る利用契約以下この第４項において「移転後契約」といいます。）の申込みがあり、当社がそのＦＴＴＨサービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、移転前契約に基づく第２項に定める減額対象期間から同項に減額適用を受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、移転後契約のＦＴＴＨサービスに係る料金又はインターネット接続サービスに係る料金から減額します。

インターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）若しくはＦＴＴＨ電話サービス（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）又は当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス

５　第２項に定める減額適用（減額適用Ⅰに限ります。）を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのインターネット契約（以下この第５項において「変更前契約」といいます。）を解除すると同時に、そのＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡのものに限ります。以下この第５項において「変更後契約」といいます。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、変更前契約に基づく第２項に定める減額対象期間から減額適用Ⅰを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、変更後契約のインターネットサービスに係る料金から減額します。

６　第２項に定める減額適用（減額適用Ⅳに限ります。）を受けている場合（インターネット契約を締結していない場合に限ります。）であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、そのＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのＦＴＴＨ電話契約に基づく第２項に定める減額対象期間から減額適用Ⅳを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を還元します。

７　この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間に、利用契約（タイプⅢのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定める利用契約の締結に関する工事費の支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

８　この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間に、利用契約（タイプⅠであって、カテゴリーⅢのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定めるＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用の支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

９　この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに関し、（１）に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（（１）に定める審査完了日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。）から起算して 23 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 10 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。）について、（２）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１） 適用条件

ア　本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。 イ　そのインターネットサービスに係る契約者名義及びＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。 ウ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して４料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。 エ　当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第９項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

（２） 割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア　イ以外の間	税抜額 1,800 円
イ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

10　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１） インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２） プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

11　この改正規定実施の日から平成 27 年７月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠであって、プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約に関し、（１）に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 12 項までにおいて同じとします。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 12 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下こ附則第 12 項までにおいて同じとします。）について、（３）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取

り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１） 適用条件

ア　そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第 12 項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込まれたものであること。 イ　そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。 ウ　インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けていること。

（２） 変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービスに係るものに限ります。）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ２のものに限ります。）に係るものを除きます。）

（３） 割引額

ア　前号の区分アに該当する場合

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
（ア） 適用開始月から起算して 11 料金月の間	税抜額 1,800 円
（イ） 適用開始月から起算して 12 料金月から 23 料金月の間	税抜額 1,700 円
（ウ） 適用開始月から起算して 24 料金月目	税抜額 1,600 円

12　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１） インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２） プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

13　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 27 年７月１日から実施します。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年８月１日から実施します。

（定額利用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠであって、プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約に関し、（１）に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第３項までにおいて同じとします。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第３項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下こ附則第３項までにおいて同じとします。）について、（３）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

ア　そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第３項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込まれたものであること。

イ　そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。

ウ　インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けていること。

（２）　変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）、旧第１種ＡＤＳＬ接続サービス、旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス又は旧第３種ＡＤＳＬ接続サービスに係るものに限ります。）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ２のものに限ります。）に係るものを除きます。）

（３）　割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
（ア）　適用開始月から起算して 11 料金月の間	税抜額 1,800 円
（イ）　適用開始月から起算して 12 料金月から 23 料金月の間	税抜額 1,700 円
（ウ）　適用開始月から起算して 24 料金月目	税抜額 1,600 円

３　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとし

ます。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランＩへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年９月１日から実施します。

（定額利用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日以降、（１）に定める利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（減額適用Ⅱについては、その利用契約の申込みがインターネット契約者からのものである場合、減額適用Ⅳについては、既に減額適用Ⅳを受けている場合を除きます。）、それぞれ（２）に定める減額対象期間、この約款の規定にかかわらず、（３）に定める減額対象定額利用料について、１の料金月ごとにそれぞれ（３）に定める割引額（その料金月の減額対象定額利用料が割引額に満たない場合は、減額対象定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　利用契約

区分	利用契約
減額適用Ⅰ	インターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）のものに限ります。）
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものを除きます。）又はタイプⅤのものであって、料金表第１（基本利用料）１（適用）（６）欄が適用されないものに限ります。）
減額適用Ⅲ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅢのものに限ります。）
減額適用Ⅳ	インターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠ（料金表第１（基本利用料）１（適用）(10)欄に定めるインターネットサービス限定利用に係る料金の取扱いを受けるものを除きます。）のものに限ります。）又はＦＴＴＨ電話契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）

（２）　減額対象期間

区分	減額対象期間
減額適用Ⅰ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して 30 料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅱ	そのＦＴＴＨ電話サービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から

	起算して30料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅲ	そのインターネットサービスの基本使用料課金開始日の属する料金月から起算して24料金月が経過するまでの間
減額適用Ⅳ	そのインターネットサービス又はＦＴＴＨ電話サービスの基本使用料課金開始日（それぞれの基本使用料課金開始日が異なる場合は、いずれか早い日とします。）の属する料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの間

（３） 減額対象定額利用料及び割引額

区分	減額対象定額利用料	割引額（税抜額）
減額適用Ⅰ	インターネットサービスに係る定額利用料	750円
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（ＦＴＴＨ電話サービス加算額及び料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）	500円
減額適用Ⅲ	インターネットサービスに係る定額利用料	1,250円
減額適用Ⅳ	インターネットサービス及びＦＴＴＨ電話サービスに係る定額利用料（料金表第１（基本利用料）１（適用）(16)欄の定額利用料を除きます。）並びにＦＴＴＨ電話サービス加算額の合計額	1,250円

３　当社は、前項に定める取扱い（以下この附則第３項までにおいて「本減額適用」といいます。）を受けているＦＴＴＨ接続回線について、それぞれの減額対象期間内に次表に該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月をもって、本減額適用を廃止します。

区分	事由
減額適用Ⅰ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅱ	ＦＴＴＨ電話契約の解除があったとき。
減額適用Ⅲ	インターネット契約の解除があったとき。
減額適用Ⅳ	全ての利用契約の解除があったとき。

４　第２項に定める減額適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、居住場所の変更に伴いその利用契約（以下この第４項において「移転前契約」といいます。）を解除すると同時に、変更後の居住場所において新たに次表に定めるサービスに係る利用契約以下この第４項において「移転後契約」といいます。）の申込みがあり、当社がそのＦＴＴＨサービス又はインターネット接続サービスの提供を開始したときは、移転前契約に基づく第２項に定める減額対象期間から同項に減額適用を受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、移転後契約のＦＴＴＨサービスに係る料金又はインターネット接続サービスに係る料金から減額します。

インターネットサービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）若しくはＦＴＴＨ電話サービス（タイプⅡであって、カテゴリーⅠのものに限ります。）又は当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるアクセスコミュファ対応サービス

５　第２項に定める減額適用（減額適用Ⅰに限ります。）を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのインターネット契約（以下この第５項において「変更前契約」といいます。）を解除すると同時に、そのＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において新たにインターネット契約（タイプⅡであって、カテゴリーⅡのものに限ります。以下この第５項において「変更後契約」といいます。）の申込みがあり、当社がそのインタ

ーネットサービスの提供を開始したときは、変更前契約に基づく第２項に定める減額対象期間から減額適用Ｉを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を、変更後契約のインターネットサービスに係る料金から減額します。

６　第２項に定める減額適用（減額適用Ⅳに限ります。）を受けている場合（インターネット契約を締結していない場合に限ります。）であって、この改正規定実施の日以降に、当社が別に定める方法により、そのＦＴＴＨ電話契約を解除すると同時に、そのＦＴＴＨ接続回線の終端と同一の場所において新たにインターネット契約（タイプⅣのものに限ります。）の申込みがあり、当社がそのインターネットサービスの提供を開始したときは、そのＦＴＴＨ電話契約に基づく第２項に定める減額対象期間から減額適用Ⅳを受けた月数を除いた月数に税抜額 1,250 円を乗じて得た額を還元します。

７　この改正規定実施の日以降、利用契約（タイプⅢ（コースＩ又はコースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定める利用契約の締結に関する工事費の支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

８　この改正規定実施の日以降、利用契約（タイプＩであって、カテゴリーⅢのものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合、料金表第４（手続きに関する料金及び工事費）に定めるＦＴＴＨ接続回線の新設に関する費用の支払いを要しません。

ただし、第 46 条第２項に定める場合は、この限りでありません。

９　この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプＩに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに関し、（１）に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（（１）に定める審査完了日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。）から起算して 23 料金月が経過するまでの間（以下この附則第 10 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプＩであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。）について、（２）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

ア　本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。

イ　そのインターネットサービスに係る契約者名義及びＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。

ウ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して４料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。

エ　当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第９項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

（２）　割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア　イ以外の間	税抜額 1,800 円
イ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

10　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

11　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年 11 月１日から実施します。

（定額利用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 28 年１月 31 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに関し、（１）に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（（１）に定める審査完了日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第３項までにおいて同じとします。）から起算して 23 料金月が経過するまでの間（以下この附則第３項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下この附則第３項までにおいて同じとします。）について、（２）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

ア　本減額適用（本項に定める取扱いをいいます。以下この附則第３項までにおいて同じとします。）に係る当社所定の申込書を当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。
イ　そのインターネットサービスに係る契約者名義及びＦＴＴＨ接続回線の終端の設置場

所と同一の契約者名義及び住所において、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の提供を現に受けていること又は当社が別に定める日まで受けていたこと。

ウ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して４料金月以内に、イに定める内容を当社が確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が別に定めるＦＴＴＨサービス取扱所に提出すること。

エ　当社がウに定める申込書及び書類の確認を完了した日（以下この附則第３項までにおいて「審査完了日」といいます。）において、プランⅢの適用を受けていること。

（２）　割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
ア　イ以外の間	税抜額 1,800 円
イ　そのインターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して 13 料金月から 24 料金月の間	税抜額 1,700 円

３　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間内に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日の属する料金月の前料金月の末日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランⅢからプランⅠ又はプランⅡへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

４　この改正規定実施の日から平成 28 年２月 29 日までの間に、インターネット契約（タイプⅠであって、プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みがあり当社が承諾した場合（そのインターネット契約に関し、（１）に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、適用開始月（そのインターネットサービスの基本利用料課金開始日の属する料金月の翌料金月をいいます。以下この附則第５項までにおいて同じとします。）から起算して 24 料金月が経過するまでの間（以下この附則第５項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、インターネットサービスに係る定額利用料（タイプⅠであって、プランⅢに係るものに限ります。以下こ附則第５項までにおいて同じとします。）について、（３）に定める割引額（その料金月の定額利用料が割引額に満たない場合は、定額利用料とします。）を減額します。この場合において、本則第 44 条（定額利用料の支払義務）及び第 55 条（責任の制限）の適用については、減額後の定額利用料を定額利用料としてみなして取り扱います。

ただし、この約款の附則に定める又は当社が別に定めるところにより定額利用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

ア　そのインターネット契約が、当社が別に定める方法により、変更前契約（次表に定めるものをいいます。以下この附則第５項までにおいて同じとします。）の解除の通知と同時に申込まれたものであること。

イ　そのインターネット契約の申込みがあった日の属する料金月の翌料金月から起算して６料金月が経過するまでの間に、当社がインターネットサービスの提供を開始していること。 ウ　インターネットサービスの提供を開始した日の属する料金月の末日において、プランⅢの適用を受けていること。

（２）　変更前契約

当社のインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約（フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）、旧フレッツ対応サービス（「フレッツ・ＡＤＳＬ」コース）又は旧第２種ＡＤＳＬ接続サービス又は係るものに限ります。）又はメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話契約（事務用一般メタルプラス電話（タイプ２のものに限ります。）に係るものを除きます。）

（３）　割引額

１ユーザコードごとに月額

区分	料金額
（ア）　適用開始月から起算して 11 料金月の間	税抜額 1,800 円
（イ）　適用開始月から起算して 12 料金月から 23 料金月の間	税抜額 1,700 円
（ウ）　適用開始月から起算して 24 料金月目	税抜額 1,600 円

５　当社は、本減額適用を受けているＦＴＴＨ接続回線について、減額対象期間に次表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、本減額適用を廃止します。この場合における本減額適用の取扱いについては、同表の右欄のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
（１）　インターネット契約の解除があったとき。	契約の解除があった日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。
（２）　プランⅠへのプラン種別の変更があったとき。	プラン種別の変更があった日の前日までの定額利用料について、本減額適用の対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年 11 月 17 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年 12 月１日から実施します。

（その他）

２　平成 27 年９月１日から実施の附則第７項中、「利用契約（タイプⅢのものに限ります。）」を「利用契約（タイプⅢ（コースⅠ又はコースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）」

に改めます。

附則
この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附則
この改正規定は、平成 28 年１月 14 日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年３月 18 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年４月１日から実施します。
（基本利用料の減額適用に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 28 年７月 31 日までの間に請求するＦＴＴＨサービスの料金その他の債務については、改正前の規定に基づき「ＫＤＤＩまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額の取扱いを行います。

附則
この改正規定は、平成 28 年５月 21 日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年７月１日から実施します。
（メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置）
２　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年９月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年 11 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 28 年７月１日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

附則
この改正規定は、平成 28 年 12 月１日から実施します。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年１月 19 日から実施します。
（プラン種別に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、次表の左欄のＦＴＴＨサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄のＦＴＴＨサービスの提供を受けているものとみなします。

ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅠ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）
ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅠ（コースⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）
ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅡに限ります。）に限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）
ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。）	ＦＴＴＨサービス（タイプⅡ（カテゴリーⅢ（コースⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年２月 11 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年２月 13 日から実施します。
（プラン種別に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、次表の左欄の基本契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の基本契約を締結しているものとみなします。

基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅠ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）に限ります。）
基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅠ（コースⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）
基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅡに限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）
基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅢ（コースⅡに限ります。）に限ります。）に限ります。）	基本契約（タイプⅣ（カテゴリーⅢ（コースⅡ（プランⅠに限ります。）に限ります。）に限ります。）

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。